

【表紙】	
【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年9月9日
【事業年度】	自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日
【会社名】	ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ (Nomura Europe Finance N.V.)
【代表者の役職氏名】	社長兼業務執行取締役 (President & Managing Director) 荻原 康 昭 (Yasuaki Ogiwara)
【本店の所在の場所】	オランダ王国 アムステルダム市1096HA アムステルプライン1 レンブラント・タワー19階 (Rembrandt Tower 19th floor, Amstelplein 1, 1096HA Amsterdam, The Netherlands)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 柴 田 弘 典
【代理人の住所又は所在地】	東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所
【電話番号】	03-6888-1000
【事務連絡者氏名】	弁護士 田 子 晃
【連絡場所】	東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所
【電話番号】	03-6888-4710
【縦覧に供する場所】	該当事項なし

(注1) 本書中の「提出会社」、「当社」または「NEF」は法人所在地をアムステルダムとするノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイを指し、「保証会社」または「野村ホールディングス」は野村ホールディングス株式会社を指し、「野村グループ」は野村ホールディングスおよびその連結子会社を指す。

(注2) 本書中に別段の表示がある場合を除き、

- ・「ユーロ」、「EUR」または「?」は全て欧州経済通貨同盟に参加している欧州連合の加盟国の統一通貨を指し、
- ・「豪ドル」または「A\$」は全てオーストラリア連邦の法定通貨を指し、
- ・「米ドル」、「U.S.\$」または「\$」は全てアメリカ合衆国の法定通貨を指し、
- ・「円」または「¥」は全て日本国の法定通貨を指す。

本書において、別段の記載がある場合を除き、便宜上記載されている日本円への換算は、2011年8月30日に株式会社三菱東京UFJ銀行が発表した対顧客電信直物売買相場の仲値1ユーロ＝111.63円で換算されている。

(注3) 本書の表で計数が四捨五入されている場合、合計は計数の総和と必ずしも一致しない。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

1【会社制度等の概要】

(1)【提出会社の属する国・州等における会社制度】

オランダにおける会社設立の方法

オランダ法の下に設立された会社はその法人所在地をオランダ国内に置く必要がある。オランダ法においては、会社の国籍決定につき設立地主義を採用しており、会社がその主たる事業をオランダ国外で行うことによってその国籍を失うことはない。

オランダ法は、有限責任株式公開会社（naamloze vennootschapもしくはN.V.）または有限責任株式非公開会社（besloten vennootschap met beperkte aansprakelijkheidもしくはB.V.）の2種類の会社を規定している。この2つの会社形態はその性質および構造が比較的類似しているが、現在かかるN.V.およびB.V.の間の主な相違は以下のとおりである。

(i) N.V.の最小の発行済および払込済株式資本は、現在45,000ユーロであり、B.V.については18,000ユーロである。

(ii) B.V.は記名株式のみを発行することができ、無記名式の株式を発行することはできない。また、株券を発行することはできない。N.V.は記名式、無記名式いずれの株式を発行することもできる。

(iii) 法により、B.V.の定款は、たとえ単独株主であっても株式譲渡を制限する条項を含まなければならないため、B.V.の株式は上場できないことがある。N.V.に関しては、かかる条項は任意である。

会社（以下「会社」とは、B.V.およびN.V.の両方を指す。）は定款（statuten）を含む設立の公正証書（akte van oprichting）を作成することにより設立される。

設立によって会社は法人となる。

会社は、オランダ民法典第2編に含まれるオランダ会社法および定款の規定に従って統治される。定款は法律の強行規定に反してはならない。しかし、全ての場合にオランダ会社法は強行法規性を備えていない。

オランダ民法典第2編では、会社の定款中において少なくとも以下の項目を記載していなければならないとされる。

(i) 名称

(ii) 所在地

(iii) 目的

(iv) 授権株式資本ならびに株式の数および額面金額

(v) 執行取締役がその義務の履行を怠るかまたは妨げられた場合の規定

会社の公式な（法人）所在地はオランダ国内でなくてはならない。会社は、公式所在地以外の場所に、業務上の住所および／または本社を置くことができる。法に従って、全ての会社は商業登記簿に所定の法定事項を届け出る必要がある。公式所在地および商業登記簿ナンバーは、会社の特定の書類（電報および広告を除く。）に記載されなければならない。

会社の目的は会社の主たる事業の簡潔な記述で足りる。目的の項は定款の変更によって変更することができる。会社が当該目的の実現に資する行為を行わない場合には、会社または破産管財人は、取引を無効とする越権行為の原則（ultra vires doctrine）を主張することができる。

オランダ会社法は、各会社が期限の定めなく存続することを規定している。

執行取締役会および監督取締役会

会社は、原則として、後述のいわゆる「大会社制 (Large Company Regime)」が適用されない限り、執行取締役会による一段階の経営構造になっている。「大会社制」の場合、監督取締役会という追加的機関が、法により義務付けられている。その他の場合においては、会社は監督取締役会という追加的機関の設置を選択することができる。多くの会社は、その選択または「大会社制」の適用のいずれかにより、監督取締役会 (raad van commissarissen) および執行取締役会 (bestuur) の二段階の経営構造になっている。

監督取締役会は自然人のみで構成されるが、執行取締役会は自然人、法人のいずれも構成員となることができる。監督取締役会は、定款または法律によりその他の権限が付与されている場合を除き、監督・助言機能を有する。しかし、執行機能を有することはできない。後述のいわゆる「大会社制」が適用される場合を除き、株主は定款中において株主総会以外では執行取締役会のみを設置する旨を定めることができる。

会社が人員数および資本規模において特定の要件を3年間連続で満たしている場合、当該会社は、法に従い、法定規則を遵守し、とりわけ、執行取締役会に加え、監督取締役会を設置しなければならない（「大会社制」）。この場合、執行取締役会の構成員は、一般的に監督取締役会により選任および解任される。

株式資本

オランダ会社法では、「授權資本」、「発行済資本」および「払込済資本」を区別している。株式資本と負債の比率については、オランダ会社法上の規定はない。定款は授權資本の規定を有していなくてはならず、授權資本は、定款の変更がない限りそれを超えて株式を発行できない限度を定めている。授權資本の限度内であれば、会社の発行済資本はオランダ民法典第2編および定款所定の手続によって下記のとおり増加させることができる。授權資本は、定款に基づき発行される株式の最大額面金額である。授權資本は、実際の発行済資本の5倍を超えてはならない。株式は、定款に規定される額面金額でなければならない。定款は、額面金額の異なる様々な株式の種類を定めることができる。

発行済および払込済資本の最低金額は、B.V.については18,000ユーロ以上、N.V.については45,000ユーロ以上でなければならない。一般に、発行済株式は全額払込済であり、かかる場合発行済資本および払込済資本は同一であるが、定款に定めのある場合には、少なくとも発行済株式の額面金額の25%を払い込む一部払込済株式が認められる。ただし、かかる払込金額は、B.V.については18,000ユーロ以上、N.V.については45,000ユーロ以上であることを条件とする。

法規定に基づき、株式の各発行に関して定められた条件として、払込の繰延およびオランダ通貨以外の対価を定めることができる。株式が公募される場合、これらの条件は目論見書に記載される。一般に、全額払込済ではない株式を譲渡する株主は、残額の支払について会社に対し引続き責任を負う。さらに、オランダ会社法は、全額払込済ではない株式の譲渡に関し、一定の追加的手続を課している。

会社の定款において、会社の株式資本は、ユーロでのみ表示することができる。株式に係る支払は、現金または現物で行うことができる。

記名式株式の譲渡は、オランダ民法典第2編第186条 (N.V.の場合) および第196条 (B.V.の場合) の規定に従い、公正証書の作成により効力を生じるものとされている。株式を譲渡された会社が譲渡の当事者でない場合、書面による承認書がかかる会社へ供されなければならない。

資本増加

授權された機関 (orgaan) として執行取締役会が株主総会により指定されない限り、株主総会は、株式発行を決議する権限ならびにかかる株式の発行価額およびその他の発行条件を決定する権限を有する。N.V.の場合、上記の指定は5年以内の特定の期間においてのみ有効であり、5年以内の期間で随時延長することができる。

授權資本は、定款の変更により増加させることができる。株式は額面金額を下回って発行してはならないが、額面金額を上回っての発行は可能である。発行済資本は授權資本を超えることはできない。原則として、既存の株主は、新規発行株式に関して先買権がある。これらの先買権は、株主総会（または指定された機関）により制限または除外することができる。

資本減少

オランダ会社法および定款の規定に従い、株主総会は、(i)株式の消却、または(ii)定款の変更を通じて株式の額面金額を減額することにより、発行済株式資本の減少を決議することができる。

株式の買戻

会社は、全額払込済株式のみ自己資金で取得することができる。会社が対価の支払を要しない場合、または全ての (onder algemene titel) 株式が取得される場合、無制限に行うことができる。取得価格の支払に対する株式の取得は、会社の定款に規定されなければならない。会社の資本および剰余金ならびに買い戻される会社の発行済株式の割合 (B.V. : 最大50%、非上場N.V. : 1株を除く全株式、上場N.V. : 最大50%) に関する特定の条件を満たさなければならない。株主総会は、執行取締役会に授權を行わなければならない (B.V.の場合、この権限は他の機関に委任することができる。)。原則として、N.V.の株主総会による授權は18ヶ月を超える期間にわたって付与することはできず、オランダ会社法に規定される一定の詳述が含まなければならない。

買い戻された株式は引続き発行済であるが、将来譲渡が要求された場合のため、会社により自己保有株式とみなされる。

分配

定款に別段の定めのない限り、利益は株主に分配されるものとする。定款には、利益の処分権限を株主総会の権限とする旨を規定することができる。この場合、株主総会は、利益を剰余金に組み入れ、分配される配当金額を決定する権限を有する。あるいは、利益の剰余金への割当を行う権限を、執行取締役会または監督取締役会等の他の機関に付与する旨を定款に規定することができる。

配当は利益からのみ分配される（当該利益が当該年度のものであるか前年度のものであるかを問わない。）。配当は、株主に対しその所有株式の額面金額に応じて支払われる。また、会社は、上記記載の要件ならびにオランダ民法典および会社の定款の規定に従い、中間配当を行うことができる。

法律または定款の下で維持することが規定されていない会社の剰余金残高は、通常、執行取締役会の信任義務に従い、随時株主に分配される。これらの分配可能剰余金は、株式払込剰余金等を含む。

株主およびその権限

オランダ会社法は、オランダの株主と外国の株主とで区別を設けていない。

オランダ会社法の主な原則の一つは、全ての株主は、同じ状況において、同等に扱われなければならないということである。各株主は、会社において株主総会に出席する権利、株主総会で発言する権利および議決権を行使する権利を有する。一般に、株主には同等に情報が与えられなければならない。

株主総会において、一般に決議は議決権の単純多数により可決される。少数株主は、特別な過半数または大多数を要求する法律または定款の特別規定によりその立場が強化されない限り、多数票を得ることができない。株主総会で少数株主が行行使できる実際の影響力は、自身の所有株式数、他の株主が保有する株式およびかかる株主総会に実際に出席している株主数に直接的に関連している。

オランダ会社法は、少数株主が利用可能な特定の権利および救済方法について規定している。これらの権利は、とりわけ会社の業務の実施方法に少数株主が反対する場合に関連する。

オランダ法の下で、株主は他の株主に対し受託者としての義務を負わない。原則として、オランダ法の下で、株主は自身の利益のみを追求することができるが、これは自身が保有する利益であるためである。しかし、オランダの判例法においては、オランダの企業統治法に規定されているとおり、株主は他の株主の利益を害してはならないと判断されている。

株主総会は会社の機関である。法により特定の権限を付与されており、多くの場合、当該権限は定款により補足される。法または定款により会社の他の機関に対して付与されていない権限は、株主総会によって行使される。しかし、株主総会は会社の最高機関ではない。したがって、株主総会は、以下の事項を行うことはできない。

- (i) 会社の執行機関として行為すること（これは執行取締役会の固有の権能である。）。
- (ii) 執行取締役会に詳細な指示を与えること。
- (iii) 法または定款が監督取締役会に決定権を授権した場合に、監督取締役会の決定を却下すること。

株主総会

株主総会は、定款に定められたオランダ国内の場所においてのみ開催される。株主総会は、年一回以上開催されなければならない。年次株主総会と呼ばれる。年次株主総会は、定款中に短縮した期間が定められていない限り、会社の事業年度の終了から6ヶ月以内に開催されなければならない。株主総会は、通常執行取締役会または監督取締役会により招集される。

株式が上場されていないN.V.に関し、株主総会招集通知は、株主総会の日15日前までに、無記名株式が発行されている場合は指定された新聞に発表され、記名株式が発行されている場合には郵送により送付されなければならない。株主総会が適正な方法により招集されない場合、有効な決議は全ての株主が出席したか、または代理人により議決権を行使した場合にのみ採択することができる。議案は、株主総会を招集した者が決定する。議案にない事項に関する決議は、全ての株主の全員一致の場合のみ有効となる。株式を上場しているN.V.については、特定の法規定が適用される。とりわけ、株式を上場しているN.V.の株主総会は、株主総会の日42日前までに招集されなければならない。参加および投票に係る強制基準日（株主総会の日28日前）が適用される。

実務上、定款には監督取締役会（もしあれば）の会長または執行取締役会の会長が株主総会の議長となる旨がしばしば規定される。議長は議事録の保管および出席者名簿の作成のために秘書役を指名することができる。

オランダ会社法は、（合併または業務執行取締役の任命の決議といった）特定の決議について、定足数を規定している。さらに、定款は（例えば、定款の変更および会社の解散の決議等に関し）大多数および定足数の要件について定めることができる。

(2) 【提出会社の定款等に規定する制度】

当社の株式資本

当社の授權資本は、1株当たり454ユーロである普通株式（以下「普通株式」という。）315,000株、合計143,010,000ユーロである。2011年9月7日付の商業登記簿抄本によると、当社の発行済および払込済株式資本は51,302,000ユーロであり、普通株式113,000株に分割される。

株式の形式

普通株式は、記名式株式である。

株式発行

普通株式は、株主総会の決議に従って発行することができる。株主総会は、上述のとおり、その決議により株式発行の権限を最長5年間にわたり執行取締役会に委任することができる。かかる委任が行われた場合、株主総会は当

該委任期間中、株式発行の権限を有さない。

普通株式を発行する決議を行う権限を与えられた機関（すなわち、株主総会または執行取締役会）は、発行価額およびその他の発行条件を決定する。普通株式は、発行時に全額払い込まなければならない。各株主は、発行される株式に関し先買権を有する。

原則として、各株主は株式が発行されるときはいつでも、その保有株式の合計金額に比例して、発行される株式に関し先買権を有する。

執行取締役会

執行取締役会は、当社の業務および経営について責任を負っている。執行取締役会は、株主総会により決定される構成員数から構成される。執行取締役会の全ての構成員は株主総会により選任および解任される。当社の定款には執行取締役の任期に係る定めはない。執行取締役の報酬は、株主総会により決定される。

当社の定款には執行取締役会の正式な会合の数、定足数または決議手続についての定めはない。ただし、執行取締役会の決議は投票数の絶対多数をもって採択される。執行取締役会の会合において可否同数となった場合は、株主総会が決定する。株主総会は、決議により執行取締役会の明確に確定した決定を承認することができる。さらに、執行取締役会は内部の意思決定手続について定めた内部規程を採用している。

当社の定款は、監督取締役会について規定していない。

執行取締役会に加え、執行取締役会の各構成員は、個々に当社を代表する権限を有している。

株主総会

年次株主総会は、当社の事業年度の終了から6ヶ月以内に開催されなければならない。臨時株主総会は、執行取締役会が必要と判断したときに開催される。株主総会は、ハーレム、アムステルダム、ロッテルダムまたはハーレミア（スキポール空港）で開催される。その他の場所で開催される株主総会においては、全ての発行済株式が代表される場合にのみ、有効な決議を採択することができる。

株主本人またはその代理人は、株主総会に出席することができる。株主総会の決議は、定款または法律に別段の定めがない限り、行使された議決権の過半数により採択される。執行取締役会の事前の認識を条件として、株主は、総会を開催しなくとも、株主総会で可決する全ての決議を可決することができる。当社の定款に基づき、全ての株主が書面、電報、ファクシミリまたはテレックスにより当該提案に賛成する意思を表明した場合にのみ、かかる決議は有効となる。

年次株主総会の議題は、年次計算書類の承認および利益の配当を含む特定の議題を含んでいなければならない。

議決権

当社の株式資本の各株式には、1議決権が付与されている。

配当受領権

オランダ民法典第2編第105条に従い、株主総会は、普通株式についての年間配当金の支払の有無および利益の分配方法について決議するものとする。

自由に配当可能な剰余金がある限り、オランダ民法典第2編第105条に従って、株主総会は、当社の執行取締役会の承認の後、中間配当の支払を決定することができる。

会計

当社の事業年度は、4月1日から翌年の3月31日までである。

執行取締役会は、毎事業年度末から5ヶ月以内（ただし、特別な事態に応じて、かかる期間が株主総会により最長

6ヶ月延長された場合を除く。)に年次決算書を作成し、株主に公開するものとする。また、執行取締役会は、同期間内に年次報告書を作成するものとする。

2【外国為替管理制度】

現在、オランダ国内で効力を有するオランダ会社法の規定または当社の定款上の規定の中に、オランダの居住者でない当社株主への送金を制限するものはない。当社の株式に関するユーロによる現金配当は適法にオランダの銀行口座から送金でき、ユーロからいかなる交換可能通貨にも交換することができる。しかし、他通貨への交換および／またはオランダ国外への送金は、1977年制裁法 (Sanctiewet 1977)、1994年対外財政関係法 (Wet financiële betrekkingen buitenland 1994) または国際的制裁により制限される可能性がある。さらに、1994年対外財政関係法に従い、オランダ中央銀行は、オランダ王国の居住者により行われる国外への支払に対し一定の報告要件を課すことがある。かかる居住者は、2003年一般報告指令 (Rapportagevoorschriften betalingsbalansrapportages 2003) に従い、オランダ中央銀行に国外への支払を報告しなければならない。報告要件は、主にオランダ中央銀行が国際収支統計 (betalingsbalans) を編成できるようにすることを目的としている。報告要件は、支払義務の相殺にも適用される。

3【課税上の取扱い】

(1) オランダの租税制度

以下は、概要であり、ここに記載された課税上の取扱いは本社債権者（以下に定義する。）に適用されない可能性がある。潜在的投資家は、その特有の状況における本社債の取得、所有および処分に関連する課税上の取扱いの詳細について、自身の税務顧問の助言を求めるべきである。本項において、「本社債」とは、400億米ドルのユーロ・ノート・プログラムに基づきNEFが発行した社債およびノムラ・グローバル・ファンディング・ピー・エル・シーが発行し、NEFがその債務を承継した社債をいう。

税制に係るこの概要は、本社債の取得、所有および処分に関連するオランダにおける主たる課税上の取扱いのみを対象とするものである。特別な状況または適用ある法律の下で特別な課税上の取扱いに服する特定の本社債権者に関連する税制について全ての側面を考慮したわけではない。この概要において、オランダの概念に言及するために英語による用語および表現が使用されている場合、当該用語および表現に与えられた意味は、オランダの税法に基づき相当するオランダの概念に与えられた意味を有するものとする。本租税制度の概要において「オランダ」および「オランダの」という用語が使用される場合、オランダ王国の欧州部分のみを指す。

この概要は、本書の日付現在に有効なオランダの税法（未公表の判例は含まない。）に基づいている。この概要が基準としているかかる税法は、変更される可能性があり、遡及的効果を伴う可能性もある。かかる変更は、この概要（当該変更を反映するために更新されることはない。）の内容を無効にする可能性がある。この概要は、本社債に係る各取引が独立当事者間の取引であることを前提としている。

オランダの税制に係る本項目において、「本社債権者」と言及する場合、当該概念には以下が含まれる（ただし、これに限定されない。）。

1. 一または複数の本社債の所有者であり、当該本社債の権利に加え当該本社債に対する経済的利益を有していること。
2. 一または複数の本社債について、完全な経済的利益を有する者または事業体。
3. オランダ税制の目的上透明性があり、上記1. または2. の意味の範囲内において、その資産が一または複数の本社債を構成するパートナーシップもしくはミューチュアル・ファンド等の事業体の持分を有する者または事業体。
4. 信託または財団法人のように、分離された財産に係る2001年オランダ所得税法 (Wet inkomstenbelasting 2001) 第2.14a条の適用規則に従い、上記1. から3. に言及されたように本社債に対する利益を有すると

みなされる者。

源泉徴収税

本社債に係る一切の支払は、オランダまたはオランダ国内における下部行政主体もしくは税務当局により課税、徴収、源泉徴収または賦課されるあらゆる租税（性質の如何を問わない。）のまたはそれに係る源泉徴収または控除を受けない。ただし、かかる本社債をオランダ税制の目的上当社の株主資本と分類することができる発行条件に基づき本社債が発行される場合または1969年オランダ法人所得税法（Wet op de vennootschapsbelasting 1969）第10条第1項第d号の意味において実際に当社の株主資本として機能している場合で、かつ本社債が当社もしくは当社に関連する事業体により発行されたかもしくは発行される予定の株式もしくはその他の持分金融商品と引き換えに償還可能であるか、それらに転換可能であるかもしくはそれらに連動している場合を除く。

所得税およびキャピタル・ゲイン税

本「所得税およびキャピタル・ゲイン税」に記載された概要は、オランダの所得税または法人所得税の目的上オランダの居住者またはみなし居住者のいずれにも該当せず、さらに個人の場合、オランダの所得税の目的上オランダのみなし居住者であることを選択していない本社債権者（以下「非居住者である本社債権者」という。）にのみ適用されるものとする。

個人

非居住者である本社債権者で個人の者は、本社債から得ているかまたは得ているとみなされる一切の利益（本社債に基づく一切の支払および本社債の処分に係る一切の実現利益を含む。）について、オランダのいかなる所得税またはキャピタル・ゲイン税にも服さない。ただし、下記の場合を除く。

1. 同個人が企業から利益を得ている場合、起業家（ondernemer）として、またはかかる企業の純価値に対する共同権利に従った利益であるかを問わないが、株主として得る利益を除く。かかる企業は、オランダ国内にて運営されているか、その全部または一部がオランダ国内における恒久的施設または恒久的代理人を通じて営まれており、かつ同個人の本社債がかかる企業に帰属する場合とする。
2. 同個人が、本社債からオランダ国内における雑業務による収益（resultaat uit overige werkzaamheden）として課税される利益を得ているか、または利益を得ているとみなされる場合。

本社債権者が、個人であり、上記の例外1. にあてはまらない場合、かつ本社債から利益（かかる本社債に基づく一切の支払および本社債の処分に係る一切の実現利益を含む。）を得ているかまたは得ているとみなされる場合で、同個人または2001年オランダ所得税法（Wet inkomstenbelasting 2001）第3.91条第2項第b号もしくは第c号の意味における同個人に関係のある者が当社に対して実質的な持分（aanmerkelijk belang）を有している場合、かかる利益は、オランダ国内における雑業務による収益として課税される。

一般に、当社に対して実質的な持分を有する者とは、かかる者が、単独もしくは個人の場合はパートナー（partner）（もしあれば）と共同で、直接的もしくは間接的に、当社の総発行済資本（もしくは一切の種類株式の発行済資本）の5%以上を表章する株式数を、または、直接的もしくは間接的に、当社の総発行済資本（もしくは一切の種類株式の発行済資本）の5%以上を表章する株式数（発行されているかどうかを問わない。）または当社の年間利益の5%以上もしくは当社の清算手取金の5%以上に関連する利益参加証書（winstbewijzen）を取得する権利を所有もしくは2001年オランダ所得税法（Wet inkomstenbelasting 2001）第2.14a条に従い所有しているとみなされる場合をいう。

株式または利益参加証書からの利益（用益権の所有者等）に対する権利を有する者は、それぞれ株式または利益参加証書の所有者とみなされ、かかる者の当該利益に対する権利は、それぞれ株式または利益参加証書で

あるものとみなされる。

さらに、本社債権者が、個人であり、上記の例外1. にあてはまらない場合、上記により、とりわけ下記の状態において、雑業務による収益として課税される利益を本社債から得ることがあり、または得るとみなされることがある（オランダ国内において当該業務が遂行されまたは遂行されているとみなされた場合）。

- a. 同個人の投資活動が、アクティブ・ポートフォリオ投資家の活動を超える場合（内部情報（voorkennis）または同様な形式の特別情報の使用等）。
- b. 同個人が、本社債を、2001年オランダ所得税法（Wet inkomstenbelasting 2001）第3.91条および第3.92条における意味による一定の当事者に対して、法律上または事実上、直接的または間接的に、同条文に記載の状況において提供しているかまたは提供しているとみなされる場合。
- c. 同個人が、直接的または間接的を問わず本社債を所有し、かかる本社債から得られる利益の全部または一部を、同個人または2001年オランダ所得税法（Wet inkomstenbelasting 2001）第3.92b条第5項の意味における同個人に関係のある者がオランダ国内において行ったかまたは行ったとみなされる活動の報酬とする意図がある場合。

帰属規則

18歳未満の実子または養子が一定の雑業務から得ているまたは得っているとみなされる収益は、子の居住地に関わらず、かかる子に対して権限を行使する親に帰属する。

事業体

非居住者である本社債権者は、個人である場合を除き、本社債から得ているかまたは得っているとみなされる利益（本社債に基づく一切の支払および本社債の処分に係る一切の実現利益を含む。）について、オランダのいかなる所得税またはキャピタル・ゲイン税にも服さない。ただし、下記の場合を除く。

- (a) かかる非居住者である本社債権者が、企業から直接利益を得ている場合。かかる企業の純価値に対する共同権利に従った利益であるかを問わないが、有価証券の所持人として得る利益を除く。かかる企業は、オランダ国内にて運営されているか、その全部または一部がオランダ国内における恒久的施設または恒久的代理人を通じて営まれており、かつ同本社債権者の社債がかかる企業に帰属する場合とする。
- (b) かかる非居住者である本社債権者が、（個人の項目において記述したように）当社に対して実質的な持分を有している場合、または当社に対して実質的な持分を有しているとみなされる場合をいう。

実質的な持分を有しているとみなされる場合とは、株式、利益参加証書または当社の株式を取得する権利が非認識規定の適用に基づき保有される場合または保有されるとみなされた場合をいう。

一般

上記に従い、非居住者である本社債権者は、本社債の発行に関する書類の調印（ondertekening）、交付（overhandiging）および／もしくは執行または本社債もしくはかかる書類に基づく当社の義務の履行のみの理由においてオランダにおける所得税に服さない。

贈与税および相続税

本社債権者が、本社債を（形式または内容において）贈与にて処分した場合、または個人である本社債権者が死亡した場合は、それぞれオランダの贈与税または相続税は課税されない。ただし、下記の場合はこの限りではない。

- (i) 贈与者またはかかる死亡者が、それぞれオランダの贈与税または相続税の目的上オランダの居住者またはみなし居住者である場合。

(ii) 贈与者が、本社債を贈与後にオランダの居住者またはみなし居住者となった場合で、かかる贈与の日付から180日以内で、オランダの居住者またはみなし居住者として死亡した場合。

上記の目的のため、停止条件 (opschortende voorwaarde) に基づく本社債の贈与は、停止条件が満たされた場合に行われるとみなされる。

その他の租税

本社債の(i)発行に関する文書の調印、交付および／もしくは法的手続(オランダの裁判所における外国判決の執行を含む。)による執行、(ii)かかる文書もしくは本社債に基づく当社の義務の履行、または(iii)本社債の譲渡に関連して、オランダの登録税、譲渡税、印紙税もしくはその他の類似の文書税(裁判所費用を除く。)はオランダにおいて課されない。ただし、本社債に基づく権利の全部もしくは一部を満足する場合において、オランダの不動産譲渡税 (overdrachtsbelasting) の目的上オランダに所在する不動産もしくはオランダに所在する不動産に対する権利として適格な資産もしくは資産の持分 (economische eigendom) を本社債権者が取得する場合、または本社債がオランダの不動産譲渡税の目的上オランダに所在する不動産もしくはオランダに所在する不動産に対する権利として適格な資産の持分 (economische eigendom) を表章する発行条件に基づき本社債が発行される場合、オランダの不動産譲渡税 (overdrachtsbelasting) が本社債権者に対して課される場合がある。

(2) 日本の租税制度

居住者または内国法人に対して支払われた本社債に関する利息は、通常現行の租税法規に基づき日本における課税の対象となる。居住者または内国法人がかかる利息を国内における支払の取扱者を通じて交付される場合、支払われた利息は、通常15%の所得税および5%の地方税が源泉徴収される。内国法人による本社債の譲渡から生じる利益は益金の額に算入されるが、居住者による本社債の譲渡から生じる利益は、一定の場合を除き、日本における課税の対象とはならない。居住者または内国法人が本社債の償還を受けたことによって得た利益は、通常現行の租税法規に基づき日本における課税の対象となる。

本社債に関して非居住者または外国法人に対して支払われた利息は、通常日本の課税の対象とはならない。非居住者または外国法人による本社債の日本における譲渡から生じる利益は、日本において恒久的施設を有する非居住者または外国法人による譲渡の場合を除き、通常日本の課税の対象とはならない。ただし、非居住者または外国法人に納税義務が課される場合も、租税条約の適用ある規定により、限定または免除される場合がある。本社債に関して非居住者または外国法人が本社債の償還を受けたことによって得た利益も、通常日本の課税の対象とはならない(ただし、租税条約の規定の適用があればそれに従う。)

4【法律意見】

当社のオランダにおける法律顧問であるデ・ブラウ・ブラックストーン・ウエストブルック・ロンドン・ビー・ブイ (De Brauw Blackstone Westbroek London B.V.) より、下記の趣旨の法律意見書が提出されている。ただし、一定の仮定および留保に服する。

本書中の記載は、オランダの法律(オランダ税法を除く。)に関する限りにおいて正確である。

当社のオランダにおける法律顧問であるロイエンズ・アンド・ルフ (Loyens & Loeff) より、下記の趣旨の法律意見書が提出されている。

オランダの法令に関する本書の「3 課税上の取扱い—(1) オランダの租税制度」の記述は、全ての重要な点において真実かつ正確である。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

当社は、2007年3月31日現在においてもその後の期間においても子会社または関連会社を有していないため、2007年3月31日、2008年3月31日、2009年3月31日、2010年3月31日および2011年3月31日に終了した各年度については、連結財務書類の作成は要求されていない。

(2) 提出会社の事業年度に係る主要な経営指標等の推移

決算期		2007年3月31日 終了事業年度
		オランダ基準(注1)
金融収益	千ユーロ	247,283
	百万円	27,604
税引前利益	千ユーロ	21,120
	百万円	2,358
当期純利益	千ユーロ	15,489
	百万円	1,729
発行済および払込済株式 資本	千ユーロ	51,302
	百万円	5,727
発行済株式総数	株	113,000
株主資本合計	千ユーロ	166,366
	百万円	18,571
資産合計	千ユーロ	19,178,863
	百万円	2,140,936
1株当たり株主資本	ユーロ	1,472
	円	164,319
1株当たり当期純利益	ユーロ	137.07
	円	15,301.12
自己資本比率	%	0.87
自己資本利益率	%	9.76
営業活動による キャッシュ・フロー	千ユーロ	197,023
	百万円	21,994
投資活動による キャッシュ・フロー	千ユーロ	7,490
	百万円	836
財務活動による キャッシュ・フロー	千ユーロ	(237,195)
	百万円	(26,478)
当期における現金残高	千ユーロ	442,728
	百万円	49,422

(注1) オランダにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則。

決算期		2008年3月31日 終了事業年度 (注3)	2009年3月31日 終了事業年度	2010年3月31日 終了事業年度	2011年3月31日 終了事業年度
		IFRS(注2)			
受取利息および類似収益	百万円	81,251	55,943	22,382	26,959
税引前利益	百万円	5,491	2,508	7,767	210
当期利益	百万円	3,180	610	8,974	1,963
発行済および払込済株式 資本(注4)	百万円	8,073	6,729	6,460	6,030
発行済株式総数	株	113,000	113,000	113,000	113,000
株主資本合計	百万円	24,929	25,539	34,513	36,476
資産合計	百万円	3,319,096	2,861,532	2,686,238	2,786,311
1株当たり株主資本	円	220,613	226,009	305,427	322,795
1株当たり当期利益	円	28,142.26	5,396.29	79,417.80	17,368.38
自己資本比率	%	0.75	0.89	1.28	1.31
自己資本利益率	%	13.63	2.42	29.89	5.53
営業活動による キャッシュ・フロー (注5)	百万円	(138,456)	585,846	9,050	(94,176)
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	-	-	-	-
財務活動による キャッシュ・フロー (注5)	百万円	158,666	(592,841)	(44,781)	128,828
現金および現金同等物の 期末残高	百万円	87,936	77,972	41,324	74,061

(注2) 欧州連合が採用した国際財務報告基準。

(注3) 2008年3月31日に終了した事業年度の数値は、オランダ基準に基づいて作成され、IFRSに基づいて再表示された。

(注4) 1株当たり額面金額454ユーロの株式113,000株を各期末日のレートにて円換算した金額。「第5 提出会社の状況－1 株式等の状況－(1) 株式の総数等」を参照のこと。

(注5) 2011年3月31日に終了した事業年度より、資金管理の状況をより分かりやすくするために、キャッシュ・フロー計算書の表示方法を変更した。これに伴い過年度の数値を組替再表示している。組替再表示前の「営業活動によるキャッシュ・フロー」と「財務活動によるキャッシュ・フロー」は以下のようになる。

		2008年3月31日 終了事業年度	2009年3月31日 終了事業年度	2010年3月31日 終了事業年度
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	(86,411)	573,557	27,735
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	142,346	(605,595)	(54,821)

2【沿革】

当社は、1990年7月20日に野村證券株式会社（現野村ホールディングス）の子会社であるノムラ・ヨーロッパ・ピー・エル・シー（現ノムラ・プリンシパル・インベストメント・ピー・エル・シー）の全額出資金融子会社として、オランダ法に基づき有限責任株式公開会社（N.V.）の形態で設立された。

1994年9月にノムラ・ヨーロッパ・ピー・エル・シー（同上）から野村證券株式会社（同上）へ当社の全株式が譲渡され、当社は野村證券株式会社（同上）の子会社となった。1998年1月に野村證券株式会社（同上）が英国に全額出資金融子会社のノムラ・グローバル・ファンディング・ピー・エル・シーを設立し、当社の全株式が現物出資されたことに伴い、当社はノムラ・グローバル・ファンディング・ピー・エル・シーの子会社となった。その後、2011年6月29日付で、ノムラ・グローバル・ファンディング・ピー・エル・シーが保有していた当社の全株式が野村ホールディングスに譲渡されたことに伴い、当社は野村ホールディングスの子会社となった。

当社は日本国内においてはこれまで事業活動を行ったことはない。

3【事業の内容】

(1) 提出会社

当社の主な事業内容は、社債の発行等により資金調達を行い、野村グループ（野村ホールディングスおよびその連結子会社）へ資金供給を図ることである。

(2) 親会社

野村ホールディングスおよびその連結子会社等（連結子会社および連結変動持分事業体、平成23年3月末現在687社）の主たる事業は、証券業を中核とする投資・金融サービス業であり、わが国をはじめ世界の主要な金融資本市場を網羅する営業拠点等を通じ、お客様に対し資金調達、資産運用の両面で幅広いサービスを提供することである。具体的な事業として、有価証券の売買等および売買等の委託の媒介、有価証券の引受けおよび売出し、有価証券の募集および売出しの取扱い、有価証券の私募の取扱い、自己資金投資業、アセット・マネジメント業およびその他の証券業ならびに金融業等を営んでいる。なお持分法適用会社は平成23年3月末現在18社である。

(3) 子会社

該当事項なし。

本書提出日現在の企業集団の概要は以下のとおりである。

<企業集団の概要>



4【関係会社の状況】

(1) 親会社

- (a) 名称 野村ホールディングス株式会社
- (b) 所在地 東京都中央区日本橋一丁目9番1号
- (c) 資本の額 594,493百万円(2011年3月31日現在)
- (d) 業種 持株会社
- (e) 株式の所有割合 100%
- (f) 提出会社との営業上の関係

当社は野村ホールディングスの金融子会社である。同社は、当社が発行する社債に関して保証を行っており、ファシリティ・アグリーメントに基づく金銭の貸借取引を行っている。

- (g) 野村ホールディングスは有価証券報告書提出会社である。

(2) 子会社

該当事項なし。

(3) 関連会社

該当事項なし。

5【従業員の状況】

(1) 提出会社の従業員数

本書提出日現在の従業員数は7人である。

(2) 提出会社の従業員の平均年齢、平均勤続年数および平均年間給与

当社の従業員の平均年齢、平均勤続年数、平均年間給与はそれぞれ40.14歳、5.0年および4.8百万円である。

(3) 労働組合の状況等

該当事項なし。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

当社の主な事業は、野村グループの海外における資金調達およびその調達した資金の野村グループへの貸付である。当社は上記事業に関連して発生する金利および外国為替の変動リスク・ヘッジを目的に、デリバティブ取引を野村グループ内で行っている。受取利息および類似収益、支払利息および類似費用、純受取／（支払）手数料等および純トレーディング損益はこれらの活動から生じる。

2011年3月期の受取利息および類似収益は26,959百万円（前期22,382百万円）、支払利息および類似費用は13,856百万円（前期12,341百万円）、純受取／（支払）手数料等は支払454百万円（前期支払832百万円）、純トレーディング損失は1,931百万円（前期395百万円）となっており、税引前利益は210百万円（前期7,767百万円）である。なお、法人所得税等収益は1,753百万円（前期1,207百万円）であり、2011年3月期包括利益合計は1,963百万円（前期8,974百万円）となった。

また、現金および現金同等物の2011年3月期末残高は、74,061百万円（前期41,324百万円）である。営業活動により使用したキャッシュ・フロー純額は、関係会社への貸付金が増加したこと等により、94,176百万円支出（前期9,050百万円収入）となった。財務活動により生じたキャッシュ・フロー純額は、前期に比べて社債およびその他の借入金の償還が減少したことにより、128,828百万円収入（前期44,781百万円支出）となった。

2【生産、受注及び販売の状況】

該当事項なし。

3【対処すべき課題】

下記の記載のほか、下記「4 事業等のリスク」を参照のこと。

当社に求められている大きな役割は、当社による野村グループの海外における資金調達機能である。したがって、当社は、野村グループの業務が円滑に行われるように、グローバルに安定的な資金供給を図るため、当社が設定しているユーロ・ノート・プログラムの下、資金調達を継続的に行う必要がある。

4【事業等のリスク】

以下に述べるリスクが実際に生じた場合、当社のビジネスや財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの状況に悪影響を及ぼす可能性がある。これらは、本書提出日現在で当社が判断したものであるが、現時点では確認できていない追加的リスクや現在は重要ではないと考えるリスクも当社に悪影響を与える可能性がある。

＜当社固有のリスク＞

(1) オペレーショナル・リスク

当社では、オペレーショナル・リスクを内部プロセス・人・システムが不適切であること、または機能しないこと、または外生的事象が生起することから損失を被るリスクと定義している。この定義にはリーガル・リスクを含むが、戦略リスクと風評リスクは含まない。この定義に基づく損失事象は、(1) 内部の不正、(2) 外部の不正、(3) 労務慣行および職場の安全、(4) 顧客、商品およびビジネス慣行、(5) 有形資産に対する損傷、(6) 事業活動の中断およびシステム障害、(7) 注文等の執行・受渡・プロセスの管理、に分類される。

なお、当社は、野村グループのオペレーショナル・リスク管理規程において規定されているオペレーショナル・リスク管理の枠組を使用しており、当該規程は、グループの統合リスク管理会議にて承認されている。

(2) 市場リスク

市場リスクとは、金利、外国為替レート、株価等の市場要因の変化により、金融商品の公正価値または将来のキャッシュ・フローが変動するリスクである。ただし、当社は貸付金およびミディアム・ターム・ノートのエクスポージャーを経済的にヘッジするためにデリバティブ取引を行っており、市場リスクは最小限に抑えられている。

(3) 信用リスク

信用リスクとは、取引相手または発行体による債務不履行により、取引の価値において損失を被る可能性のことである。この種のリスクは、分散、取引相手に関する有効な信用分析、国別および取引相手別の与信限度額の設定、ネットィング契約による信用エクスポージャーの管理等によって軽減されている。

当社の金融商品の取引相手は野村グループのみであるため、信用リスクは最小限に抑えられている。

(4) 流動性リスク

当社では、返済期限が到来したときに財務上の義務を果たせない潜在的な可能性を流動性リスクであると定義している。したがって、当社はマーケットサイクルを通じて、そしてストレス下においても適切な流動性を維持するように努めている。これは、資金需要の総額が、予め定められた水準の範囲にとどまることを確保するコントロールプロセスを通じて達成される。

(5) その他

当局による規制の導入・改正・撤廃により新たな義務が課せられるまたは費用が発生する等のリーガル・リスクがある。

<野村グループのリスク>

当社の金融商品の取引相手先は野村グループのみであるため、野村グループの経営成績および財政状態の悪化は、当社のビジネスや経営に悪影響を与える可能性がある。当社が本書提出日現在において、野村グループのリスクとして認識している事項は以下のとおりである。

野村グループのビジネスは日本および世界のあらゆる金融市場、経済情勢および市場の変動により重大な影響を受ける可能性がある

過去数年間にわたり、日本および世界の市場動向や経済情勢は急激に、かつ一定の期間において極めて悪い方向に変化した。とりわけ、2008年から2009年の初めにかけて、金融サービス業、グローバルな証券市場および先進国を中心とする実体経済は、世界的な金融危機により大きく影響を受けた。2010年の世界経済は各国の拡張的な財政・金融政策により成長したが、世界市場はユーロ圏の周縁国における経済および構造上の問題や、中東等一部地域における不安定な政情など新たな困難に直面しており、中長期的な経済見通しも不透明な状況が続いている。

金融市場や経済は、経済的要因だけではなく、戦争、テロ行為、経済・政治制裁、世界的流行病、地政学的リスクまたはイベント、自然災害などによっても影響を大きく受ける。例えば、野村グループの母国市場である日本においては景気の低迷が長らく続いているが、2011年3月に起こった東日本大震災の直接的および間接的な影響（原子力発電所の損壊およびそれに伴う電力不足、サプライ・チェーンの混乱等）により今後更に悪化する可能性がある。金融市場や経済の低迷が長期化した場合、野村グループのビジネスに悪影響がおよび、結果として大きな損失が発生する可能性がある。金融市場や経済の低迷が長期化しない場合でも、市場のボラティリティの変化、日本および野村グループがビジネスを行う他の各国・地域における政府・金融当局による財政および金融政策についての変更やその他ビジネス環境の変化が野村グループのビジネス、財政状態または経営成績に影響を与える可能性

がある。野村グループのビジネス・業務運営に影響を与える金融市場や経済情勢に関するリスクには以下のもの
が含まれる。

野村グループの仲介手数料やアセット・マネジメント業務からの収入が減少する可能性がある

市場が低迷すると、野村グループが顧客のために仲介する証券取引の取扱高が減少するため、仲介業務にかかる収入も減少する可能性がある。また、アセット・マネジメント業務については、多くの場合、野村グループは顧客のポートフォリオを管理することで手数料を得ており、その手数料額はポートフォリオの価値に基づいている。市場の低迷によって、顧客のポートフォリオの価値が下がり、解約等の増加や新規投資の減少が生じることによって、野村グループがアセット・マネジメント業務から得ている収入も減少する可能性がある。

野村グループの投資銀行業務からの収入が減少する可能性がある

金融市場や経済情勢の変動によって、野村グループの行う引受業務や財務アドバイザリー業務などの投資銀行業務における案件の数や規模が変化する可能性がある。これらの業務の手数料を含む投資銀行業務からの収入は、野村グループが取り扱う案件の数や規模に直接関係しているため、野村グループの投資銀行業務および当該業務における顧客等に好ましくない形で経済または市場が変動した場合にはこれらの収入が減少する可能性がある。

トレーディングや投資活動から大きな損失を被る可能性がある

野村グループは自己売買および顧客取引のために、債券市場や株式市場等で大きなトレーディング・ポジションと投資ポジションを保有している。野村グループのポジションはさまざまな種類の資産によって構成されており、その中には金利、クレジット、株式、通貨、商品取引などのデリバティブ取引、さらに貸付債権および不動産も含まれる。これらの資産が取引される市場の変動は、当該資産の価値に悪影響を与える場合がある。野村グループが資産を保有している場合（すなわちロング・ポジション）、これらの資産の価格が下落すると、野村グループが損失を被る可能性がある。また、野村グループが資産を保有せずに売却した場合（すなわちショート・ポジション）、それらの資産の価格が上昇すると、潜在的には重大な損失に晒されることとなる可能性がある。そのため、野村グループはさまざまなヘッジ方法を用いてポジションリスクの軽減に努めているが、資産の価格変動により、損失を被る可能性がある。また、2008年秋の金融危機発生時のように、金融システム全体に過度のストレスがかかり、市場が野村グループの予測していない動きをした場合には、野村グループは損失を被る可能性がある。

野村グループのビジネスはボラティリティ水準の変化に影響を受けており、または受ける可能性がある。野村グループのトレーディングビジネスの一部は、市場のボラティリティ変化により作り出されるトレーディングや裁定取引の機会に影響を受けることから、ボラティリティの低下によって取引機会が減少した場合は、これらのビジネスの結果に悪影響を与える可能性がある。一方、ボラティリティが上昇した場合は、トレーディング量やスプレッドを増加させることがあるが、これによりバリュエーション・アット・リスク（VaR）で計測されるリスク量が上昇し、野村グループがマーケットメイキングや自己勘定投資に伴って負担するリスクが増加し、またはVaRの増加を避けるためにこれらのビジネスのポジション残高または取引量を減らすことがある。

さらに野村グループは、資本市場における取引を円滑に進めるために、引受業務やトレーディング業務に伴い比較的大きなポジションを保有することがある。また、野村グループが投資商品の開発を目的としてパイロット・ファンドを設定・保有し、投資商品の設定・維持を目的としてシード・マネーに出資を行うことが

ある。野村グループは市場価格の変動によりこれらのポジションから大きな損失を被る可能性がある。

加えて、野村グループが担保を提供する取引においては、担保資産の価値の大幅な下落によって野村グループ自身の資金調達コストの上昇およびそれに伴う収益性の低下を招く可能性があり、担保の提供を受ける取引においては、資産価値の下落が顧客取引の減少につながり、それに伴う収益性の低下を招く可能性がある。

証券やその他の資産に大口かつ集中的なポジションを保有することによって、野村グループが大きな損失を被る可能性がある

マーケット・メイクやブロックトレード、引受業務あるいは証券化商品の組成もしくは第三者割当による新株予約権付社債等の買い取り等の業務においては、特定の資産を大口かつ集中的に保有することによりリスクが高まり大きな損失を被る可能性がある。野村グループは多額の資金をこれらのビジネスに投じており、その結果、しばしば特定の発行者または特定の業界、国もしくは地域の発行者が発行する証券に大口のポジションを保有することがある。加えて、商業用不動産担保証券などの資産担保証券についても市場価格が変動すると、野村グループが大きな損失を被る可能性がある。

市場低迷の長期化が流動性を低下させ、大きな損失が生じる可能性がある

市場低迷が長期化すると、野村グループの業務に関連する市場において取引量が減少し、流動性が低下する。この結果、野村グループが当該市場において資産を売却、ヘッジ、または資産価格を観測することが困難になる可能性がある。特に店頭デリバティブ等においてはポジションの全てを適切に解消し、またはヘッジすることができない場合に大きな損失を被る可能性がある。さらに、流動性が低下した市場において資産価格を観測することができない場合、予想しない損失を生じることがある。

ヘッジ戦略により損失を回避できない場合がある

野村グループはさまざまな方法や戦略を用い、多様な種類のリスクに対するエクスポージャーをヘッジしている。ヘッジ戦略が効果的に機能しない場合、野村グループは損失を被る可能性がある。野村グループのヘッジ戦略の多くは過去の取引パターンや相関性に根拠を置いている。例えば、ある資産を保有する場合は、それまでその資産の価値の変化を相殺する方向に価格が動いていた資産を保有することでヘッジを行っている。しかし野村グループは、さまざまな市場環境においてあらゆる種類のリスクに晒されており、2008年秋の金融危機の際に見られたように、過去の取引パターンや相関性が維持されず、これらのヘッジ戦略が必ずしも十分に効果を発揮しない可能性がある。

野村グループのリスク管理方針や手続が市場リスクの管理において十分に効果を発揮しない場合がある

リスクの特定、モニターおよび管理を行うための野村グループの方針や手続が、十分な効果を発揮しない場合がある。野村グループのリスク管理方法の一部は過去の金融市場動向に基づいている。過去の金融市場動向が将来的に同様のものとなるわけではない。その結果、過去の金融市場動向が示す以上に将来のリスク・エクスポージャーが大きく増加し、これを予測できないときには大きな損失を被る可能性がある。また、野村グループが使用しているリスク管理方法は、市場、顧客等に関する公表情報または野村グループが入手可能な情報の評価をよりどころとしている。これらの情報が正確、完全、最新なものではなく、あるいは正しく評価されていないことがあり、そのような場合にはリスクを適切に評価できず、大きな損失を被る可能性がある。また、市場の変動などにより野村グループの評価モデルが市場と整合しなくなり、適正な評価やリスク管理が行えなくなる可能性がある。

市場リスクによって、その他のリスクが増加する可能性がある

前述の野村グループのビジネスに悪影響を与える可能性に加え、市場リスクがその他のリスクを増幅させる可能性がある。例えば、金融工学や金融イノベーションによって開発された新商品に関連するリスクが、市場リスクによって増幅されることがある。

また、野村グループが市場リスクによりトレーディングで大きな損失を被った場合、野村グループの流動性ニーズが急激に高まる可能性があり、一方で、野村グループの信用リスクが市場で警戒され、資金の調達が困難になる可能性がある。

さらに、市場環境が悪化している場合に、野村グループの顧客や取引相手が大きな損失を被り、その財政状態が悪化する可能性があり、野村グループの顧客や取引相手に対する信用リスクのエクスポージャーが増加する可能性がある。

連結財務諸表に計上されているのれんおよび有形・無形資産にかかる減損が認識される可能性がある

野村グループは、事業の拡大等のため、企業の株式などを取得し、または企業グループの一部の事業を承継しており、野村グループが適切と判断した場合にはこれらを継続して行う見込みである。このような取得や承継は、米国会計原則に基づき、野村グループの連結財務諸表において、企業結合として認識され、取得価額は資産と負債に配分され、差額はのれんとしている。

これらの企業結合などにより認識されたのれんおよび有形・無形資産に対して減損損失が認識される可能性がある。その場合、野村グループの経営成績に悪影響を与える可能性がある。

流動性リスクによって野村グループの資金調達能力が損なわれ、野村グループの財政状態が悪化する可能性がある

流動性、すなわち必要な資金の確保は、野村グループのビジネスにとって極めて重要である。即時に利用できるキャッシュ・ポジションを確保しておくことに加え、野村グループは、レポ取引や有価証券貸借取引、長期借入金の利用や長期社債の発行、コマーシャル・ペーパーのような短期資金調達先の分散、流動性の高いポートフォリオの構築などの方法によって十分な流動性の確保に努めている。しかし、野村グループは一定の環境の下で流動性の低下に晒されるリスクを負っている。

その内容は以下のとおりである。

野村グループが債券発行市場を利用できなくなる場合がある

野村グループは、日常の資金調達に短期金融市場や債券発行市場を継続的に利用している。長期または短期の債券発行市場で資金を調達できない場合、あるいはレポ取引や有価証券貸借取引ができない場合、野村グループの流動性は大きく損なわれる可能性がある。例えば、短期または中長期の財政状態に対する評価を理由に、野村グループがビジネスを行うために必要とする資金調達につき、資金の出し手が資金提供を拒絶する可能性があるのは、次のような場合である。

- ・多額のトレーディング損失
- ・市場の低迷に伴う野村グループの営業活動水準の低下
- ・規制当局による行政処分

上記に加え、銀行の不良貸付債権等の増加に伴う貸付余力の低下、クレジットスプレッドの拡大による野村グループの資金調達コストの上昇を招くような金融市場やクレジット市場における混乱、投資銀行業や証券ブローカレッジ業、その他広く金融サービス業全般に対する否定的な見通しなど、野村グループに固有でない要因によって、債券市場での資金調達が困難になることもある。

野村グループが短期金融市場を利用できなくなる可能性がある

野村グループは、野村グループのビジネスに必要な無担保短期資金調達につき、主にコマーシャル・ペーパーの発行と銀行からの短期資金借入を利用している。これらの借入れの継続的な借り換えは、野村グループの流動性管理において極めて重要である。野村グループが発行したコマーシャル・ペーパーやその他短期金融商品を保有している投資家は、それらが満期になった時に新たな資金調達（借り換え）に応じる義務を負っているわけではない。不足分が発生した場合でも、野村グループは、その不足分を補うための資金を銀行からの短期借入でまかなうことができなくなる可能性がある。

野村グループが資産を売却できなくなる可能性がある

野村グループが債券発行市場から資金を調達できない、もしくは資金残高が大幅に減少するなどの場合、野村グループは期限が到来する債務を履行するために資産を売却するなどの手段を講じなければならない。市場環境が不安定で不透明な場合には、市場全体の流動性が低下している可能性がある。このような場合、野村グループは資産を売却することができなくなる可能性があり、このことは野村グループが保有する資産の流動性低下につながるおそれがある。また、資産を低い価格で売却しなければならなくなる可能性もあり、結果的に野村グループの経営成績や財政状態に悪影響を与える場合がある。他の市場参加者が同種の資産を同時期に市場で売却しようとしている場合には、野村グループの資産売却に悪影響を及ぼすことがある。

信用格付の低下により、資金調達コストが増加する可能性がある

野村グループの資金調達コストや債券発行市場の利用は、信用格付に大きく左右される。格付機関は野村グループの格付けの引下げや取消しを行い、または格下げの可能性ありとして「クレジット・ウォッチ」に掲載することがある。このような場合、野村グループの資金調達コストが上昇し、債券発行市場の利用が制約される可能性がある。その結果、野村グループの経営成績や資金調達に悪影響を与える可能性がある。

さらに、日本の国家財政の健全性に対する市場の否定的な見方といった、野村グループに固有でない要因によっても、野村グループの資金調達コストが上昇する可能性がある。

市場リスクや流動性リスクだけではなく、イベント・リスクも野村グループのトレーディング資産や投資資産に損失を生じさせる可能性がある

イベント・リスクとは、マーケットに急激な変動をもたらす予測不能な出来事により発生する潜在的な損失をいう。これらには、2001年9月11日の米国同時多発テロ、2007年以降の米国サブプライム問題、2008年秋の金融危機、また2011年3月の東日本大震災などの一般的に重大と考えられる事象に限らず、より個別具体的に野村グループのトレーディング資産や投資資産に損失を生じさせるおそれのある、次のような出来事が含まれる。

- ・主要格付機関による、野村グループのトレーディング資産や投資資産に関する信用格付の突然かつ大幅な格下げ
- ・野村グループのトレーディング戦略を陳腐化させ、競争力を低下させ、または実行不能にするような、トレー

ディング、税務、会計、法律その他関連規則の突然の変更

- ・野村グループが関与する取引が予測不能な事由により遂行されないために野村グループが受取るべき対価を受取れないこと、または野村グループがトレーディングもしくは投資資産として保有する有価証券の発行会社の倒産、行政処分、詐欺的行為等

野村グループに債務を負担する第三者がその債務を履行しない結果、損失を被る可能性がある

野村グループの取引先は、ローンやローン・コミットメントに加え、その他偶発債務、スワップやオプションといったデリバティブなどの取引や契約により、野村グループに対して債務を負担することがある。これら取引先が法的倒産、信用低下、流動性の不足、事務処理の誤り、政治的・経済的事象による制約など、様々な理由で債務不履行に陥った場合、野村グループは大きな損失を被る可能性がある。

信用リスクは、次のような場合からも生じる。

- ・第三者が発行する証券の保有
- ・クレジット・デフォルト・スワップの取引相手であるモノライン（金融保証会社）など野村グループの取引相手の債務不履行や、決済機関、取引所、清算機関その他金融インフラストラクチャーのシステム障害により所定の期日に決済ができない証券、先物、通貨またはデリバティブの取引

第三者の信用リスクに関連した問題には次のものが含まれる。

大手金融機関の破綻が金融市場全般に悪影響を与え、野村グループに悪影響を及ぼす可能性がある

多くの金融機関の経営健全性は、与信、トレーディング、清算・決済など、金融機関間の取引を通じて密接に関連している。その結果、ある金融機関に関する信用懸念や債務不履行が、他の金融機関の重大な流動性問題や損失、債務不履行につながり、決済・清算機関、銀行、証券会社、取引所といった野村グループが日々取引を行っている金融仲介機関にも悪影響を及ぼす可能性がある。また将来発生しうる債務不履行や債務不履行懸念の高まり、その他類似の事象が、金融市場や野村グループに悪影響を及ぼす可能性がある。国内外を問わず、主要な金融機関が流動性問題や支払能力の危機に直面した場合、野村グループの資金調達にも悪影響を及ぼす可能性がある。

野村グループの信用リスクに関する情報の正確性や信用リスクの軽減のために受け入れている担保が十分であるという保証はない

野村グループは信用に懸念のある顧客や取引相手、特定の国や地域に対するクレジットエクスポージャーを定期的に見直している。しかし、債務不履行が発生するリスクは、粉飾決算や詐欺行為のように発見が難しい事象や状況から生じる場合がある。また、野村グループが取引相手のリスクに関し、すべての情報を手に入れることができない可能性がある。さらに、野村グループが担保を見合いに与信をしている場合に担保価値が不足する可能性がある。例えば、市場価格が急激に下落した場合には、担保価値が減少し、担保不足に陥る可能性がある。

野村グループの顧客や取引相手が政治的・経済的理由から野村グループに対する債務を履行できない可能性がある

カントリー・リスクや地域特有のリスク、政治的リスクは、市場リスクのみならず、信用リスクの構成要素でもある。現地市場における混乱や通貨危機のように、国または地域における政治的・経済的問題はその国や

地域の顧客・取引相手の信用力や外貨調達力に悪影響を与え、結果として野村グループに対する債務の履行に悪影響を与える可能性がある。

金融業界は激しい競争状態にあり、急速に統合が進んでいる

野村グループのビジネスは激しい競争に晒されており、この状況は今後も続くと思われる。野村グループは、取引執行や商品・サービス、イノベーション、評判（レピュテーション）、価格など多くの要因において競争しており、昨今は、特に、仲介業務、引受業務などで激しい価格競争に直面している。

商業銀行、大手銀行の系列証券会社や外資系証券会社との競争が激化している

1990年代後半から、日本の金融業界では規制緩和が進んだ。2004年12月1日から施行されている証券取引法の改正（2007年9月30日より金融商品取引法に改名）により、銀行およびその他の金融機関がブローカレッジ業務に参入可能となった。また、2009年6月から施行されている金融商品取引法の改正により、商業銀行と証券会社間のファイアーウォール規制が緩和され、競合他社は関係のある商業銀行とより密接に協業することができるようになり、銀行やその他の金融機関は、規制緩和前に比較して、資金調達や投資信託の分野において競争力を増している。とりわけ、日本の大手商業銀行の系列証券会社や外資系証券会社は、セールス・トレーディング、投資銀行業務、リテールビジネスの分野において、野村グループのシェアに影響を及ぼしている。

金融業界の国内外の統合の進展は野村グループにとって競争の激化を意味する

近年、金融業界において金融機関同士の統合が多くみられるようになった。特に、大手の商業銀行、保険会社その他幅広い業容を持つ金融機関が証券会社を設立・買収し、あるいは国内外の金融機関との業務提携や統合を進めている。こうした業務提携や統合により、証券会社と銀行がグループ一体となって、ローン、預金、保険、証券ブローカレッジ業務、アセット・マネジメント、投資銀行業務などの幅広い種類の商品・サービスの提供が可能となりつつある。また、これら金融機関グループは、こうした幅広いサービスの提供によって、野村グループとの比較で競争力が高まる可能性がある。これらの金融機関グループは、市場シェアを獲得するために、商業銀行業務や保険、その他金融サービスの収入により投資銀行業務や証券ブローカレッジ業務を補う可能性がある。このため、これらの統合された金融機関グループの事業拡大により、野村グループの市場シェアが低下する可能性がある。

野村グループの海外ビジネスの拡大の成否は、海外における金融機関との競争に打ち勝つことができるかにかかっている

野村グループは、海外に多くのビジネス機会およびそれに伴う競争が存在するものと考えている。野村グループがこれらのビジネス機会を有効に活用するためには、米国、欧州、アジアなどの重要な海外市場において競合金融機関との競争に打ち勝たなければならない。これらの金融機関のいくつかは野村グループに比べ、各市場において規模も大きく、強固な資本を有しており、また強力な現地拠点を有し、現地における長い営業実績を誇っている。野村グループは海外ビジネスの強化のため、2008年にリーマンの欧州、中東の一部の事業およびアジアの事業を承継し、またそれらの地域および米国において業務の再構築と拡大を行っている。海外ビジネスの拡大・強化は、野村グループのグローバルなビジネス展開に極めて重要であるが、当該拡大・強化を果たせず、野村グループのグローバルな経営戦略に悪影響を与える可能性がある。

オペレーショナル・リスクの顕在化によって業務の継続が困難となった結果、野村グループの収益機会が制限され、著しい損失を被る可能性や野村グループが行政処分を受ける可能性がある

野村グループは、例えば、次のようなオペレーショナル・リスクに晒されている。これらのリスクが現実のものとなった場合、野村グループは経済的損失、事業の中断、関係者からの提訴、監督官庁による行政処分、レピュテーションの悪化といった事態に陥る可能性がある。

- ・ 有価証券の取引の実行、確認または決済を実行しないリスク
- ・ 役員や従業員が正確な事務処理を怠るリスク、例えば取引所に対する誤発注のリスク
- ・ 野村グループまたは第三者のコンピュータシステムのダウン、誤作動などシステムの障害またはシステムへの不正侵入、誤用、もしくはコンピューターウイルスによるリスク
- ・ 策定しているコンティンジェンシープランの想定を上回る規模の災害やテロ行為等により、野村グループの施設やシステムが被災し、あるいは業務の継続が困難になるリスク
- ・ 新型インフルエンザ等の流行病により業務遂行に支障が生じるリスク

野村グループのビジネスは、重大なリーガル・リスク、規制上のリスクおよびレピュテーション・リスクに影響される可能性がある

野村グループが重大な法的責任を負うことまたは野村グループに対する行政処分がなされることにより、財務状況が悪化し、または野村グループのレピュテーションが低下し、その結果、ビジネスの見通しや経営成績に悪影響を与える可能性がある。また、野村グループや市場に適用される規制に重要な変更がなされた場合、これが野村グループのビジネスに悪影響を与える可能性がある。

野村グループは様々な法的責任を負う可能性がある

野村グループは、ビジネスにおいて様々なリーガル・リスクに晒されている。これらのリスクには、金融商品取引法およびその他の法令における有価証券の引受けおよび勧誘に関する責任、有価証券その他商品の売買から生じる責任、複雑な取引条件に関する紛争、野村グループとの取引にかかる契約の有効性をめぐる紛争ならびに野村グループの財務アドバイザリー業務やマーチャント・バンキング業務に関する法的賠償請求等が含まれる。

市場の低迷の長期化または市場に重大な影響を与えるイベントの発生により、野村グループに対する請求が増加することが予想され、また、重大な訴訟を提起されることもありえる。これらの訴訟費用は高額にのぼる可能性もあり、訴訟により野村グループのレピュテーションが悪化する可能性もある。さらに、違法行為にあたと断定できない場合であっても、その取引手法によっては社会的非難の対象となってしまう場合もある。これらのリスクの査定や数量化は困難であり、リスクの存在およびその規模が認識されない状況が相当期間続く可能性もある。

野村グループに適用のある様々な規制により業務が制限され、また行政処分等や損失を受ける可能性がある

金融業界は広範な規制を受けている。野村グループは、国内において政府機関や自主規制機関の規制を受けるとともに、海外においては業務を行っているそれぞれの国の規制を受けている。また、野村グループのビジネスの拡大とともに、適用される政府機関や自主規制機関の規制も増加する可能性がある。これらの規制は、広く金融システムの安定や金融市場・金融機関の健全性の確保、野村グループの顧客および野村グループと取引を行う第三者の保護等を目的としており、自己資本規制、顧客保護規制、市場行動規範などを通じて野村グループの活動を制限することがある。また、野村グループは法令諸規制を遵守するための対策を講じているが、全ての法令諸規制に抵触することを防ぐことができない可能性があり、仮に法令違反等が発生した場合に

は、罰金、一部の業務の停止、社内管理態勢の改善等にかかる命令、もしくは営業認可の取消などの処分を受ける可能性がある。野村グループが行政上または司法上の処分を受けた場合、野村グループのレピュテーションが悪化する可能性がある。また、それらの処分により、顧客、特に公的機関が野村グループとの金融取引を行わない決定をした場合は、たとえ命令等の処分が解除された後であっても、一定期間、野村グループがビジネスの機会を喪失する可能性がある。

金融システム・金融セクターに対する規制強化の進行が、野村グループのビジネス、財政状態および経営成績に悪影響を及ぼす可能性がある

野村グループのビジネスに適用される規制が導入・改正・撤廃される場合、野村グループは、直接またはその結果生じる市場環境の変化を通じて悪影響を受けることがある。例えば、日本の金融制度の安定と透明性を高めるとともに、投資家保護を確実に行うことを目的とする金融商品取引法の改正が国会を通過し、一部を除き2011年4月1日から施行されている。同改正は、野村グループもその対象とされるグループ規制を導入し、一定規模を上回る金融商品取引業者およびその親会社の一部に対し、連結自己資本規制を導入するとともに、財務状況の報告等を求めることにより、その監督を強化している。さらに、金融庁は、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針を改正し、2011年4月1日より適用している。本改正には、野村グループを含む指定親会社グループの報酬体系に対する規制が含まれ、役職員による過度のリスク負担を軽減すること等が意図されている。

さらに、2008年秋の金融危機を受けて、将来の危機に備えて金融システムの安定性と金融セクターの強靱性を高めるため、G-20首脳会合における政策的合意を基に、国際合意をもって、または各国において、様々な金融規制改革が進行している。例えば、米国におけるドット・フランク法や欧州連合・英国における各種の金融規制強化策が挙げられるが、これらの規制強化策（金融関連課税を含む）が野村グループおよび金融業界全体にもたらす影響は重大なものになりうると考えられる。しかし、各種の政策対応や制度改正は進行中であり、現状、その影響度を正確に予測することは困難である。

加えて、会計基準や連結自己資本規制・流動性比率に関する規制の変更が、野村グループのビジネス、財政状態および経営成績に悪影響を及ぼす可能性がある。例えば、野村グループは、最終指定親会社に対して適用される、バーゼルⅡに沿って金融庁が定める連結自己資本規制に関する告示に基づいて、連結自己資本規制比率を算出している。バーゼル銀行監督委員会（バーゼル委員会）によるバーゼルⅢと呼ばれる新しい自己資本・流動性比率規制については、これに基づく金融庁の規制強化の具体的な内容はまだ決定されていないが、新たな規制が施行された場合、野村グループの連結自己資本規制比率は低下する可能性があり、また、野村グループの資金調達コストが上昇する、あるいは野村グループのビジネス、資金調達活動や野村グループの株主の利益に悪影響を及ぼす資産売却、資本増強もしくは野村グループのビジネスの制限を行わなければならない可能性がある。なお、バーゼルⅢに加え、金融当局が認定するグローバルなシステム上重要な金融機関（G-SIFIs）に対する追加的な自己資本規制等が金融安定理事会（FSB）およびバーゼル委員会において検討されており、野村グループがG-SIFIsの対象となる場合、上記のコスト負担や影響が加重される可能性がある。

法的規制の変更により、繰延税金資産の計上額の見直しが行われ、野村グループの経営成績および財政状態に悪影響を及ぼす可能性がある

野村グループは、一定の条件の下で、将来における税金負担額の軽減効果を有すると見込まれる額を繰延税金資産として連結貸借対照表に計上している。今後、法人税率の引下げ等の税制改正や会計原則の変更がなされた場合には、野村グループの連結貸借対照表に計上する繰延税金資産の計上額を減額する可能性がある。そ

の結果、野村グループの経営成績および財政状態に悪影響が生じる可能性がある。

従業員、取締役、執行役、執行役員または第三者による不正行為や詐欺により、野村グループのビジネスに悪影響が及ぶ可能性がある

野村グループは、従業員や取締役、執行役、執行役員または第三者による不正行為というリスクに晒されている。野村グループの従業員、取締役、執行役または執行役員が、上限額を超えた取引、限度を超えたリスクの負担、権限外の取引や損失の生じた取引の隠蔽等の不正行為を行うことにより、野村グループのビジネスに悪影響を及ぼす可能性がある。また、不正行為には、インサイダー取引等の従業員、取締役、執行役、執行役員による非公開情報の不適切な使用・漏洩も含まれ、その結果、野村グループが行政処分を受けたり法的責任を負う可能性、もしくは野村グループのレピュテーションや財政状態に悪影響を及ぼす可能性がある。野村グループは、これらの不正行為を防止または発見するための対策を講じているが、従業員、取締役、執行役、執行役員による不正行為を常に防止または発見できるとは限らず、また、不正行為の防止・発見のために取っている予防措置がすべての場合に効果を発揮するとは限らない。そのような不正行為の結果として野村グループに対する行政上または司法上の処分が行われれば、野村グループは一定期間、ビジネス機会を喪失する可能性があり、また、顧客、特に公的機関が野村グループとの取引を行わない決定をした場合は、たとえ命令等の処分が解除された後であっても、ビジネス機会を喪失する可能性がある。

また野村グループが投資、融資、保証、その他あらゆる種類のコミットメントを行う場合に、第三者が行う詐欺的行為に直接または間接に巻き込まれる可能性がある。野村グループは幅広いビジネス分野で多くの第三者と日々取引を行っているため、こうした第三者による詐欺や不正行為を防止し、発見することが困難な場合がある。これらによる損失が多額になる可能性があり、また野村グループに対する信頼が損なわれる恐れもある。

野村グループの保有する個人情報の漏洩により、野村グループのビジネスに悪影響が及ぶ可能性がある

野村グループは業務に関連して顧客から取得する情報を保管、管理している。近年、企業が保有する個人情報および記録への不正アクセスや漏洩にかかる事件が多数発生していると報じられている。

野村グループは個人情報保護法および関連する諸法令やガイドライン等に基づき、個人情報の保護に留意し、セキュリティ対策を講じているが、仮に個人情報の重大な不正漏洩が生じた場合には、野村グループのビジネスに様々な点で悪影響が及ぶ可能性がある。例えば、個人情報の漏洩により顧客に損失が生じた場合には、野村グループは顧客からクレームや損害賠償請求を受ける可能性がある。また、自主的に、もしくは行政上の命令その他の規制上の措置の対応として行うセキュリティ・システムの変更、または野村グループのブランド・イメージやレピュテーションの悪化の防止・抑制のために行う広報活動により、追加的な費用が発生する可能性がある。また、不正漏洩の結果、野村グループに対するレピュテーションが悪化することによって、新規顧客が減少したり既存顧客を喪失したりする可能性がある。

野村ホールディングスは持株会社であり、野村ホールディングスの子会社からの支払に依存している

野村ホールディングスは、配当金の支払や負債の支払の資金として、野村ホールディングスの子会社から受領する配当金、分配金およびその他の支払に依存している。法規制などにより、子会社への資金移動または子会社からの資金移動が制限される可能性がある。特に、ブローカー・ディーラー業務を行う子会社を含め、多くの子会社は、親会社である持株会社への資金の移動を停止または減少させる、あるいは一定の状況においてそのような資金の移動を禁止するような法規制の適用を受けている。これらの法規制は野村ホールディングスの債務履行に必要な資金調達の方法を制限する可能性がある。

プライベート・エクイティ投資において野村グループが期待収益を実現できない可能性がある

野村グループは国内および海外で100%子会社およびファンドの第三者持分のある他の連結事業体を通じプライベート・エクイティ投資事業を展開している。投資先の業績悪化または当該業種の事業環境の悪化により投資先の公正価値が下がり巨額の損失を被る可能性がある。また、野村グループが期待する水準や期待するタイミングで投資資産を売却できず、野村グループの将来の財務諸表に重要な影響を与える可能性がある。

投資持分証券を野村グループが期待する時期または期間に売却できない可能性がある

野村グループは多額の投資持分証券を保有している。投資持分証券とは、野村グループが保有する関連会社以外の株式で現在および将来の取引関係拡大を目的に長期的に保有している証券をいう。これらの投資持分証券の大部分は日本の上場企業の株式である。米国会計原則では、市場環境によって投資持分証券にかかる多額の未実現損益が計上されることがあり、このことが野村グループの損益に大きな影響を与える。日本の株式市場の環境によっては、野村グループはこれらの株式を売却したい場合にも、期待どおり迅速には、また望ましい水準では売却できない可能性がある。

連結財務諸表に計上されている関連会社およびその他の持分法投資先の株価が一定期間以上大幅に下落した場合には減損が認識される可能性がある

野村グループは上場している関連会社およびその他の持分法投資先の株式に投資しており、この投資は持分法で連結財務諸表に計上されている。米国会計原則では、野村グループが保有する関連会社の株式の公正価値（市場価格）が一定期間を超えて下落した場合において、価格の下落が一時的ではないと野村グループが判断したときには、野村グループは対応する会計年度に減損を認識しなければならない。

野村グループが提供したキャッシュ・リザーブ・ファンドや債券に損失が生じることで顧客資産が流出する可能性がある

野村グループは、リスク許容度の異なる顧客のさまざまなニーズに応えるために多くの種類の商品を提供している。マネー・マネジメント・ファンド（MMF）やマネー・リザーブ・ファンド（MRF）といったキャッシュ・リザーブ・ファンドは低リスク商品と位置づけられている。このようなキャッシュ・リザーブ・ファンドなどは、金利上昇および資金の解約動向による損失の発生やファンドのポートフォリオに組み込まれた債券がデフォルトに陥ることにより、元本割れを起こす場合がある。さらに、野村グループが提供した債券が債務不履行に陥り、利息や元本の支払が遅延する場合がある。野村グループが提供したこれら商品に損失が生じた場合、野村グループは顧客の信頼を失う可能性があり、ひいては野村グループが保管する顧客からの預かり資産の流出につながる可能性がある。

5【経営上の重要な契約等】

プログラム名	設定日	限度額	ディーラー	クレジット・サポート
ユーロ・ノート・プログラム	1994年10月19日	400億米ドル	ノムラ・インターナショナル・ビー・エル・シー	野村ホールディングス株式会社単独による保証または野村證券株式会社および野村ホールディングス株式会社による連帯保証(注2)

ユーロ・ノート・プログラム(注1)	2009年7月31日	400億米ドル	ノムラ・インターナショナル・ピー・エル・シー ノムラ・バンク・インターナショナル・ピー・エル・シー	野村ホールディングス株式会社単独による保証または野村證券株式会社および野村ホールディングス株式会社による連帯保証(注2)
-------------------	------------	---------	--	--

(注1) ノムラ・バンク・インターナショナル・ピー・エル・シー、ノムラ・グローバル・ファンディング・ピー・エル・シーおよび当社が共同で設定したプログラムである。尚、当該プログラムは2011年7月29日付でノムラ・バンク・インターナショナル・ピー・エル・シーおよび当社のみにて設定されている。

(注2) 2009年7月31日に設定されたユーロ・ノート・プログラムおよび1994年10月19日設定されたユーロ・ノート・プログラムの保証枠は、合計で400億米ドルである。

6【研究開発活動】

該当事項なし。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

本「7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」については、上記「3 対処すべき課題」および「4 事業等のリスク」をあわせて参照のこと。

(1) 重要な会計方針および見積

財務書類の作成に際し、経営者は、特定の金融商品と投資の評価、訴訟の結果、貸付金に対する貸倒引当金、繰延税金資産の回収可能性および資産負債の報告数値ならびに財務書類の開示内容に影響を与えるその他の事項について見積を行っている。これらの見積は、その性質上、判断および入手しうる情報に基づいて行われることになる。したがって、実際の結果がこれらの見積額と異なることがあり、結果として財務書類に重要な影響を与える場合や、近い将来調整が生じる可能性がある。

重要な会計方針については、「第6 経理の状況－1 財務書類－財務書類に関する注記 2. 会計方針」を参照のこと。

(2) 経営成績の分析

上記「1 業績等の概要」を参照のこと。

(3) 財政状態の分析

当社の主な事業目的は野村グループのための資金調達活動であり、社債の発行等により資金調達を行い、野村グループへ貸付等を行っている。

社債残高が2,282,300百万円と、前期末比89,417百万円増加したことにより、2011年3月期末の負債合計は2,749,835百万円と、前期末比98,111百万円増加した。また、野村グループへの貸付金の合計は1,875,590百万円と、前期末比150,654百万円増加した。2011年3月期末の資産合計は、前期末比100,074百万円増加し、2,786,311百万円である。

株主資本合計は、36,476百万円と、前期末比1,963百万円増加した。

(4) キャッシュ・フローの分析

上記「1 業績等の概要」を参照のこと。

第4【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

該当事項なし。

2【主要な設備の状況】

該当事項なし。

3【設備の新設、除却等の計画】

該当事項なし。

第5【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

(本書日付現在)

授権株数(株)	発行済株式総数(株)	未発行株式数(株)
315,000	113,000	202,000

②【発行済株式】

(本書日付現在)

記名・無記名の別及び 額面・無額面の別	種類	発行数(株)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
記名式額面株式 (額面454ユーロ)	普通株式	113,000	-	議決権の制限 のない株式
計	-	113,000	-	-

(2)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項なし。

(3)【発行済株式総数及び資本金の推移】

上記の当社の発行済株式の総数ならびに発行済および払込済株式資本は、最近5年間変動していないが、IFRSに基づいて作成された財務書類は円貨表示であり、各期末為替レートの変動により、発行済および払込済株式資本の円貨表示金額が変動する。

(4)【所有者別状況】

本書日付現在、野村ホールディングスが当社の発行済株式の100%を保有している。下記「(5) 大株主の状況」を参照のこと。

(5)【大株主の状況】

(本書日付現在)

氏名又は名称	住 所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
野村ホールディングス 株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番 1号	113,000	100%
計	-	113,000	100%

2【配当政策】

利益の配当は株主総会が決定する。2011年6月20日の株主総会において、株主への配当金の支払19,990,491千円を決定した。

3【株価の推移】

該当事項なし。

4【役員の状況】

(本書日付現在)

役職名	氏名および生年月日	略 歴	所有株式数
取締役	荻原康昭 1957年9月17日生	1987年9月 野村證券株式会社入社 2000年6月 ノムラ・イタリア・エスアイエム・ピー・エ イのプレジデントに就任 2004年2月 ノムラ・インターナショナル（香港）リミ テッド・台北支店のカンントリー・ヘッド兼 マネージング・ディレクターに就任 2010年6月 ノムラ・ネーデルランド・エヌ・ブイのプレ ジデント兼マネージング・ディレクターに 就任（現職） 当社取締役に就任	0株
取締役	柘植謙二 1962年6月19日生	1986年4月 野村證券株式会社入社 2005年6月 金融市場部長就任 2007年6月 アジア・フィックスド・インカム部門長に就 任 ノムラ・インターナショナル（香港）リミテッドに 駐在 2008年12月 野村ホールディングス株式会社のグループ資 金部長（現資金部長）に就任（現職） 2010年4月 当社取締役に就任	0株
取締役	北村巧 1966年11月26日生	1990年4月 野村證券株式会社入社 2008年12月 野村ホールディングス株式会社の税務室長に 就任 野村證券株式会社の主計部長を兼任 2009年4月 野村ホールディングス株式会社の主計部長に 就任 2010年3月 ノムラ・グローバル・ファンディング・ピー ・エル・シー取締役に就任 2010年4月 野村ホールディングス株式会社のグループ主 計部長に就任 当社取締役に就任 2011年7月 野村ホールディングス株式会社のグローバル ・ヘッド・オブ・コントローラーに就任 （現職）	0株

取締役任に任期の定めはない。また、当社には監査役は存在しない。2011年3月31日に終了した事業年度において、当社の役員報酬は合計で9,553千円であった。役員に対するその他の特別な利益の提供は行っていない。

5【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

当社の機関は、株主総会および取締役会から成っている。当社の親会社である野村ホールディングスが当社の発行済株式を実質的に100%所有している。取締役会は、株主総会により選任された荻原康昭、柘植謙二、北村巧の3名から構成されている。当社においては内部監査は行っておらず、また監査役が存在しないため監査役監査も行っていない。当社は、アーンスト・アンド・ヤング・アカウンタンツ・エルエルピーとの間で監査契約を締結し、会計監査を受けている。業務を執行した公認会計士はW.J. スミット（W.J. Smit）氏（および補助者5名）であり、同氏は提出会社の財務書類について2011年3月期の監査より監査業務を行っている。なお、当社株主に関する詳細は「第2 企業の概況－4 関係会社の状況－(1) 親会社」を参照のこと。

取締役に関する詳細は上記「4 役員の状況」を参照のこと。

(2) 【監査報酬の内容等】**① 【外国監査公認会計士等に対する報酬の内容】**

当社がアーンスト・アンド・ヤング・アカウンタンツ・エルエルピーと契約締結した監査報酬およびその他の業務報酬は以下のとおりである。

	(単位：百万円)	
	2010年3月31日終了事業年度	2011年3月31日終了事業年度
監査報酬	34	25
その他の業務報酬	-	3
合計	34	28

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項なし。

③ 【外国監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項なし。

④ 【監査報酬の決定方針】

該当事項なし。

第6【経理の状況】

(1) 本書記載の当社の邦文の財務書類は、欧州連合が採用した国際財務報告基準（IFRS）およびオランダ民法典第2編9章に準拠して作成された本書記載の原文の財務書類を翻訳したものである。本書記載の財務書類については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第129条第1項の規定が適用されている。なお、当社の採用している会計原則および会計慣行と日本において一般に公正妥当と認められる会計原則および会計慣行の主要な相違については、「3 その他－(3) 本国と日本における会計原則および会計慣行の主要な相違」に記載されている。

(2) 2011年3月31日および2010年3月31日に終了した事業年度の原文の財務書類は、独立監査人であるアーンスト・アンド・ヤング・アカウンタンツ・エルエルピーの監査を受けており、監査報告書の原文および訳文は添付のとおりである。

なお、当社の財務書類には、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号）第35条の規定に基づき「財務諸表等の監査証明に関する内閣府令」（昭和32年大蔵省令第12号）第1条の3の規定が適用されるため、金融商品取引法第193条の2の規定に基づく日本の公認会計士または監査法人による監査は必要とされていない。

(3) 「2 主な資産・負債及び収支の内容」および「3 その他」に記載の事項は原文の財務書類には記載されておらず、当該事項における財務書類への参照事項を除き、上記(2)の会計監査の対象になっていない。

1【財務書類】

2011年3月31日および2010年3月31日に終了した事業年度の財務書類

2011年3月31日に終了した事業年度の包括利益計算書

	注記	2011年3月31日 終了事業年度 単位：千円	2010年3月31日 終了事業年度 単位：千円
受取利息および類似収益	5, 23	26,958,884	22,382,026
支払利息および類似費用	5	(13,855,943)	(12,341,195)
純受取利息		13,102,941	10,040,831
受取手数料等	6, 23	417,327	31,288
支払手数料等	6, 23	(870,946)	(863,006)
純受取／（支払）手数料等		(453,619)	(831,718)
純トレーディング損失	7	(1,931,313)	(394,971)
その他の金融収益	8	-	-
その他の営業損失	9	(216,704)	(691,197)
純営業収益		10,501,305	8,122,945
給与および社会保障費	10, 11	(42,772)	(43,063)
一般管理費	12, 13, 23	(10,248,587)	(312,575)
営業費用合計		(10,291,359)	(355,638)
税引前利益		209,946	7,767,307
法人所得税等収益	13	1,752,681	1,206,905
当期利益		1,962,627	8,974,212
当期包括利益合計		1,962,627	8,974,212

2011年3月31日現在の財政状態計算書

		2011年3月31日 現在	2010年3月31日 現在
	注記	単位：千円	単位：千円
非流動資産			
関係会社への貸付金	14, 21, 23	633,898,642	502,963,888
デリバティブ金融資産	14, 15, 21, 23	444,343,735	509,832,866
繰延税金資産	13	1,140,475	795,339
非流動資産合計		1,079,382,852	1,013,592,093
流動資産			
関係会社への貸付金	14, 21, 23	1,241,691,593	1,221,972,743
デリバティブ金融資産	14, 15, 21, 23	80,202,960	100,084,746
現金および現金同等物	14, 16, 21, 23	74,061,211	41,324,235
その他の資産	14, 17, 21, 23	309,238,454	306,932,520
未収還付法人所得税	13	1,734,247	2,331,418
流動資産合計		1,706,928,465	1,672,645,662
資産合計		2,786,311,317	2,686,237,755
株主資本および負債			
株主資本			
発行済および払込済株式資本	18, 22	6,030,419	6,460,461
株式払込剰余金	22	1,320,860	1,320,860
剰余金	18, 22	2,371,956	1,941,914
利益剰余金		26,752,616	24,789,989
株主資本合計		36,475,851	34,513,224
非流動負債			
社債およびその他の借入金	14, 19, 21, 22, 23	1,993,094,408	2,071,306,014
デリバティブ金融負債	14, 15, 21, 23	373,132,037	405,434,222
非流動負債合計		2,366,226,445	2,476,740,236
流動負債			
社債およびその他の借入金			
- 期限が1年以内に到来するもの	14, 21, 22, 23	289,205,435	121,577,013
デリバティブ金融負債	14, 15, 21, 23	79,728,301	48,779,435
その他の負債	23	14,675,285	4,627,847
流動負債合計		383,609,021	174,984,295
負債合計		2,749,835,466	2,651,724,531
株主資本および負債合計		2,786,311,317	2,686,237,755

2011年3月31日に終了した事業年度の持分変動計算書

	発行済および 払込済 株式資本 単位：千円	株式 払込剰余金 単位：千円	剰余金 単位：千円	利益剰余金 単位：千円	株主資本 合計 単位：千円
2010年4月1日の期首残高 (注記18, 22)	6,460,461	1,320,860	1,941,914	24,789,989	34,513,224
当期利益	-	-	-	1,962,627	1,962,627
当期包括利益合計	-	-	-	1,962,627	1,962,627
ユーロ建資本の為替評価額	(430,042)	-	430,042	-	-
2011年3月31日の期末残高	6,030,419	1,320,860	2,371,956	26,752,616	36,475,851

	発行済および 払込済 株式資本 単位：千円	株式 払込剰余金 単位：千円	剰余金 単位：千円	利益剰余金 単位：千円	株主資本 合計 単位：千円
2009年4月1日の期首残高 (注記18, 22)	6,729,284	1,320,860	1,673,091	15,815,777	25,539,012
当期利益	-	-	-	8,974,212	8,974,212
当期包括利益合計	-	-	-	8,974,212	8,974,212
ユーロ建資本の為替評価額	(268,823)	-	268,823	-	-
2010年3月31日の期末残高	6,460,461	1,320,860	1,941,914	24,789,989	34,513,224

2011年3月31日に終了した事業年度のキャッシュ・フロー計算書

		2011年3月31日 終了事業年度 単位：千円	2010年3月31日 終了事業年度 組替再表示 単位：千円
注記			
営業活動によるキャッシュ・フロー			
当期利益		1,962,627	8,974,212
調整項目：			
デリバティブ金融商品		159,439,577	27,609,804
社債およびその他の借入金		(8,555,216)	(3,343,153)
その他		53,328	(37,590)
営業資産および営業負債：			
その他の資産の（増加）／減少		(1,708,763)	205,718,683
その他の負債の増加		10,047,438	539,900
関係会社への貸付金の増加		(255,415,009)	(230,411,699)
営業活動により生じた／（に使用した）キャッ シュ・フロー純額		(94,176,018)	9,050,157
財務活動によるキャッシュ・フロー			
社債およびその他の借入金による収入		401,836,640	415,739,504
社債およびその他の借入金の償還		(273,008,470)	(460,520,958)
財務活動により生じた／（に使用した）キャッ シュ・フロー純額		128,828,170	(44,781,454)
現金および現金同等物の増加／（減少）純額		34,652,152	(35,731,297)
純為替換算差額		(1,915,176)	(916,863)
4月1日現在の現金および現金同等物	16, 23	41,324,235	77,972,395
3月31日現在の現金および現金同等物		74,061,211	41,324,235

営業キャッシュ・フロー

		2011年3月31日 終了事業年度 単位：千円	2010年3月31日 終了事業年度 単位：千円
支払利息		(16,384,851)	(11,623,466)
受取利息		25,644,743	23,441,061
税金（支払額）／還付額	13	1,554,698	(936,160)

財務書類に関する注記

1. 企業情報

ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ（以下「当社」という。）は、英国で登記された会社であるノムラ・グローバル・ファンディング・ピー・エル・シー（以下「NGF」という。）の全額出資子会社である。また当社の最終親会社は、日本国東京で登記された野村ホールディングス株式会社（以下「NHI」という。）である。

当社はオランダのアムステルダムで設立され、本拠を置き、同国のアムステルダム市1096HA、アムステルプライン1、レンブラント・タワー（Rembrandt Tower, Amstelplein 1, 1096 HA Amsterdam）に登記上の住所を有する、オランダ法に基づいて設立された有限責任株式公開会社である。

当社の主たる業務は、NHIおよびその子会社（以下あわせて「野村グループ」という。）の資金調達を行う金融会社として活動することである。

当社の2011年3月31日に終了した事業年度の財務書類は2011年6月20日に開催される年次株主総会に提出され承認を受けることとなる。株主総会は当該財務書類を否認することはできるが、これを修正することはできない。

2. 会計方針

2.1. 作成基準

デリバティブ金融商品および公正価値ヘッジのヘッジ対象として指定された金融負債等、公正価値で測定されているものを除き、財務書類は取得原価主義に基づいて作成されている。

財務書類は日本円で表示されており、別途記載がある場合を除き、全ての金額は千円単位に四捨五入されている。

準拠基準

財務書類は、欧州連合（EU）が採用した国際財務報告基準（IFRS）に準拠して作成されている。財務書類はまた、オランダ民法典第2編第9章の要件に準拠して作成されている。

会計方針と見積の変更

適用する会計方針および見積は、当社が2010年4月1日から開始した事業年度から適用するとした新設もしくは改訂された基準書ならびに解釈指針、およびキャッシュ・フロー計算書の表示方法の変更を除き、前事業年度と一致している。

2011年3月31日に終了した事業年度に公表され適用となった新設もしくは改訂された、基準書ならびに解釈指針に関して検討を行った結果、当社の財務書類に重大な影響を及ぼすものはなかった。

当社は、資金管理の状況をより分かりやすくするために、キャッシュ・フロー計算書の表示方法を変更した。キャッシュ・フロー計算書に含まれるキャッシュ・フローに用いられる為替レートは、平均レートに基づいている。見積の変更や一部の組替は、「調整項目 - デリバティブ金融商品」、「関係会社への貸付金の増加」および「財務活動によるキャッシュ・フロー」に影響を及ぼしている。その結果、「調整項目 - その他」および「純為替換算差額」の金額が調整されている。

2010年3月31日に終了した事業年度のキャッシュ・フロー計算書は、上記の調整を反映させるために再表示されている。

2.2. 重要な会計方針の要約

a) 外国為替換算

財務書類は、当社の機能通貨でありかつ表示通貨でもある日本円で表示されている。

当年度中の外貨建取引は、取引日の為替レートで換算されている。

当初認識後、それぞれの財政状態計算書日に、貨幣性項目は決算日レートで換算され、非貨幣性項目は取引日のスポットレートで換算される。貨幣性資産および貨幣性負債である金融資産および金融負債に係る為替換算差額（差損益）は、包括利益計算書で認識される。

b) 営業収益

(i) 受取利息および支払利息

トレーディング目的で保有するデリバティブに分類されるものを除き、全ての金融商品に関する受取利息および支払利息は、実効金利（EIR）法により受取利息および類似収益または支払利息および類似費用として認識される。

実効金利法とは、金融資産または負債（または資産および負債のグループ）の償却原価を計算し、受取利息または支払利息を関連期間にわたって配分する方法である。実効金利とは、金融商品の予想残存期間または場合によってはそれより短い期間で、将来の現金支払額または受取額の見積額を、当該金融商品の正味帳簿価額まで正確に割り引く利率をいう。この計算方法は、取引に直接起因する全ての受取手数料または支払手数料、および実効金利と一体化しているディスカウントまたはプレミアムの影響が考慮されている。

(ii) 純受取手数料等

ローンオリジネーションフィーは、実効金利法により償却原価で計上される金融資産に係る収益に対する調整として、包括利益計算書で認識されている。

デリバティブ金融商品に関して受け払いされる前払手数料は、その関連する金融商品の当初公正価値測定の一部として認識されている。

当社が一定の融資契約を締結する可能性が高く、受取コミットメント手数料が金融商品の取得に対する継続的関与のためのものであるとみなされる場合には、IAS第39号「金融商品：認識と測定」の対象範囲外となるコミットメント手数料は繰り延べられ、実効金利の調整として認識される。一定の融資契約を締結する可能性が低い場合は、コミットメント手数料は、コミットメント期間にわたって期間按分して認識される。

c) 金融商品の公正価値

当社の金融商品の一部は公正価値で保有されている。重要な金融商品に対する公正価値測定の適用に関する当社の方針は、以下のとおりである。

(i) 公正価値の決定

金融商品の公正価値とは、強制売却や投売りではなく、自発的当事者間において現在の取引の下で金融商品が交換されうる金額のことである。

公正価値の最良の証拠は、活発な市場における公表価格であるとされる。したがってデリバティブを含めた金融商品の公正価値は、取引所における市場公表価格またはその他のブローカー／ディーラーからの価格に基づいている。

市場公表価格またはブローカー／ディーラーからの価格が入手できない場合は、公正価値の決定において類似金融商品または価格算定モデルの価格が考慮される。価格算定モデルでは、契約条項、ポジションの規模、原資産の価格、金利、配当率、時間価値、ボラティリティ、およびその関連する金融商品または類似特性を持つ金融商品に関するその他の統計測定値が考慮される。これらのモデルには、市場の流動性に関する調整も織り込まれる。これらの調整は、公正価値計算の過程における基礎的要素である。使用される評価技法は市場から得られるインプットを最大限に使用し、市場で観察不能な個別企業に特有のインプットの使用は最小限に抑える。

価格算定モデルやその基礎的前提は、認識される未実現損益の金額および時期に影響を与えるため、異なる価格算定モデルまたは基礎的前提を使用した場合は、異なる決算報告となる可能性がある。債券、株式、外国為替、コモディティ等の市場の変化は、将来の当社の公正価値の見積に影響を与え、トレーディング損益に影響を与える可能性がある。当社の公正価値の見積は、価格算定モデルの基礎的前提として使用できる透明性のある市場データが不足している場合には、主観的な部分をより多く伴う可能性がある。

損益を通じて公正価値で計上される金融資産または金融負債に分類され、ヘッジ取引の一部として利用されない金融商品の公正価値の変動から生じる損益はすべて、純トレーディング収益／（損失）で認識される。

(ii) 当初損益の認識

金融商品の公正価値は、通常は取引価格（すなわち支払対価または受取対価の公正価値）である。ただし場合によっては、当初の公正価値は、観察可能な市場データのみを用いる価格算定モデルか、条件変更やリパッケージがされていない同一金融商品の観察可能な市場取引に基づいている。このような評価技法が使用された場合は、観察可能なインプットより公正価値が算定されるため、公正価値と取引価格との差額は、当初、包括利益計算書で認識される。

有意な観察不能なデータを用いる評価技法が、当初の公正価値の算定に使用されることもある。この状況では、取引価格とモデル評価の差額は、インプットが観察可能となった時点、または当該金融商品の認識が中止された時点で、包括利益計算書で認識される。

d) 金融商品

IAS第39号の対象範囲にある金融商品は、損益を通じて公正価値で計上される金融資産または金融負債、貸付金および債権、償却原価で計上される金融負債、売却可能投資、または満期保有投資のいずれかに分類される。

当社は、保有する金融資産の当初認識時の分類を、その金融資産の取得目的および特性に基づいて決定する。複合金

融商品の場合、当社は、最初に契約当事者となる時点で契約が組込デリバティブを含んでいるかどうかを考慮し、その時点で適切な分類を決定する。

(i) デリバティブ金融商品

損益を通じて公正価値で計上される金融商品には、トレーディング目的で保有するデリバティブ金融商品が含まれる。金融資産および金融負債が、(1) 主に短期に売却するかまたは買い戻す目的で取得または発生し、(2) 当初認識時に、ともに運用され、直近に短期の利鞘目的の取引事例が存在する特定の金融商品のポートフォリオの一部を構成し、あるいは(3) 金融保証契約となるデリバティブや有効なヘッジ手段として指定されたものを除くデリバティブであれば、トレーディング目的保有に分類される。

デリバティブ金融商品は、主としてリスク管理の目的に使用されている。IAS第39号に従い、全てのデリバティブは当初、取引日に公正価値で認識され、その後もプラスの公正価値を持つデリバティブは資産として、マイナスの公正価値を持つデリバティブは負債として、公正価値で測定され、それぞれ財政状態計算書に計上される。

主契約に組込まれたデリバティブは、経済的特性やリスクが主契約と密接に関連づけられず、主契約がトレーディング目的で保有されないまたは損益を通じて公正価値オプションの指定がなされていない場合には、デリバティブとは区分して会計処理され、公正価値で計上される。これらの組込デリバティブは公正価値で測定され、公正価値の変動は包括利益計算書で認識される。契約で求められているキャッシュ・フローを大幅に修正する契約の条件変更がある場合にのみ会計処理の再判定を行う。

一部の金利デリバティブは、公正価値ヘッジによるヘッジ手段として指定されている（注記2.2. g）を参照のこと。）。

(ii) 償却原価で計上される金融商品

a) 貸付金および債権

貸付金および債権は、活発な市場において公表価格がない確定金額または決定可能な金額の支払を伴う非デリバティブ金融資産である。貸付金および債権は、当初決済日に直接および付随取引費用を含めて認識される。当初測定後は、貸付金および債権は実効金利法を用いた償却原価から減損引当金を控除した金額で計上される。償却原価は取得に係るディスカウントまたはプレミアムを考慮に入れて計算されており、実効金利および取引コストの不可欠な一部である手数料を含んでいる。利益または損失は、償却過程を通じて認識されるほか、貸付金および債権が認識中止となった時点または減損した時点においても、包括利益計算書で認識される。

b) 償却原価で計上される金融負債

償却原価で計上される金融負債には、一部の社債および債券、ならびにその他の借入金が含まれている。償却原価で計上される金融負債は、決済日に当初の認識が行われる。当初測定後は、これらの金融商品は実効金利法により償却原価で測定される。

一部の固定利付債券は、公正価値ヘッジによるヘッジ対象として指定されている（注記2.2. g）を参照のこと。）。

金融商品の当初測定

金融資産または金融負債の当初認識時点において、当社は、それが損益を通じて公正価値で計上されない金融資産または金融負債の場合には、公正価値に金融資産または金融負債の取得または発行に直接帰属すべき取引費用を加えて測定している。

認識の中止

資産から生ずるキャッシュ・フローを受領する権利が消滅した場合、または当社がその資産から生ずるキャッシュ・フローを受領する権利を譲渡し、かつ当社がその資産の実質的に全てのリスクと経済価値を移転した場合に、金融資産の認識が中止される。

負債に基づく義務が解消または取消または失効した場合に、金融負債の認識を中止する。

既存の金融負債が、著しく異なる条件に基づいて同一の貸手から他の金融負債に差し替えられた場合、または既存の負債の条件が著しく修正された場合には、こうした交換または修正は当初の負債の認識中止として処理し、新たな負債を認識し、個々の帳簿価額の差額は包括利益計算書で認識される。

e) 減損

当社は財政状態計算書日に、金融資産または金融資産のグループが減損していることを示す客観的証拠があるか否かの評価を行う。金融資産は、その資産の当初認識後、財政状態計算書日前までに発生した単一または複数の損失事象により減損が生じたという客観的証拠があり、かつその損失事象が当該金融資産の見積可能な将来キャッシュ・フローに影響を与えた場合にのみ、減損したと認識される。

貸付金および債権に関する減損金額は、その資産の帳簿価額と、当初実効金利で割り引いた見積将来キャッシュ・フローの現在価値との差額として測定される。損失の金額は包括利益計算書に計上される。その後の期間において減損金額が減少し、その減少が減損認識後に発生した事象と客観的に関連付けられる場合は、過去に包括利益計算書で認識された減損の戻入が行われる。

f) 金融商品の相殺

当社が金融資産および金融負債を相殺する法的に強制力のある権利を有し、かつ当社が金融資産および金融負債を純額で決済する意図を有している場合を除き、金融資産および金融負債は総額で表示される。

g) ヘッジ会計

当社はデリバティブ金融商品を使用して金利リスクのエクスポージャーを管理している。特定のリスクを管理するために、当社は定められた基準を満たす取引に対してはヘッジ会計を適用している。

ヘッジ関係の開始時点に、当社ではヘッジ対象とヘッジ手段の関係性について正式に文書化を行い、文書には対象リスクの性質、目的およびヘッジ戦略のほかヘッジ関係の有効性評価に使用される方法が含まれる。

また、ヘッジ関係の開始時点には正式な評価を行い、ヘッジ対象に起因するリスクを相殺するために、ヘッジ手段が極めて有効であることが見込まれることを確認している。ヘッジは報告日毎に正式な評価が行われる。ヘッジが指定されている期間を通じて、ヘッジされているリスクに起因する公正価値の変動が80%から125%の範囲で相殺されると見込まれる場合は、ヘッジが極めて有効であると見込まれる。

ヘッジの非有効部分は包括利益計算書の純トレーディング収益／（損失）で認識されている。

公正価値ヘッジに指定されその要件を満たすものについては、ヘッジ手段の公正価値の変動は包括利益計算書のその他の金融収益で認識される。その一方、ヘッジされているリスクに起因するヘッジ対象の公正価値の変動は、ヘッジ対象の帳簿価額の一部として計上され、包括利益計算書のその他の金融収益で認識される。

ヘッジ手段が失効、売却、終了または行使された場合や、ヘッジ取引がヘッジ会計の要件をほぼ満たさなくなった場合には、ヘッジ関係は終了する。ヘッジ対象については、終了時点におけるヘッジ対象の帳簿価額とヘッジが存在しなかった場合に計上されていた金額との差額が実効金利法により当初のヘッジの残存期間にわたって償却される。ヘッジ対象の認識が中止された場合には、未償却の公正価値の調整は包括利益計算書で直ちに認識される。

h) キャッシュ・フロー計算書

キャッシュ・フロー計算書は間接法を使用して作成されている。現金および現金同等物は、預金から構成されている。

i) 税金

当期および過年度に関する当期税金資産および負債は、税務当局からの還付または支払見積金額で測定されている。

繰延税金資産および負債は、財政状態計算書日の帳簿価額と税務上の金額の一時差異に対して認識される。繰延税金資産は、一時差異を利用できる将来課税所得が生じる可能性が高い範囲で認識される。

金額計算には、財政状態計算書日に施行され、または実質的に施行されている税率および税法を使用する。

2.3. 公表されたが適用とはなっていない基準

2011年3月31日に終了した事業年度に公表されたが、適用とはなっていない新設もしくは改訂された基準書ならびに解釈指針に関して検討を行った結果、当社の財政状態や開示に重大な影響を及ぼすものはない。

2.4. 国際会計基準審議会（IASB）によって公表されたが、EUによって承認されていない新設もしくは改訂された、基準書ならびに解釈指針

IASBにより公表されたが、EUによって承認されていない、IASBが公表した新設もしくは改訂された、基準書ならびに解釈指針に関する検討を行った結果、当社の財政状態や開示に重要な影響を及ぼすものはない。

3. 重要な会計上の判断と見積

会計方針を適用する過程において、経営者には財務書類に認識される金額を決定するために見積と仮定を行うことが求められている。

金融商品の公正価値

一部の金融資産および金融負債の公正価値に関しては、重要な判断および見積が適用される。金融資産および金融負債の公正価値が活発な市場から入手できない場合、様々な評価技法を使用して公正価値が決定される。評価モデルには、可能な限り観察可能な市場データが用いられる。観察可能なデータが入手できない場合は、公正価値を決定するために一定の判断が求められる。

貸付金の減損損失

当社は、各財政状態計算書日に貸付金を評価して、包括利益計算書に減損引当金を計上すべきか否かを検討している。特に必要とされる引当水準の決定には、将来キャッシュ・フローの金額と時期の見積に関する経営者の判断が求められる。このような見積は多くの要因に関する仮定に基づいて行われるため、実際の結果と異なることがあり、結果として引当金は将来変動することがある。当該貸付金の当初認識後に発生した単一ないしは複数の事象の結果、見積将来キャッシュ・フローに影響が生じたという客観的な証拠がある場合に、貸付金は減損したと判断される。貸付金の減損の客観的な証拠としては、借手の重大な財務危機、利払いまたは元本返済の不履行や遅延、借手の倒産または財政再建に至る可能性等が考えられる。

4. 事業セグメント情報

当社は、商品とサービスに基づいて事業活動を編成している。当社は資金調達活動を含む事業セグメントのみを有しているので、当該セグメントの総資産および純資産ならびに税引前利益は、財務書類に反映されている。メディアム・ターム・ノートの大半は日本の投資家向けに発行されている。全ての貸付金と組込デリバティブを除く全てのデリバティブは野村グループとの間で取引されている。当社は金融商品および繰延税金資産以外の非流動資産は有していない。

5. 受取利息および支払利息

受取利息および類似収益

関係会社への貸付金（注記23）
担保金（注記17, 23）
現金および現金同等物（注記23）
その他

終了事業年度	
2011年3月31日	2010年3月31日
単位：千円	単位：千円
26,034,437	21,853,284
271,323	469,822
41,561	58,920
611,563	-
26,958,884	22,382,026

支払利息および類似費用

社債およびその他の借入金
その他の支払利息

終了事業年度	
2011年3月31日	2010年3月31日
単位：千円	単位：千円
13,850,939	12,340,621
5,004	574
13,855,943	12,341,195

6. 純受取／（支払）手数料等

支払保証料（注記23）
受取コミットメント手数料（注記23）

終了事業年度	
2011年3月31日	2010年3月31日
単位：千円	単位：千円
(870,946)	(863,006)
417,327	31,288
(453,619)	(831,718)

7. 純トレーディング損失

仕組債から区分処理されたデリバティブ金融商品
に関する純トレーディング収益／（損失）

トレーディング目的で保有するデリバティブ金融
商品に関する純トレーディング収益／（損失）

終了事業年度	
2011年3月31日	2010年3月31日
単位：千円	単位：千円
55,392,556	(124,353,756)
(57,323,869)	123,958,785
(1,931,313)	(394,971)

8. その他の金融収益

ヘッジ対象の公正価値の変動
ヘッジ手段の公正価値の変動

終了事業年度	
2011年3月31日	2010年3月31日
単位：千円	単位：千円
3,906,994	(2,630,359)
(3,906,994)	2,630,359
-	-

9. その他の営業損失

純為替換算差損
償還益

終了事業年度	
2011年3月31日	2010年3月31日
単位：千円	単位：千円
(231,599)	(691,197)
14,895	-
(216,704)	(691,197)

10. 給与および社会保障費

	終了事業年度	
	2011年3月31日	2010年3月31日
	単位：千円	単位：千円
給与	33,705	32,340
年金保険料	4,129	2,639
社会保障および福利厚生費	4,938	8,084
	42,772	43,063

11. 従業員数

2011年3月31日現在、当社の従業員は6名であった（2010年：7名）。2011年3月31日現在、その6名のうち、4名は非常勤の従業員であった（2010年：4名）。

12. 一般管理費

	終了事業年度	
	2011年3月31日	2010年3月31日
	単位：千円	単位：千円
二国間事前確認制度（APA）の調整（注記13, 23）	9,889,440	-
業務委託費（注記23）	156,009	215,081
法人所得税以外の税金	108,879	-
専門家報酬	41,917	52,134
管理費（注記23）	13,901	9,274
その他	38,441	36,086
	10,248,587	312,575

13. 税金

2011年3月31日および2010年3月31日に終了した事業年度に関する法人所得税等収益の内訳は以下のとおりである。

	終了事業年度	
	2011年3月31日	2010年3月31日
	単位：千円	単位：千円
当期税金		
当期法人所得税等	(425,723)	(2,042,682)
過年度の法人所得税等に関する調整	1,833,268	3,265,664
繰延税金		
法人所得税率の変更による影響	(15,595)	-
一時差異の発生および戻入に関する繰延税金	360,731	(16,077)
法人所得税等収益	1,752,681	1,206,905

	終了事業年度	
	2011年3月31日	2010年3月31日
	単位：千円	単位：千円
税引前利益	209,946	7,767,307
オランダの法定法人所得税率25.375%による税額 (2010年：25.5%)	(53,274)	(1,980,663)
過年度の法人所得税等に関する調整	1,833,268	3,265,664
法人所得税率の変更による影響	(15,595)	-
課税所得と会計上の利益の差異の影響	(11,718)	-
外国で課税された利息に係る源泉税	-	(78,096)
法人所得税等収益	1,752,681	1,206,905

2011年3月31日に終了した事業年度において、当社は表面税率の変更により、25.375%の比例税率を適用した。25%の表面税率は2011年1月1日から適用される。2011年3月31日に終了した事業年度の表面税率は25.375%（2010年：25.5%）、実効税率はマイナス834.8%（2010年：マイナス15.5%）である。

未収還付法人所得税および繰延税金資産の変動は以下のとおりである。

	終了事業年度	
	2011年3月31日	2010年3月31日
	単位：千円	単位：千円
未収還付法人所得税		
期首残高	2,331,418	776,069
（還付額）／支払額	(1,554,698)	936,160
損益計上額	1,407,545	1,222,982
その他の変動	(450,018)	(603,793)
期末残高	1,734,247	2,331,418
繰延税金資産		
期首残高	795,339	811,416
法人所得税率の変更による影響	(15,595)	-
損益計上額	360,731	(16,077)
期末残高	1,140,475	795,339

当社の繰延税金資産の大半は、デリバティブ金融商品の評価に関連する。

二国間事前確認制度

当社とNHIは、当社の課税所得に関する二重課税を回避するため、オランダと日本の関連税務当局にAPAを申請した。2011年2月、オランダと日本の税務当局は、2012年3月までの6年間に於いて当社の税引前利益は予め定められた範囲内にあるという合意に達した。

上記の結論を受けて、APAにより2007年3月31日から2010年3月31日に終了した事業年度における当社の課税所得から7,211,520千円が控除された。2011年3月31日に終了した事業年度および2012年3月31日に終了する事業年度は、NHIと当社はAPAに従って調整額を精算することに合意した。2011年3月31日に終了した事業年度には、NHIに支払うべき調整額9,889,440千円（注記12を参照のこと。）が、包括利益計算書の一般管理費に含まれている。

14. 金融商品の分類の概要

2011年3月31日現在				
単位：千円				
	貸付金および 債権	トレーディング 目的保有	償却原価で計上 される金融負債	合計
関係会社への貸付金	1,875,590,235	-	-	1,875,590,235
デリバティブ金融資産				
- トレーディング目的保有	-	522,870,783	-	522,870,783
- ヘッジ関係があるもの（ヘッジ会計）	-	1,675,912	-	1,675,912
現金および現金同等物	74,061,211	-	-	74,061,211
その他の資産				
- 担保金（注記17）	305,610,000	-	-	305,610,000
金融資産合計	2,255,261,446	524,546,695	-	2,779,808,141
社債およびその他の借入金				
- 公正価値ヘッジと無関係なもの	-	-	1,864,737,848	1,864,737,848
- 公正価値ヘッジと関係があるもの	-	-	417,561,995	417,561,995
デリバティブ金融負債				
- トレーディング目的で保有するデリバ ティブ	-	449,104,241	-	449,104,241
- ヘッジ関係があるデリバティブ（ヘッ ジ会計）	-	3,756,097	-	3,756,097
金融負債合計	-	452,860,338	2,282,299,843	2,735,160,181
2010年3月31日現在				
単位：千円				
	貸付金および 債権	トレーディング 目的保有	償却原価で計上 される金融負債	合計
関係会社への貸付金	1,724,936,631	-	-	1,724,936,631
デリバティブ金融資産				
- トレーディング目的保有	-	604,703,749	-	604,703,749
- ヘッジ関係があるもの（ヘッジ 会計）	-	5,213,863	-	5,213,863
現金および現金同等物	41,324,235	-	-	41,324,235
その他の資産				
- 担保金（注記17）	304,630,000	-	-	304,630,000
金融資産合計	2,070,890,866	609,917,612	-	2,680,808,478
社債およびその他の借入金				
- 公正価値ヘッジと無関係なもの	-	-	1,962,877,717	1,962,877,717
- 公正価値ヘッジと関係があるもの	-	-	230,005,310	230,005,310
デリバティブ金融負債				
- トレーディング目的で保有するデリバ ティブ	-	453,856,195	-	453,856,195
- ヘッジ関係があるデリバティブ（ヘッ ジ会計）	-	357,462	-	357,462
金融負債合計	-	454,213,657	2,192,883,027	2,647,096,684

15. デリバティブ金融商品

	2011年3月31日 現在 単位：千円	2010年3月31日 現在 単位：千円
プラスの公正価値		
外国為替関連デリバティブ	1,881,918	3,141,408
金利デリバティブ		
- トレーディング目的保有	339,395,549	311,718,406
- 公正価値ヘッジ会計が適用されているもの	1,675,912	5,213,863
通貨デリバティブ	78,000,439	159,966,791
株式デリバティブ	103,592,877	129,877,144
プラスの公正価値	524,546,695	609,917,612
マイナスの公正価値		
外国為替関連デリバティブ	1,809,927	6,329,160
金利デリバティブ		
- トレーディング目的保有	340,733,683	311,789,631
- 公正価値ヘッジ会計が適用されているもの	3,756,097	357,462
通貨デリバティブ	2,967,754	5,860,260
株式デリバティブ	103,592,877	129,877,144
マイナスの公正価値	452,860,338	454,213,657

上記には区分処理された組込デリバティブも含まれている。

	2011年3月31日 現在 単位：千円	2010年3月31日 現在 単位：千円
想定元本額		
金利デリバティブ	1,885,608,171	1,726,345,482
通貨デリバティブ	749,141,593	772,409,853
外国為替関連デリバティブ	251,600,740	363,725,952
株式デリバティブ	171,029,048	231,263,580
	3,057,379,552	3,093,744,867

区分処理された組込デリバティブを除き、上記の全ての外国為替関連デリバティブおよびその他のデリバティブは、野村グループとの取引である。上記の想定元本額には、区分処理された組込デリバティブは含まれていない。

当社の公正価値ヘッジは主として、固定金利金融商品（すなわち長期固定利付債券）の公正価値の変動を防ぐために使用される金利デリバティブで構成されている。

当社は区分処理された組込デリバティブを含む店頭（OTC）デリバティブのみを保有しております。店頭（OTC）デリバティブ取引は内部モデルを用い、市場取引情報やその他の市場情報を極力参照して評価され、市場情報としては、市場価格情報、市場で成立した取引価格へのモデル調整、ブローカー／ディーラーからの価格、または許容可能な価格透明性を持つ代替的な価格情報ソース等がある。評価技法には予想キャッシュ・フローの現在価値単純割引算定法、ブラック・ショールズ・モデル式、モンテカルロ・シミュレーション法等がある。

16. 現金および現金同等物

残高は、使途に制限がない銀行預金のみである。

17. その他の資産

	2011年3月31日 現在 単位：千円	2010年3月31日 現在 単位：千円
担保金（注記21、23）	305,610,000	304,630,000
その他	3,628,454	2,302,520
	309,238,454	306,932,520

担保金は、デリバティブ取引関連のものであり、自由処分権に制限がある。

18. 発行済および払込済株式資本および剰余金

授權株式資本は、1株454ユーロの普通株式315,000株で構成されている。発行済および払込済株式資本は、1株当たり額面金額454ユーロの株式113,000株である。

発行済株式および剰余金の増減の調整項目は以下のとおりである。

	終了事業年度	
	2011年3月31日	2010年3月31日
発行済および払込済株式資本（発行価額）（千円）	8,402,375	8,402,375
発行済および払込済株式（千株）	113	113
1株当たり額面金額（ユーロ）	454	454
発行済株式（額面）（千ユーロ）	51,302	51,302
為替レート（ユーロ対円）	117.54744	125.93000
発行済および払込済株式資本（千円）	6,030,419	6,460,461
	2011年3月31日 現在 単位：千円	2010年3月31日 現在 単位：千円
発行済および払込済株式資本（発行価額）	8,402,375	8,402,375
発行済および払込済株式資本	6,030,419	6,460,461
為替換算差額	2,371,956	1,941,914

19. 社債およびその他の借入金

	終了事業年度	
	2011年3月31日 単位：千円	2010年3月31日 単位：千円
期首残高	2,071,306,014	2,013,949,913
発行	328,823,180	313,567,439
償還	(126,088,910)	(154,999,726)
流動負債への組替	(242,578,392)	(80,091,051)
その他の変動	(38,367,484)	(21,120,561)
期末残高	1,993,094,408	2,071,306,014

上記表中のその他の変動は、主に外国為替の変動、ならびに実効金利法を用いて社債およびその他の借入金を償却したことにより生じたものである。

当社は1994年10月19日に10億米ドルのユーロ・ノート・プログラム（以下「旧プログラム」という。）を設定した後、2006年4月20日には400億米ドルに増額した。

2009年7月31日、当社は、当社および他の野村グループ会社2社が発行者となるマルチ・イシューアー・ユーロ・ノート・プログラム（以下「現行プログラム」という。）を設定した。現行プログラムの規模は、旧プログラムに基づく発行済社債の残高を含め400億米ドルである。

発行される社債はすべて、NHI単独、またはNHIと野村證券株式会社（以下「NSC」という。）の両者により保証されている（注記23を参照のこと。）。

20. コミットメントおよび偶発債務

当社は、2011年3月31日現在で30,000,000千円（2010年：277,670,833千円）のローン・ファシリティを、一部の野村グループの会社に対して提供しており、全額使用（2010年：0.1%が未使用）されている。

2010年3月31日現在の247,670,833千円のローン・ファシリティは、2010年4月に終了した。

21. 金融リスク管理

当社の業務は、当社が管理しなければならない特定のリスクの引受けと移転に関わっている。最も重要なリスクの種類は、市場リスク、信用リスク、流動性リスク、金利リスク等である。市場リスクには、為替リスク、価格リスク、公正価値金利リスク等が含まれる。

当社の主な目的は、野村グループのために資金調達会社として活動することである。そのために当社は、株式、金利、為替、信用、コモディティを含む（これらに限定されない。）様々な異なったインデックスに連動したリターンが付いた社債を発行している。当社は、このような金融商品から生じる重大な市場リスクを取り除くという明白な意図を持って、デリバティブ金融商品を使用し、結果として起こるそのリスクを積極的に管理している。このようなデリバティブ金融商品の取引相手は野村グループに限られている。

当社の金融商品には、貸付金、野村グループに属する会社への担保金、ミディアム・ターム・ノートおよびデリバティブが含まれている。

リスク管理体制

野村グループには、適切な資金配分とリスク管理の責任を有している独立した部門（すなわち、野村グループ主計部、野村グループ財務部、野村グループ資金部および野村グループ・リスク・マネジメント部等）がある。

こうした部門の中で、野村グループ・リスク・マネジメント部は、チーフ・リスク・オフィサー（以下「CRO」という。）が、リスク管理の枠組を構築しリスクを監督するサポートをしている。その枠組の重要な要素は、企業の戦略目標に照らして野村グループのリスク許容度を明確にするリスク・アピタイトである。CROは、野村グループのリスク・プロファイルをグローバルに管理する責任を有している。CROは、リスクモデルが事業戦略と補完的であり、野村グループの強固なバランス・シートを維持することを確保するために、各ビジネス部門のヘッドや各地域の経営者と密接に連携している。

リスク管理委員会

NHIには、2つの主たるリスク管理委員会がある。

- ・ グループ統合リスク管理委員会（以下「GIRMC」という。）および
- ・ グループリスク管理委員会（以下「GRMC」という。）

GIRMCは、取締役会および経営会議（以下「EMB」という。）に報告を行う。GIRMCはEMBの分科会であり、野村グループのリスク・アピタイトやグローバル・リスク管理の枠組を設定する。GIRMCは、リスク・アピタイトを経済資本やその他の財務上および業務上の限度額に置き換えて、是正措置を取るためにポートフォリオ・リミットに対するグローバル・ポートフォリオやリスクの集中を評価する。さらに、GIRMCは各地域のキャピタル・コミットメント、与信およびリスク会議を監督し、地域別に委譲される限度額／権限の範囲を設定する。

GRMCはGIRMCに報告を行う。GRMCはGIRMCから権限を委譲され、地域別に委譲される限度額を超える取引上のキャピタル・コミットメント、与信およびリスクの承認や重要な高リスク・プロファイルの取引の承認を行う。さらに、特別な単発取引に集中するために、GRMCの分科会が設定されている。

当社の定性的および定量的なリスク管理

市場リスク

市場リスクとは、金利、外国為替レート、株価等の市場価格の変化により、金融商品の公正価値または将来のキャッシュ・フローが変動するリスクである。ただし、当社は貸付金およびメディアム・ターム・ノートのエクスポージャーを経済的にヘッジするためにデリバティブ契約を締結しており、市場リスクは最小限に抑えられている。デリバティブの満期は、ヘッジされている貸付金やメディアム・ターム・ノートの満期と一致している。

金利リスク

金利または通貨デリバティブの利用を通じ金利エクスポージャーのヘッジを行うことが当社の方針である。

当社は、留保利益、メディアム・ターム・ノート発行を通じた短期あるいは長期借入の組み合わせによりその活動資金の調達を行っている。当社は、固定および変動金利の両方で必要な通貨の借入を行い、その上で必要な金利ヘッジ・プロファイルを得るために金利および通貨デリバティブを使用している。これは、関連する資産および負債の利払日のマッチング等も含んでいる。

金利エクスポージャーに関して上記のヘッジ方針を適用しているため、2011年3月31日および2010年3月31日現在、当社は重大な金利エクスポージャーを有していない。

為替エクスポージャー

為替エクスポージャーは、機能通貨以外の通貨で表される当社の貨幣性資産および貨幣性負債から構成される。当社の活動から生じる全ての重要な為替ネット・エクスポージャーは、外国為替関連デリバティブおよび／または通貨デリバティブを用いて積極的にヘッジされている。

為替エクスポージャーのトレーディングを行わないことは当社の方針であり、したがって全ての通貨デリバティブ取引は、ヘッジ目的のみで行われる。

為替エクスポージャーに関して上記のヘッジ方針を適用しているため、2011年3月31日および2010年3月31日現在、当社は重大な為替エクスポージャーを有していない。

信用リスク

信用リスク管理

信用リスクとは、取引相手または発行体による債務不履行により、取引の価値において損失を被る可能性のことである。この種のリスクは、分散、取引相手に関する有効な信用分析、国別および取引相手別の与信限度額の設定、ネットティング契約による信用エクスポージャーの管理等によって軽減されている。

当社の金融商品の取引相手は野村グループのみであるため、信用リスクは最小限に抑えられている。

金融資産の信用度

当社は、野村グループの信用格付を、NHIがスタンダード・アンド・プアーズ・インターナショナル・エルエルシーより付与されたBBB+と同等であると考えている。取締役の報告日時点において、上記信用格付に変更はない。

当社には延滞または減損した金融資産はない。

信用リスク・エクスポージャー

以下の表は、当社の財政状態計算書日現在における保有担保やその他の信用補完を考慮していない信用リスクに対する最大のエクスポージャーを示している。当事者による契約不履行によって当社に損失のリスクをもたらす一部のオフバランス・シート商品も開示されている。

2011年3月31日
現在

2010年3月31日
現在

	単位：千円	単位：千円
デリバティブ金融資産	524,546,695	609,917,612
信用供与コミットメント	-	283,052
現金および現金同等物	74,061,211	41,324,235
その他の債権	2,181,200,235	2,029,566,631
信用リスクに対するエクスポージャー合計	2,779,808,141	2,681,091,530

前述のとおり、当社は信用リスクに対するエクスポージャーを抑えるために、ネットィング契約を締結している。ネットィング契約に従った金融資産と金融負債の相殺による影響は、財政状態計算書に反映されていない。

金融資産の減損

当社は、上記の注記2.2. e) にあるとおり、各財政状態計算書日現在で金融資産が減損していることを示す客観的な証拠があるかどうかを評価する。

2011年3月31日および2010年3月31日に終了した事業年度において、金融資産の減損は認識されなかった。

流動性リスク

流動性リスク管理

野村グループでは、流動性リスクを返済期限が到来したときに財務上の義務を果たせない潜在的な可能性と定義している。このリスクは、市場において有担保または無担保調達が可能になる、当社の信用格付が低下する、予定外の資金需要の変化に対応できない、迅速かつ最小の損失での資産の流動化ができない、あるいは、野村グループ会社間の自由な資金移動が妨げられる規制資本上の制約に関する変化等によって発生する。流動性リスクは、野村グループ特有の事象や市場全体の事象により発生する。マーケットサイクルを通じて、そして、ストレス下においても適切な流動性を維持するように努めており、危機発生等により最長1年間にわたり無担保による新規資金調達または再調達が困難な場合においても、保有トレーディング資産を維持しつつ業務を継続することができる十分な資金流動性を常に確保することをその基本方針としている。野村グループは、主な流動性維持の目的を満たすために流動性管理のための諸施策を実施している。当社の流動性プロファイルは、当社の主要な役割が資金調達であることを前提とすると、野村グループにおける全体的な流動性リスクマネジメントに必要不可欠である。

NHIのEMBは、野村グループの流動性リスク管理についての決定権を有している。財務統括責任者（CFO）はEMBの決定に基づき、野村グループの流動性リスク管理に関する業務を執行する権限と責任を有している。CFOに報告を行い、グローバル・トレジャリーは、経営会議等で決定される資金流動性管理に関する経営方針および決定に従い、当社の資金流動性のモニタリングと管理を行っている。グローバル・トレジャリーは、野村グループの資金調達と流動性リスク管理を行う日本、アメリカ、欧州、アジアのトレジャリー部門から成るグローバルビジネスサポートラインである。当社は資金調達会社としての主要な役割を果たすことからグローバル・トレジャリーと一体であり、当社の流動性リスクマネジメントもグローバルフレームワークに合致したものである。

満期と資金源の集中を防ぐために、グローバル・トレジャリーが資金調達に係る満期と資金源を積極的にモニタリングし管理している。資金へのアクセスを確保し、調達時期と調達先の集中を防ぐために、資金源とその満期の分散が積極的に図られている。

野村グループと同様に、当社では、流動性リスクを返済期限が到来したときに財務上の義務を果たせない潜在的な可能性と定義している。したがって、当社はマーケットサイクルを通じて、そしてストレス下においても適切な流動性を維持するように努めている。これは、資金需要の総額が、予め定められた水準の範囲にとどまることを確保するコントロールプロセスを通じて達成される。

契約上の満期別の表

財政状態計算書は、割引キャッシュ・フローに基づいているため、以下の表と財政状態計算書とは一致しない。支払金額または受取金額が固定金額でない場合には、開示金額は報告期間の終了日時点における状況に基づいて決定されている。

デリバティブ金融資産およびデリバティブ金融負債として計上されている組込デリバティブは、当該金融商品の契約上の満期を表示するために、複合金融商品から区分処理されていない。

金融負債

		2011年3月31日現在					
	要求払い	30日以下	30日超 90日以下	90日超 1年以下	1年超 5年以下	5年超	合計
	単位：百万円	単位：百万円	単位：百万円	単位：百万円	単位：百万円	単位：百万円	単位：百万円
社債およびその他の借入金	-	22,042	60,695	257,680	736,259	1,839,591	2,916,267
その他のコミットメント	-	-	-	-	-	-	-
割引前の金融負債合計	-	22,042	60,695	257,680	736,259	1,839,591	2,916,267
流動性リスクに対するエクスポージャー合計	-	22,042	60,695	257,680	736,259	1,839,591	2,916,267
		2010年3月31日現在					
	要求払い	30日以下	30日超 90日以下	90日超 1年以下	1年超 5年以下	5年超	合計
	単位：百万円	単位：百万円	単位：百万円	単位：百万円	単位：百万円	単位：百万円	単位：百万円
社債およびその他の借入金	-	12,920	23,866	89,225	555,125	1,513,047	2,194,183
その他のコミットメント	283	-	-	-	-	-	283
割引前の金融負債合計	283	12,920	23,866	89,225	555,125	1,513,047	2,194,466
流動性リスクに対するエクスポージャー合計	283	12,920	23,866	89,225	555,125	1,513,047	2,194,466

上記の金融負債の約63%（2010年：70%）は、期限前解約または期限前償還の特徴を有している。

以下の表は当社の金融デリバティブの満期の内訳を示している。満期区分に関する分析は、契約上の満期までの残存期間を基礎としている。

金融デリバティブ

2011年3月31日現在						
要求払い	30日以下	30日超 90日以下	90日超 1年以下	1年超 5年以下	5年超	合計
単位：百万円	単位：百万円	単位：百万円	単位：百万円	単位：百万円	単位：百万円	単位：百万円
純額決済される金融デリバティブ						
トレーディング目的 で保有し純額決済さ れる金融デリバティ ブ	-	2,241	4,317	19,047	92,589	520,466
純額決済されるヘッ ジ会計が適用されて いるデリバティブ	-	328	657	3,022	12,975	18,481
割引前の純額決済さ れる金融デリバティブ合 計	-	2,569	4,974	22,069	105,564	538,947
総額決済される金融デリバティブ						
契約上の債権金額	-	131,175	127,913	18,335	475,261	1,095,482
契約上の債務金額	-	(132,860)	(125,955)	(15,476)	(426,572)	(1,007,983)
割引前の総額決済さ れる金融デリバティブ合 計	-	(1,685)	1,958	2,859	48,689	87,499
割引前の金融デリバ ティブ合計	-	884	6,932	24,928	439,449	626,446
2010年3月31日現在						
要求払い	30日以下	30日超 90日以下	90日超 1年以下	1年超 5年以下	5年超	合計
単位：百万円	単位：百万円	単位：百万円	単位：百万円	単位：百万円	単位：百万円	単位：百万円
純額決済される金融デリバティブ						
トレーディング目的 で保有し純額決済さ れる金融デリバティ ブ	-	1,613	5,185	22,658	100,963	599,287
純額決済されるヘッ ジ会計が適用されて いるデリバティブ	-	397	794	3,639	18,391	26,708
割引前の純額決済さ れる金融デリバティブ合 計	-	2,010	5,979	26,297	119,354	625,995
総額決済される金融デリバティブ						
契約上の債権金額	-	320,016	21,132	217,914	341,546	1,198,411
契約上の債務金額	-	(293,872)	(21,754)	(193,394)	(249,635)	(1,053,206)
割引前の総額決済さ れる金融デリバティブ合 計	-	26,144	(622)	24,520	91,911	145,205
割引前の金融デリバ ティブ合計	-	28,154	5,357	50,817	475,607	771,200

オペレーショナル・リスク

当社では、オペレーショナル・リスクを内部プロセス・人・システムが不適切あるいは機能しないこと、または外生的事象が生起することから損失を被るリスクと定義している。この定義にはリーガル・リスクを含むが、戦略リスクと風評リスクは含まない。この定義に基づく損失事象は以下のとおり分類される。(1) 内部の不正、(2) 外部の不正、(3) 労務慣行および職場の安全、(4) 顧客、商品およびビジネス慣行、(5) 有形資産に対する損傷、(6) 事業活動の中断およびシステム障害、(7) 注文等の執行・受渡・プロセスの管理

当社は、野村グループのオペレーショナル・リスク管理（以下「ORM」という。）規程において規定されているオペレーショナル・リスク管理の枠組を使用している。当該規程は、グループの統合リスク管理会議にて承認されている。

オペレーショナル・リスクは、当社とサービス・サポート企業の日常業務において、オランダのオペレーショナル・リスク・コーディネーターのサポートによって管理されている。

ORMの枠組は、リスクの認識、評価、コントロールおよびモニタリングの4つの要素で構成されている。当社では、社内および社外の損失データを収集し、分析することによりリスクを特定している。地域別のORMとともに、当社では損失の分析と自己評価の実施を通じて、リスクを適切に評価し、コントロールしている。ORMは、オペレーショナル・リスクのモニタリングを行い、経営者に対し報告を行う。オランダのオペレーショナル・リスク・コーディネーターは、当社の従業員へオペレーショナル・リスクの重要性と組織に対する潜在的な影響について継続的に情報を提供するとともに、教育を行っている。

金融資産および金融負債の公正価値

償却原価で計上される金融商品

金融資産および金融負債の帳簿価額は、非流動項目の社債およびその他の借入金を除き、公正価値に近似している。

2011年3月31日現在の非流動項目の社債およびその他の借入金の帳簿価額は1,993,094百万円（2010年：2,071,306百万円）であり、その公正価値は2011年3月31日現在、1,712,921百万円（2010年：1,833,089百万円）である。

償却原価で計上され、財政状態計算書日から満期まで一年を超える期間がある金融負債に関しては、公表価格に基づいて公正価値が決定される。

公正価値の階層

レベル1：同一の資産または負債の活発な市場における（未調整）公表価格

レベル2：計上された公正価値に重大な影響を及ぼし直接的または間接的に観察可能な全てのインプットに基づくその他の技法、および、

レベル3：計上された公正価値に重大な影響を及ぼし市場で観察可能なデータに基づかないインプットを使用する技法

区分処理された組込デリバティブを含む店頭デリバティブは、全ての有意なインプットが市場証拠に裏付けられる場合、公正価値の階層のレベル2に分類される。相関係数や長期ボラティリティ等の有意な観察不能なインプットやその他の観察不能なインプットを用いてモデル評価されたデリバティブはレベル3に分類される。当社によってレベル3に分類されたデリバティブの例には、エキゾチック金利デリバティブ、エキゾチック為替デリバティブ、エキゾチック株式デリバティブ、また金利、為替、株式リスクを複合したエキゾチック・デリバティブおよび長期またはエキゾチックなクレジット・デリバティブが含まれる。

	2011年3月31日現在				2010年3月31日現在			
	帳簿価額	レベル1	レベル2	レベル3	帳簿価額	レベル1	レベル2	レベル3
	単位：百万円	単位：百万円	単位：百万円	単位：百万円	単位：百万円	単位：百万円	単位：百万円	単位：百万円
公正価値で測定される金融資産								
デリバティブ金融資産								
外国為替関連デリバティブ	1,882	-	1,882	-	3,142	-	3,142	-
金利デリバティブ								
- トレーディング目的保有	339,396	-	24,545	314,851	311,718	-	7,010	304,708
- ヘッジ関係があるもの	1,676	-	1,676	-	5,214	-	5,214	-
通貨デリバティブ	78,000	-	76,666	1,334	159,967	-	158,438	1,529
株式デリバティブ	103,593	-	80,388	23,205	129,877	-	61,288	68,589
	524,547	-	185,157	339,390	609,918	-	235,092	374,826

公正価値で測定される金融負債

デリバティブ金融負債								
外国為替関連デリバティブ	1,810	-	1,810	-	6,329	-	6,329	-
金利デリバティブ								

- トレーディング目的保有	340,734	-	25,787	314,947	311,790	-	7,024	304,766
- ヘッジ関係があるもの	3,756	-	3,756	-	358	-	358	-
通貨デリバティブ	2,967	-	1,633	1,334	5,860	-	4,331	1,529
株式デリバティブ	103,593	-	80,388	23,205	129,877	-	61,288	68,589
	452,860	-	113,374	339,486	454,214	-	79,330	374,884

階層間の移動

レベル1に認識された金融資産および金融負債はない。したがって、レベル1とレベル2との間での移動は生じなかった。

レベル3の推移

以下の表は、報告期間の期首残高と期末残高との間に生じた、レベル3に分類された金融商品の公正価値の全ての変動について、その推移を示したものである。

	終了事業年度			
	2011年3月31日		2010年3月31日	
	デリバティブ		デリバティブ	
	金融資産	金融負債	金融資産	金融負債
	単位：百万円	単位：百万円	単位：百万円	単位：百万円
期首残高	374,826	374,884	485,708	485,757
純トレーディング収益	40,928	40,928	(15,397)	(15,476)
発行額	2,231	2,326	2,709	2,753
決済額	(43,078)	(43,079)	(80,230)	(80,230)
公正価値の変動	(613)	(613)	(8,268)	(8,268)
レベル3への移動	1,142	1,142	6,783	6,875
レベル3からの移動	(36,046)	(36,102)	(16,479)	(16,527)
期末残高	339,390	339,486	374,826	374,884
報告期間の終了時点において保有する金融商品に関して、包括利益計算書に含まれる利益または損失の合計	(87,948)	83,674	64,056	(66,448)

当年度中、ストレス・テストにおいて観察不能なインプットによる評価への影響が以前より重要でなくなったため、当社は一部の金融デリバティブをレベル3から移動した。当社は貸付金およびミディアム・ターム・ノートのエクスポージャーをヘッジするためにデリバティブ取引を行っているため、上記の移動は、利益や資本に重大な影響を及ぼさない。

特定の金融資産および負債に関しては、同等の現在の市場取引または観察可能な市場データがないため、市場で観察不能なデータに基づく評価技法を使用して評価されている。このような評価技法は仮定に基づいているため、その基本的な仮定が変更されれば、これらの評価技法を使用して算出された公正価値は変動する。

レベル3に関する感応度の情報

上記のとおり、金融商品の公正価値は、一部の状況下では、同一の商品の市場における観察可能な現在の市場取引から得られる価格に裏付けされない仮定を使用する評価技法により測定される。

経済状況が大きく変わらない場合、経営者はレベル3の金融商品全体の公正価値と将来における純額決済合計金額との間に重大な相違はないと予想している。こうした商品の評価が、一般市場のマインドや信用、金利、為替および相関リスク（これらに限定されない。）といった各種要因に応じて変動することを前提とすると、状況が悪化した場合、現在の価値は減少する可能性がある。反対に、状況が改善すればレベル3ポートフォリオの価値の増加が見込まれる。当社は、貸付金およびミディアム・ターム・ノートのエクスポージャーをヘッジするためにデリバティブ取引を行っているため、レベル3ポートフォリオの価値の増減は、利益や資本に重大な影響を及ぼさない。

当初損益

有意な観察不能なデータを用いる評価技法の使用で当初損益が生じた場合、このデータが観察可能になるか、またはこの金融商品の認識が中止されるまで、当該損益は契約期間にわたって繰り延べられる。当初認識後の公正価値の変動は、損益勘定で認識される。これらの金融商品に帰属し、財政状態計算書日時点で損益勘定で未だ認識されていない公正価値の合計は、41.4百万円の損失（2010年：51.7百万円の損失）である。

22. 資本管理方針

当社の資本管理方針の目標は、資本やミディアム・ターム・ノートの発行を通じた、適正水準の資本を維持するこ

とである。

当社は、資本の適正水準について見直しを行っており、適正水準に関しては、野村グループにおける資金需要や流動性ポジションを十分に検討した上で決定している。

当年度中、資本管理の目標、方針、プロセスに変更はなかった。

	2011年3月31日 現在	2010年3月31日 現在
	単位：千円	単位：千円
発行済および払込済株式資本	6,030,419	6,460,461
株式払込剰余金	1,320,860	1,320,860
剰余金	2,371,956	1,941,914
発行済株式資本合計	9,723,235	9,723,235
社債およびその他の借入金		
- 非流動項目	1,993,094,408	2,071,306,014
- 流動項目	289,205,435	121,577,013
ミディアム・ターム・ノート合計	2,282,299,843	2,192,883,027
発行済株式資本およびミディアム・ターム・ノート合計	2,292,023,078	2,202,606,262

23. 関連当事者

当社は野村グループの会社と独立第三者間の条件で取引を行っている。

a. 親会社との取引

- i. 当社はNHIと融資契約を締結しており、利息を受け取っている（注記5を参照のこと。）。2011年3月31日現在、NHIへの貸付金残高は200,000,000千円（2010年：0円）である。未決済残高は無担保である。2011年3月31日および2010年3月31日に終了した事業年度において、NHIへの貸付金に関する減損は認識されていない。
- ii. 当社は、当社の社債（注記19を参照のこと。）の保証人の1社であるNHIとディーラー契約を締結しており、計算期間における社債の平均発行残高に基づいて、手数料（注記6を参照のこと。）を支払うことに同意している。2011年3月31日現在、NHIへの未払保証料は653,235千円（2010年：594,200千円）である。
- iii. 二重課税を回避するために最近締結したAPAにより、当社はAPAによる調整額をNHIに支払うことに合意した（注記12を参照のこと。）。調整額は締結されたAPAと合致しており、2011年3月31日現在、9,889,440千円（2010年：0円）がその他の負債に未払計上されている。

b. 取締役との取引

2011年3月31日現在、当社の取締役は3名であり、野村グループ内から派遣されている。2011年3月31日に終了した事業年度の報酬額は、9,553千円（2010年：12,531千円）であり、一般管理費に計上されている。取締役への報酬額については、野村グループの関連当事者1社との間で費用負担契約を締結している。

c. その他の関連当事者との取引

- i. 当社は関連当事者と融資契約を締結しており、利息を受け取っている（注記5を参照のこと。）。未決済残高は全て無担保である。2011年3月31日および2010年3月31日に終了した事業年度において、関連会社への貸付金に関する減損は認識されていない。
- ii. 当社は関連当事者とデリバティブ契約を締結しており、デリバティブの取引相手1社に担保金を預けている（注記17を参照のこと。）。利息は月次未決済残高に基づいて受け取っている（注記5を参照のこと。）。
- iii. 当社は貸付金およびミディアム・ターム・ノートのエクスポージャーをヘッジするために、関連当事者とデリバティブ契約を締結している。2011年3月31日現在、関連当事者とのデリバティブ金融資産およびデリバティブ金融負債の金額は、93,253,437千円および438,796,292千円（2010年：デリバティブ金融資産 - 184,537,253千円およびデリバティブ金融負債 - 437,113,584千円）である。
- iv. 当社は関連当事者の銀行に当座預金口座を開設しており、残高に基づいて利息を受け取っている（注記5を参照のこと。）。2011年3月31日現在、関連当事者の銀行への預金残高は、74,039,169千円（2010年：41,245,044千円）である。
- v. 野村グループは、マーケット・メーカー業務や資本管理業務の一環として、当社により発行される社債を第三者から取得する可能性がある。2011年3月31日現在、野村グループ内で保有されている発行済社債残高は92,840,447千円（2010年：120,267,862千円）である。
- vi. 当社は、当社の社債（注記19を参照のこと。）の保証人であるNHIおよび野村グループの関連当事者1社とディーラー契約を締結しており、計算期間における社債の平均発行残高に基づいて、手数料（注記6を参照のこと。）を支払うことに同意している。2011年3月31日現在、未払保証料は873,334千円（2010年：871,800千円）である。
- vii. 当社は融資契約の延長オプションに関するコミットメント・フィーを受け取っている（注記6を参照のこと。）。
- viii. 当社の業務は主に野村グループの一部の事業体によるサポートを受けている。したがって、一部の費用はこうした事業体から生じている（注記12を参照のこと。）。

24. 後発事象

債務の継承 - 捺印証書

2011年5月13日に、当社はNGFおよびNHIと捺印証書を締結しており、以下のNHIに保証されている社債の継承債務者となった。すなわち、a) 2013年6月17日を償還期日とする固定利率6.45%の豪ドル建債216百万豪ドル、b) 2014年6月12日を償還期日とする固定利率6.55%の豪ドル建債1,011百万豪ドルおよび、c) 2014年6月12日を償還期日と

する固定利率6.35%のニュージーランド・ドル建債280百万ニュージーランド・ドルであり、当初NGFにより発行された。

貸付金の当事者代替契約 - 更改証書

2011年5月13日に、当社はNGF、ノムラ・インターナショナル・ピー・エル・シーおよびNHIと当事者代替契約を締結しており、当社は譲受人となり、以下のノムラ・インターナショナル・ピー・エル・シーへの貸付金の新たな債権者となった。

- ・ 2009年6月9日付の216百万豪ドル
- ・ 2010年6月3日付の1,011百万豪ドル
- ・ 2010年6月3日付の280百万ニュージーランド・ドル

上記の債務の継承および貸付金の代替は、独立第三者間の条件で取引が行われた。

25. その他の情報

監査報告書

監査人であるアーンスト・アンド・ヤング・アカウンタンツ・エルエルピーによる監査報告書は、6ページに（原文：和訳文においては別途）掲載されている。

利益処分 - 当社定款での規定

当社定款第20条に従い、純利益は株主総会で自由に処分されるものとする。

利益処分 - 経営者の提案

経営者は、2011年3月31日に終了した事業年度の当期利益合計1,962,627千円および利益剰余金から19,990,491千円を配当するよう提案している。この提案は財務書類に反映されていない。

[次へ](#)

NOMURA EUROPE FINANCE N.V.**STATEMENT OF COMPREHENSIVE INCOME FOR THE YEAR ENDED 31 MARCH 2011**

	Note	2011 Thousands of JPY	2010 Thousands of JPY
Interest and similar income	5,23	26,958,884	22,382,026
Interest and similar expense	5	(13,855,943)	(12,341,195)
Net interest income		13,102,941	10,040,831
Fee and commission income	6,23	417,327	31,288
Fee and commission expense	6,23	(870,946)	(863,006)
Net fee and commission expense		(453,619)	(831,718)
Net trading loss	7	(1,931,313)	(394,971)
Other financial income	8	-	-
Other operating loss	9	(216,704)	(691,197)
Net operating income		10,501,305	8,122,945
Salaries and social charges	10,11	(42,772)	(43,063)
General and administrative expenses	12,13,23	(10,248,587)	(312,575)
Total operating expenses		(10,291,359)	(355,638)
Profit before tax		209,946	7,767,307
Taxation benefit	13	1,752,681	1,206,905
Profit for the year		1,962,627	8,974,212
Total comprehensive income for the year		1,962,627	8,974,212

NOMURA EUROPE FINANCE N.V.**STATEMENT OF FINANCIAL POSITION AS AT 31 MARCH 2011**

		2011	2010
	Note	Thousands of JPY	Thousands of JPY
Non-current assets			
Loans and advances to affiliates	14,21,23	633,898,642	502,963,888
Derivative financial assets	14,15,21,23	444,343,735	509,832,866
Deferred tax asset	13	1,140,475	795,339
Total non-current assets		<u>1,079,382,852</u>	<u>1,013,592,093</u>
Current assets			
Loans and advances to affiliates	14,21,23	1,241,691,593	1,221,972,743
Derivative financial assets	14,15,21,23	80,202,960	100,084,746
Cash and cash equivalents	14,16,21,23	74,061,211	41,324,235
Other assets	14,17,21,23	309,238,454	306,932,520
Income tax receivable	13	1,734,247	2,331,418
Total current assets		<u>1,706,928,465</u>	<u>1,672,645,662</u>
Total assets		<u>2,786,311,317</u>	<u>2,686,237,755</u>
Shareholder's equity and liabilities			
Shareholder's equity			
Issued and paid-up capital	18,22	6,030,419	6,460,461
Share premium	22	1,320,860	1,320,860
Reserve	18,22	2,371,956	1,941,914
Retained earnings		26,752,616	24,789,989
Total shareholder's equity		<u>36,475,851</u>	<u>34,513,224</u>
Non-current liabilities			
Debt issued and other borrowed funds	14,19,21,22,23	1,993,094,408	2,071,306,014
Derivative financial liabilities	14,15,21,23	373,132,037	405,434,222
Total non-current liabilities		<u>2,366,226,445</u>	<u>2,476,740,236</u>
Current liabilities			
Debt issued and other borrowed funds			
- maturing within one year	14,21,22,23	289,205,435	121,577,013
Derivative financial liabilities	14,15,21,23	79,728,301	48,779,435
Other liabilities	23	14,675,285	4,627,847
Total current liabilities		<u>383,609,021</u>	<u>174,984,295</u>
Total liabilities		<u>2,749,835,466</u>	<u>2,651,724,531</u>
Total shareholder's equity and liabilities		<u>2,786,311,317</u>	<u>2,686,237,755</u>

NOMURA EUROPE FINANCE N.V.

STATEMENT OF CHANGES IN EQUITY FOR THE YEAR ENDED 31 MARCH 2011

	Issued and paid-up capital	Share premium	Reserve	Retained earnings	Total shareholder's equity
	Thousands of JPY	Thousands of JPY	Thousands of JPY	Thousands of JPY	Thousands of JPY
As at 1 April 2010 (Notes 18,22)	6,460,461	1,320,860	1,941,914	24,789,989	34,513,224
Profit for the period	-	-	-	1,962,627	1,962,627
Total comprehensive income	-	-	-	1,962,627	1,962,627
Euro denominated capital exchange valuation	(430,042)	-	430,042	-	-
As at 31 March 2011	6,030,419	1,320,860	2,371,956	26,752,616	36,475,851

	Issued and paid-up capital	Share premium	Reserve	Retained earnings	Total shareholder's equity
	Thousands of JPY	Thousands of JPY	Thousands of JPY	Thousands of JPY	Thousands of JPY
As at 1 April 2009 (Notes 18,22)	6,729,284	1,320,860	1,673,091	15,815,777	25,539,012
Profit for the period	-	-	-	8,974,212	8,974,212
Total comprehensive income	-	-	-	8,974,212	8,974,212
Euro denominated capital exchange valuation	(268,823)	-	268,823	-	-
As at 31 March 2010	6,460,461	1,320,860	1,941,914	24,789,989	34,513,224

NOMURA EUROPE FINANCE N.V.**STATEMENT OF CASH FLOWS FOR THE YEAR ENDED 31 MARCH 2011**

		2011	2010
		Thousands of	as restated
	Notes	JPY	Thousands of
			JPY
Operational activities			
Profit for the period		1,962,627	8,974,212
Adjustments for:			
Derivative financial instruments		159,439,577	27,609,804
Debt issued and other borrowed funds		(8,555,216)	(3,343,153)
Others		53,328	(37,590)
Operating assets and operating liabilities:			
(Increase)/decrease in other assets		(1,708,763)	205,718,683
Increase in other liabilities		10,047,438	539,900
Increase in loans and advances to affiliates		(255,415,009)	(230,411,699)
Net cash flows from/(used in) operating activities		(94,176,018)	9,050,157
Financing activities			
Proceeds from debt issued and other borrowed funds		401,836,640	415,739,504
Redemption of debt issued and other borrowed funds		(273,008,470)	(460,520,958)
Net cash flows from/(used in) financing activities		128,828,170	(44,781,454)
Net increase/(decrease) in cash and cash equivalents		34,652,152	(35,731,297)
Net foreign exchange difference		(1,915,176)	(916,863)
Cash and cash equivalents at 1 April	16,23	41,324,235	77,972,395
Cash and cash equivalents at 31 March		74,061,211	41,324,235

Operational cash flows

		2011	2010
		Thousands of	Thousands of
		JPY	JPY
Interest paid		(16,384,851)	(11,623,466)
Interest received		25,644,743	23,441,061
Taxation (paid)/refunded	13	1,554,698	(936,160)

NOMURA EUROPE FINANCE N.V.**NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS****1. Corporate information**

Nomura Europe Finance N.V. (the Company) is a wholly-owned subsidiary of Nomura Global Funding plc (NGF), a company registered in the United Kingdom. The Company's ultimate parent is Nomura Holdings, Inc. (NHI), a company registered in Tokyo, Japan.

The Company, incorporated and domiciled in Amsterdam, the Netherlands, is a limited liability share company organised under Dutch law and recorded in the Commercial Register of Amsterdam under its registered address at Rembrandt Tower, Amstelplein 1, 1096 HA Amsterdam, the Netherlands.

The Company's principal activity is to act as a financing company for NHI and its subsidiaries (together the Nomura Group).

The Company's financial statements for the year ended 31 March 2011 are submitted to the Annual General Meeting of Shareholders on 20 June 2011 for adoption. The shareholder's meeting can reject the financial statements but cannot amend them.

2. Accounting policies**2.1 Basis of preparation**

The financial statements have been prepared on a historical cost basis except for derivative financial instruments and financial liabilities that are designated as hedged item for fair value hedge, which have all been measured at fair value.

The financial statements are presented in Japanese Yen (JPY) and all values are rounded to the nearest thousand (JPY Thousands) except where otherwise stated.

Statement of compliance

The financial statements have been prepared in accordance with International Financial Reporting Standards (IFRS) as adopted by the European Union (EU). The financial statements have also been prepared in accordance with the requirements in Title 9 Book 2 of the Dutch Civil Code.

Changes in accounting policies and estimates

The accounting policies and estimates adopted are consistent with those of the previous financial year except that the Company has adopted the new and amended standards and interpretations as of 1 April 2010 and has changed the method of presenting the statements of cash flows.

Based on assessment made on the new and amended standards and interpretations which were issued and effective for the year ended 31 March 2011, none had a significant impact on the financial statements of the Company.

The Company has changed the method of presenting its statements of cash flow to have a better understanding of the Company's cash management. Foreign exchange rates used for the movements in the statements of cash flow are based on average rates. This change in estimate and certain reclassifications impacted the "Adjustments for - Derivative financial instruments", "Increase in loans and advances to affiliates" and "Financing Activities". As a result, line items "Adjustments for - Others" and "Net foreign exchange difference" have been adjusted.

The statement of cash flows for the year 31 March 2010 has been restated to reflect the above adjustments.

NOMURA EUROPE FINANCE N.V.**NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS****2.2 Summary of significant accounting policies****a) Foreign currency translation**

The financial statements are presented in JPY, which is the functional and presentation currency of the Company.

Foreign currency transactions during the period are translated at the rates of exchange on the date of the transaction.

Subsequent to initial recognition monetary items are translated at closing rate and non-monetary items at historical spot rate at each statement of financial position date. Foreign exchange gains and losses on financial assets and financial liabilities that are monetary assets and monetary liabilities are recognised in the statement of comprehensive income.

b) Operating income**(i) Interest income and expense**

Interest income and expense for all financial instruments, except for those classified as derivatives held for trading, are recognised in *Interest and similar income* or *Interest and similar expense* using the effective interest rate (EIR) method.

The EIR method is a method of calculating the amortised cost of a financial asset or liability (or a group of assets and liabilities) and of allocating the interest income or interest expense over the relevant periods. The EIR is the rate that exactly discounts the expected future cash payments or receipts through the expected life of the financial instrument, or when appropriate, a shorter period, to the net carrying amount of the instrument. This calculation takes into account the impact of all fees and commissions, paid or received, directly attributable to the transactions, and discounts or premiums that are integral to the EIR method.

(ii) Net fees and commission income

Loan origination fees are recognised in the statement of comprehensive income as an adjustment to the yield on the financial assets carried at amortised cost using the EIR method.

Upfront fees received and paid on derivative financial instruments are recognised as part of the initial fair value measurement of the related financial instrument.

Commitment fees that are outside the scope of IAS 39 *Financial Instruments: Recognition and Measurement* are deferred and recognised as an adjustment to the EIR if it is probable that the Company will enter into a specific lending arrangement and the commitment fee received is regarded as an ongoing involvement with the acquisition of a financial instrument. If it is unlikely that a specific lending arrangement will be entered into then commitment fees are recognised on a time proportion basis over the commitment.

NOMURA EUROPE FINANCE N.V.**NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS****c) Fair value of financial instruments**

Some of the financial instruments of the Company are held at fair value. A description of the Company's policies with regards to its application of fair value measurements to significant financial instruments is as follows:

(i) Determination of fair values

The fair value of financial instruments is the amount at which the instruments could be exchanged in a current transaction between willing parties, other than in a forced or liquidation sale.

The best evidence of fair value is quoted prices in an active market. Therefore, the fair value of financial instruments, including derivatives, is based on quoted market prices on exchanges or other broker/dealer quotations.

Where quoted market prices or broker/dealer quotations are not available, prices for similar instruments or valuation pricing models are considered in the determination of fair value. Valuation pricing models consider contractual terms, position size, underlying asset prices, interest rates, dividend rates, time value, volatility and other statistical measurements for the relevant instruments or for instruments with similar characteristics. These models also incorporate adjustments relating to market liquidity adjustments. These adjustments are fundamental components of the fair value calculation process. The valuation technique used maximises the use of market inputs and minimises the use of Company-specific inputs which are unobservable in the market.

Valuation pricing models and their underlying assumptions impact the amount and timing of unrealised gains and losses recognised, and the use of different valuation pricing models or underlying assumptions could produce different financial results. Any changes in the fixed income, equity, and foreign exchange and commodity markets can impact the Company's estimates of fair value in the future, potentially affecting trading gains and losses. The Company's estimates of fair value may involve greater subjectivity due to the lack of transparent market data available upon which to base assumptions of underlying valuation pricing models.

All gains and losses from changes in the fair value of financial instruments that are classified as financial assets or financial liabilities at fair value through profit or loss and that are not used as part of a hedged transaction are recognised under *Net trading income/(loss)*.

(ii) Recognition of day 1 gains and losses

The fair value of a financial instrument is normally the transaction price (i.e. the fair value of consideration given or received). However, in some cases, the fair value at inception will be based on a valuation pricing model incorporating only observable parameters in the market or on other observable current market transactions in the same instrument, without modification or repackaging. Where such valuation techniques are used to derive fair values from market observable inputs, the difference between fair value and the transaction price is initially recognised in the statement of comprehensive income.

Valuation techniques incorporating significant unobservable parameters may also be used to determine fair value at inception. In such cases, the difference between the transaction price and model value is only recognised in the statement of comprehensive income when the inputs become observable or when the instrument is derecognised.

d) Financial instruments

Financial instruments within the scope of IAS 39 are classified either as financial assets or financial liabilities at fair value through profit or loss, loans and receivables, financial liabilities at amortised cost, available-for-sale investments or held-to-maturity investments.

NOMURA EUROPE FINANCE N.V.**NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS**

The Company determines the classification of its financial assets on initial recognition depending upon the purpose for which the financial instruments were acquired and their characteristics. For hybrid instruments, the Company considers whether a contract contains an embedded derivative when the Company first becomes party to it and determines the appropriate classification at that time.

(i) Derivative financial instruments

Financial instruments at fair value through profit or loss includes derivative financial instruments held for trading. Financial assets and financial liabilities are classified as held for trading if 1) they are acquired or incurred principally for the purpose of sale or repurchase in the near term 2) on initial recognition they are part of a portfolio of identified financial instruments that are managed together and for which there is evidence of a recent actual pattern of short-term profit taking; or 3) they are derivatives, except for a derivative that is a financial guarantee or a designated and effective hedging instrument.

Derivative instruments are used primarily for risk management purposes. In accordance with IAS 39, all derivatives are recognised initially on the trade date at fair value and subsequently measured at fair value, with derivatives having positive fair values carried as assets and derivatives with negative fair values carried as liabilities in the statement of financial position.

Derivatives embedded in host contracts are accounted for as separate derivatives and recorded at fair value if their economic characteristics and risks are not closely related to those of the host contracts and the host contracts are not held for trading or designated at fair value through profit or loss. These embedded derivatives are measured at fair value with changes in fair value recognised in the statement of comprehensive income. Reassessment only occurs if there is a change in the terms of the contract that significantly modifies the cash flows that would otherwise be required.

Certain interest rate derivatives are designated as hedging instrument of fair value hedges (Refer to Note 2.2 g).

(ii) Financial instruments at amortised cost**a) Loans and receivables**

Loans and receivables are non-derivative financial assets with fixed or determinable payments that are not quoted in an active market. Loans and receivables are initially recognised on the settlement date including any direct and incremental transaction costs. After initial measurement, loans and receivables are subsequently carried at amortised cost using the EIR method less any allowance for impairment. Amortised cost is calculated taking into account any discount or premium on acquisition and includes fees that are an integral part of the EIR and transaction costs. Gains and losses are recognised in the statement of comprehensive income when the loans and receivables are derecognised or impaired, as well as through the amortisation process.

b) Financial liabilities at amortised cost

Financial liabilities at amortised cost include certain bonds and notes issued and other borrowings. Financial liabilities at amortised cost are initially recognised on the settlement date. After initial measurement, these instruments are subsequently measured at amortised cost using the EIR method.

Certain fixed rate notes are designated as hedged items using fair value hedge accounting (Refer to Note 2.2 g).

Initial measurement of financial instruments

When a financial asset or financial liability is recognised initially, the Company measures it at its fair value plus, in the case of a financial asset or financial liability not at fair value through profit or loss, transaction costs that are directly attributable to the acquisition or issue of the financial asset or financial liability.

NOMURA EUROPE FINANCE N.V.**NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS***Derecognition*

A financial asset is derecognised when the rights to receive cash flow from the asset have expired or when the Company has transferred its rights to receive the cash flow from the asset and the Company has transferred substantially all the risks and rewards of the asset.

A financial liability is derecognised when the obligation under the liability is discharged, cancelled or expires.

When an existing financial liability is replaced by another from the same lender on substantially different terms, or the terms of an existing liability are substantially modified, such an exchange or modification is treated as a derecognition of the original liability and a recognition of a new liability, and the difference in the respective carrying amounts is recognised in the statement of comprehensive income.

e) Impairment

The Company assesses at the statement of financial position date whether there is any objective evidence that a financial asset or group of financial assets is impaired. A financial asset is considered impaired if, and only if, there is objective evidence of impairment as a result of one or more loss events that occurred after the initial recognition of the asset and prior to the statement of financial position date, and that loss event has had an impact on the estimated future cash flows of the financial asset that can be reliably estimated.

For loans and receivables, the amount of impairment loss is measured as the difference between the assets carrying amount and the present value of expected future cash flows discounted at the assets original EIR. The amount of the loss is included in the statement of comprehensive income. If, in a subsequent period, the amount of impairment loss decreases and the decrease can be related objectively to an event occurring after the impairment was recognised, the previously recognised impairment loss is reversed in the statement of comprehensive income.

f) Offsetting financial instruments

Financial assets and financial liabilities are presented on a gross basis unless the Company has a legally enforceable right to set off the financial asset and financial liability and the Company intends to settle the financial asset and financial liability on a net basis.

g) Hedge accounting

The Company makes use of derivative instruments to manage exposures to interest rate risks. In order to manage a particular risk, the Company applies hedge accounting for transactions which meet the specified criteria.

At the inception of the hedge relationship, the Company formally documents the relationship between the hedged item and the hedging instrument, including the nature of the risks, the objective and strategy for undertaking the hedge and the method that will be used to assess the effectiveness of the hedging relationship.

Also, at the inception of the hedge relationship, a formal assessment is undertaken to ensure that the hedging instrument is expected to be highly effective in offsetting the designated risk in the hedged item. Hedges are formally assessed at every reporting date. A hedge is expected to be highly effective if the changes in fair value attributable to the hedged risk during the period for which the hedge is designated are expected to offset in a range of 80%-125%.

Hedge ineffectiveness is recognised in the statement of comprehensive income under *Net trading income/(loss)*.

NOMURA EUROPE FINANCE N.V.**NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS**

For designated and qualifying fair value hedges, the change in fair value of a hedging instrument is recognised in the statement of comprehensive income under *Other financial income*. Meanwhile, the change in fair value of the hedged item attributable to the risk hedged is recorded as part of the carrying amount of the hedged item and is also recognised in the statement of comprehensive income under *Other financial income*.

If the hedging instrument expires or is sold, terminated or exercised, or where the hedged transaction no longer meets the criteria for hedge accounting, then the hedging relationship is terminated. For hedged items, the difference between the carrying amount of the hedged item on termination and the amount at which it would have been carried had the hedge never existed is amortised over the remaining term of the original hedge using the EIR method. If the hedged item is derecognised, the unamortised fair value adjustment is recognised immediately in the statement of comprehensive income.

h) Statement of cash flows

Statement of cash flows has been prepared using the indirect method. Cash and cash equivalents consist of cash in banks.

i) Taxation

Current tax assets and liabilities for the current and prior years are measured at the amount expected to be recovered from or paid to the taxation authorities.

Deferred tax assets and liabilities are recognised for temporary difference between the carrying amounts in the statement of financial position and the tax base. Deferred tax assets are recognised to the extent that it is probable that future taxable profit will be available against which the temporary difference can be utilised.

The tax rates and tax laws used to compute the amount are those that are enacted or substantively enacted as of the statement of financial position date.

2.3 Standards issued but not yet effective

Based on the assessment made on the new and amended standards and interpretations which were issued but not effective for the year ended 31 March 2011, none of the standards and interpretations will have any material impact on the financial position and disclosures of the Company.

2.4 New and amended standards and interpretations issued by the International Accounting Standards Board (IASB) but not endorsed by EU

Based on the assessment made on the new and amended standards and interpretations which were issued by the IASB but not endorsed by EU, none of the standards and interpretations will have any material impact on the financial position and disclosures of the Company.

3. Significant accounting judgments, estimates and assumptions

In the process of applying the accounting policies, management was required to make estimates and assumptions to determine amounts recognised in the financial statements.

Fair value of financial instruments

Significant amount of judgments and estimates were applied to the fair value of certain financial assets and financial liabilities. Various valuation techniques are used to determine fair values of financial assets and financial liabilities, where these fair values cannot be derived from an active market. Observable market data is used in the valuation models as far as feasible. If no observable data is available, a degree of judgment is required to determine fair values.

NOMURA EUROPE FINANCE N.V.**NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS****Impairment losses on loans and advances**

The Company reviews its loans and advances at each statement of financial position date to assess whether an allowance for impairment should be recorded in the statement of comprehensive income. In particular, judgment by management is required in the estimation of the amount and timing of future cash flows when determining the level of allowance required. Such estimates are based on assumptions about a number of factors and actual results may differ, resulting in future changes to the allowance. A loan is impaired when there is objective evidence that as a result of one or more events that occurred after the initial recognition of the loan, the estimated future cash flows of the loan have been affected. For loans, objective evidence of impairment includes for example a significant financial difficulty of the borrower, default or delinquency in interest or principal payments or probability that the borrower will enter bankruptcy or financial re-organisation.

4. Operating segment information

The Company has organised its business activities based on its products and services. As the Company has only one segment involving financing activity, the gross and net assets and profit before taxation of its segment are already reflected in the face of the financial statements. The majority of the medium term notes are issued to Japanese investors. All loans and derivatives, except embedded derivatives, are transacted with the Nomura Group. The Company does not have non-current assets other than financial instruments and deferred tax assets.

5. Interest income and expense

	For the year ended	
	March 2011	March 2010
	Thousands of JPY	Thousands of JPY
Interest and similar income		
Loans and advances to affiliates (Note 23)	26,034,437	21,853,284
Cash collateral (Notes 17 and 23)	271,323	469,822
Cash and cash equivalents (Note 23)	41,561	58,920
Others	611,563	-
	<u>26,958,884</u>	<u>22,382,026</u>

	For the year ended	
	March 2011	March 2010
	Thousands of JPY	Thousands of JPY
Interest and similar expense		
Debt issued and other borrowed funds	13,850,939	12,340,621
Other interest expense	5,004	574
	<u>13,855,943</u>	<u>12,341,195</u>

NOMURA EUROPE FINANCE N.V.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

6. Net fee and commission expense

	For the year ended	
	March 2011	March 2010
	Thousands of JPY	Thousands of JPY
Guarantee fee paid (Note 23)	(870,946)	(863,006)
Commitment fee received (Note 23)	417,327	31,288
	<u>(453,619)</u>	<u>(831,718)</u>

7. Net trading loss

	For the year ended	
	March 2011	March 2010
	Thousands of JPY	Thousands of JPY
Net trading income/(loss) on derivative financial instruments bifurcated from structured notes	55,392,556	(124,353,756)
Net trading income/(loss) on derivative financial instrument held for trading	(57,323,869)	123,958,785
	<u>(1,931,313)</u>	<u>(394,971)</u>

8. Other financial income

	For the year ended	
	March 2011	March 2010
	Thousands of JPY	Thousands of JPY
Change in fair value of hedged items	3,906,994	(2,630,359)
Change in fair value of hedging instruments	(3,906,994)	2,630,359
	<u>-</u>	<u>-</u>

NOMURA EUROPE FINANCE N.V.**NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS****9. Other operating loss**

	For the year ended	
	March 2011	March 2010
	Thousands of JPY	Thousands of JPY
Net foreign exchange losses	(231,599)	(691,197)
Redemption gains	14,895	-
	<u>(216,704)</u>	<u>(691,197)</u>

10. Salaries and social charges

	For the year ended	
	March 2011	March 2010
	Thousands of JPY	Thousands of JPY
Salaries	33,705	32,340
Pension premium	4,129	2,639
Social charges and welfare	4,938	8,084
	<u>42,772</u>	<u>43,063</u>

11. Number of employees

The Company had six (6) employees as of 31 March 2011 (2010: 7). Four (4) of the 6 employees were working part time as of 31 March 2011 (2010: 4).

12. General and administrative expenses

	For the year ended	
	March 2011	March 2010
	Thousands of JPY	Thousands of JPY
Bilateral advance pricing arrangement (APA) adjustment (Notes 13 and 23)	9,889,440	-
Sub-contractor fees (Notes 23)	156,009	215,081
Taxes other than income tax	108,879	-
Professional fees	41,917	52,134
Administrative (Note 23)	13,901	9,274
Others	38,441	36,086
	<u>10,248,587</u>	<u>312,575</u>

NOMURA EUROPE FINANCE N.V.**NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS****13. Taxation**

The components of the taxation benefit for the years ended 31 March 2011 and 31 March 2010 are as follow:

	For the year ended	
	March 2011	March 2010
	Thousands of JPY	Thousands of JPY
Current tax:		
Current income tax	(425,723)	(2,042,682)
Adjustment in respect of current income tax	1,833,268	3,265,664
of prior years		
Deferred tax:		
Effect of change in income tax rate	(15,595)	-
Relating to origination and reversal of temporary differences	360,731	(16,077)
Taxation benefit	1,752,681	1,206,905

	For the year ended	
	March 2011	March 2010
	Thousands of JPY	Thousands of JPY
Profit before tax	209,946	7,767,307
At Dutch statutory income tax rate of 25.375% (2010: 25.5%)	(53,274)	(1,980,663)
Adjustment in respect of current income tax of prior years	1,833,268	3,265,664
Effect of change in income tax rate	(15,595)	-
Effect of difference between taxable income and accounting profit	(11,718)	-
Withholding tax on the interest levied abroad	-	(78,096)
Taxation benefit	1,752,681	1,206,905

For the year ended 31 March 2011, the Company applied a pro-rata rate of 25.375% due to the change in nominal tax rate. The 25% nominal tax rate is effective as from 1 January 2011. The nominal tax rate for the fiscal year ended 31 March 2011 is 25.375% (2010: 25.5%) while the effective tax rate is negative 834.8% (2010: negative 15.5%).

NOMURA EUROPE FINANCE N.V.**NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS**

The movements in the income tax receivable and deferred tax asset are as follow:

	For the year ended	
	March 2011	March 2010
	Thousands of JPY	Thousands of JPY
Tax receivable		
Beginning balance	2,331,418	776,069
(Refund)/payment	(1,554,698)	936,160
Charged to income	1,407,545	1,222,982
Other movements	(450,018)	(603,793)
Ending balance	<u>1,734,247</u>	<u>2,331,418</u>
Deferred tax asset		
Beginning balance	795,339	811,416
Effect of change in income tax rate	(15,595)	-
Charged to income	360,731	(16,077)
Ending balance	<u>1,140,475</u>	<u>795,339</u>

Majority of the deferred tax asset of the Company pertains to the valuation of the derivative financial instruments.

Bilateral advance pricing arrangement

The Company and NHI requested an APA to the relevant tax authorities in the Netherlands and in Japan to avoid double taxation on the taxable income of the Company. In February 2011, the Dutch and Japanese tax authorities reached an agreement for the six years up to March 2012 where the profit before tax of the Company should be within a pre-defined range.

Following the conclusion above, the APA has led to JPY 7,211,520 thousand deduction from the taxable income of the Company for the fiscal years ended 31 March 2007 to 31 March 2010. For the years ended 31 March 2011 and ending 31 March 2012, NHI and the Company agreed to settle the adjustment in line with the APA. For the year ended 31 March 2011, JPY 9,889,440 (Refer to Note 12) thousand adjustment amount due to NHI is included in the *General and administrative expenses* in the statement of comprehensive income.

NOMURA EUROPE FINANCE N.V.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

14. Financial instruments classification summary

	As of March 2011		
	Thousands of JPY		
	Loans and receivables	Held for trading	Financial liabilities at amortised cost
Loans and advances to affiliates	1,875,590,235	-	-
Derivative financial assets			
- held for trading	-	522,870,783	-
- with hedging relationship (hedge accounting)	-	1,675,912	-
Cash and cash equivalents	74,061,211	-	-
Other assets			
- cash collateral (Note 17)	305,610,000	-	-
Total financial assets	2,255,261,446	524,546,695	-
			1,875,590,235
			522,870,783
			1,675,912
			74,061,211
			305,610,000
			2,779,808,141
Debt issued and other borrowed funds			
- not in connection with fair value hedge	-	-	1,864,737,848
- in connection with fair value hedge	-	-	417,561,995
Derivative financial liabilities			
- derivatives held for trading	-	449,104,241	-
- derivatives with hedging relationship (hedge accounting)	-	3,756,097	-
Total financial liabilities	-	452,860,338	2,282,299,843
			3,756,097
			2,735,160,181

NOMURA EUROPE FINANCE N.V.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

	As of March 2010		
	Thousands of JPY		
	Loans and receivables	Held for trading	Financial liabilities at amortised cost
Loans and advances to affiliates	1,724,936,631	-	-
Derivative financial assets			
- held for trading	-	604,703,749	-
- with hedging relationship (hedge accounting)	-	5,213,863	-
Cash and cash equivalents	41,324,235	-	-
Other assets	304,630,000	-	-
- cash collateral (Note 17)			
Total financial assets	2,070,890,866	609,917,612	-
			304,630,000
			2,680,808,478
Debt issued and other borrowed funds			
- not in connection with fair value hedge	-	-	1,962,877,717
- in connection with fair value hedge	-	-	230,005,310
Derivative financial liabilities			
- derivatives held for trading	-	453,856,195	-
- derivatives with hedging relationship (hedge accounting)	-	357,462	-
Total financial liabilities	-	454,213,657	2,192,883,027
			357,462
			2,647,096,684

NOMURA EUROPE FINANCE N.V.**NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS****15. Derivative financial instruments**

	As of	
	March 2011	March 2010
	<u>Thousands of JPY</u>	<u>Thousands of JPY</u>
Positive fair values		
Foreign exchange related derivatives	1,881,918	3,141,408
Interest rate derivatives		
- held for trading	339,395,549	311,718,406
- fair value hedge accounting	1,675,912	5,213,863
Currency derivatives	78,000,439	159,966,791
Equity derivatives	103,592,877	129,877,144
Positive fair values	<u>524,546,695</u>	<u>609,917,612</u>
Negative fair values		
Foreign exchange related derivatives	1,809,927	6,329,160
Interest rate derivatives		
- held for trading	340,733,683	311,789,631
- fair value hedge accounting	3,756,097	357,462
Currency derivatives	2,967,754	5,860,260
Equity derivatives	103,592,877	129,877,144
Negative fair values	<u>452,860,338</u>	<u>454,213,657</u>

The above table also includes bifurcated embedded derivatives.

	As of	
	March 2011	March 2010
	<u>Thousands of JPY</u>	<u>Thousands of JPY</u>
Notional amounts		
Interest rate derivatives	1,885,608,171	1,726,345,482
Currency derivatives	749,141,593	772,409,853
Foreign exchange related derivatives	251,600,740	363,725,952
Equity derivatives	171,029,048	231,263,580
	<u>3,057,379,552</u>	<u>3,093,744,867</u>

All foreign exchange related derivatives and other derivatives mentioned above, excluding bifurcated embedded derivatives, are with the Nomura Group. The above notional figures do not include the bifurcated embedded derivatives.

The Company's fair value hedges principally consist of interest rate derivatives that are used to protect against changes in the fair value of fixed rate instruments (i.e. long-term fixed rate notes issued).

The Company has only over-the-counter ("OTC") derivatives, including bifurcated embedded derivatives, which are valued using internal models using market transactions and other market evidence whenever possible, including market-based inputs to models, model calibration to market clearing transactions, broker or dealer quotations, or alternative pricing sources with reasonable levels of price transparency. Valuation techniques include simple discounted expected cash flow techniques, Black-Scholes and Monte Carlo simulations.

NOMURA EUROPE FINANCE N.V.**NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS****16. Cash and cash equivalents**

The balance only comprises of cash in banks which are unrestricted for disposal.

17. Other assets

	As of	
	March 2011	March 2010
	Thousands of JPY	Thousands of JPY
Cash collateral (Notes 21 and 23)	305,610,000	304,630,000
Others	3,628,454	2,302,520
	<u>309,238,454</u>	<u>306,932,520</u>

The cash collateral is related to derivative transactions and is restricted for disposal.

18. Issued and paid-up capital and reserve

The authorised share capital consists of 315,000 ordinary shares of Euro (EUR) 454 each. The issued and paid-up share capital comprises of 113,000 shares with EUR 454 par value per share.

Reconciliation movement in the issued capital account and reserves is as follows:

	For the year ended	
	March 2011	March 2010
Issued and paid-up capital at historical cost (JPY Thousands)	8,402,375	8,402,375
Issued and paid-up shares (Thousands)	113	113
Par value per share (EUR)	454	454
Issued shares at par value (EUR Thousands)	51,302	51,302
Exchange rate (EUR-JPY)	117.54744	125.93000
Issued and paid-up capital (JPY Thousands)	<u>6,030,419</u>	<u>6,460,461</u>

	As of	
	March 2011	March 2010
	Thousands of JPY	Thousands of JPY
Issued and paid-up capital at historical cost	8,402,375	8,402,375
Issued and paid-up capital	6,030,419	6,460,461
Translation difference	<u>2,371,956</u>	<u>1,941,914</u>

NOMURA EUROPE FINANCE N.V.**NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS****19. Debt issued and other borrowed funds**

	For the year ended	
	March 2011	March 2010
	Thousands of JPY	Thousands of JPY
Beginning balance	2,071,306,014	2,013,949,913
Issues	328,823,180	313,567,439
Redemptions	(126,088,910)	(154,999,726)
Reclassifications to current liabilities	(242,578,392)	(80,091,051)
Other movements	(38,367,484)	(21,120,561)
Ending balance	1,993,094,408	2,071,306,014

In the above table, *Other movements* are mainly related to the effects of the foreign exchange results and amortisation of debt issued and borrowed funds using the EIR method.

The Company has set up a 1 billion US Dollar (USD) Euro Note Programme (the Old Programme) on 19 October 1994 which was increased to USD 40 billion on 20 April 2006.

On 31 July 2009, the Company has set-up a Multi-Issuer Euro Note Programme (the Existing Programme) under which the Company and two other Nomura Group entities are the issuers. The size of the Existing Programme is USD 40 billion with the consideration of the notes issued and outstanding under the Old Programme.

All notes issued are guaranteed either by NHI only or by both NHI and Nomura Securities Co., Ltd. (NSC) (Refer to Note 23).

20. Commitments and contingent liabilities

The Company has JPY 30,000,000 thousand committed loan facility as of 31 March 2011 (2010: JPY 277,670,833 thousand) to certain Nomura Group entities which is fully utilised (2010: 0.1% not utilised).

The JPY 247,670,833 thousand committed loan facilities as of 31 March 2010 have been terminated in April 2010.

21. Financial risk management

The Company's activities involve both the assumption and transfer of certain risks which the Company must manage. The most important types of risk are market risk, credit risk, liquidity risk and interest rate risk. Market risk includes currency risk, price risk and fair value interest rate risk.

The Company's primary objective is to act as a financing vehicle for the Nomura Group. To this end, the Company issues debt with returns linked to a variety of different indices including but not limited to equities, interest rate, foreign exchange, credit and commodities. The Company actively manages the resultant risk using derivative financial instruments with the express intention of eliminating significant market risk arising from such instruments. The Company transacts these derivative instruments solely with other entities within the Nomura Group.

The Company's financial instruments include loan advances, cash collateral deposit to a certain member of the Nomura Group, medium term notes and derivatives.

NOMURA EUROPE FINANCE N.V.**NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS**Risk Management Structure

The Nomura Group has independent units responsible for appropriate financial resources allocation and risk management (i.e. Nomura Group Controllers' Department, Nomura Group Finance Department, Nomura Group Treasury Department and Nomura Group Risk Management Department).

Within these units, Nomura Group Risk Management Department assist the Chief Risk Officer (CRO) with implementing the risk management framework and supervising risks. A key component of the framework is the Risk Appetite statement which defines the Nomura Group boundaries in the context of corporate strategic objectives. The CRO is responsible for managing risk profile of the Nomura Group globally. The CRO works closely with the business heads and regional management to ensure that our risk model is complementary to the business strategy, while safeguarding Nomura Group's strong balance sheet.

Risk Management Committee

NHI has two key Risk Management Committees:

- Group Integrated Risk Management Committee (GIRMC); and
- Global Risk Management Committee (GRMC)

The GIRMC reports to the Board of Directors and Executive Management Board ("EMB"). The GIRMC is a sub-committee of the EMB and determines Nomura Group's risk appetite and global risk management framework. This translates risk appetite into economic capital and other financial and operational limits and assesses global portfolio and concentration risk against portfolio limits to take corrective actions. Additionally, the GIRMC oversees regional capital commitment, credit and risk committees and sets regional delegated limits/ scope of authority.

The GRMC reports to the GIRMC. It has the delegated authority from the GIRMC to approve transactional capital commitment, credit and risk approvals exceeding regional delegated limits and transactions with significant high risk profiles. Additionally, a sub-committee of the GRMC has been established to focus on specific one-off transactions.

The Company's qualitative and quantitative risk managementMarket Risk

Market risk is the risk that the fair value or future cash flows of financial instruments will fluctuate because of changes in market prices such as interest rates, foreign exchange rates and equity prices. However, the Company seeks to minimise the market risks by entering into derivative agreements to economically hedge the exposures in its loans and medium term notes. The maturity structure of the derivatives corresponds with the maturity of the loans and medium term notes being hedged.

Interest Rate Risk

It is the policy of the Company to hedge interest rate exposures via the use of interest rate or currency derivatives.

The Company finances its operations through a mixture of retained profits and short-term or long-term borrowings through the issuance of medium term notes. The Company funds the desired currencies at both fixed and floating rates of interest and then uses both interest rate and currency derivatives to generate the desired interest rate hedge profile. This will involve matching the coupon dates on both the assets and liabilities where relevant.

NOMURA EUROPE FINANCE N.V.**NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS**

Applying the above hedging policy on interest rate exposure, the Company does not have a significant interest rate exposure as of 31 March 2011 and 31 March 2010.

Currency Exposure

Currency exposures comprise the monetary assets and monetary liabilities of the Company that are not denominated in the functional currency of the Company. All material net currency exposure arising from activities of the Company is actively hedged using foreign exchange related derivatives and/or currency derivatives.

It is the policy of the Company not to trade currency exposure; therefore, all currency derivative transactions are entered into with the express intention of hedging only.

Applying the above hedging policy on currency exposure, the Company does not have a significant currency exposure as of 31 March 2011 and 31 March 2010.

Credit Risk*Credit risk management*

Credit risk refers to the potential loss in the value of a transaction because of a counterparty or issuer failing to perform its contractual commitment. This type of risk is reduced through diversification, effective credit analysis of counterparties, enforcement of credit limits by country and by counterparty and management of credit exposure through netting arrangements.

As the Company's financial instruments are traded exclusively with the Nomura Group, credit risk is minimised.

Credit quality of financial assets

The Company considered the credit rating of the Nomura Group as the same credit rating received by NHI from Standard & Poor's International LLC which is BBB+. As of the Managing Directors' reporting date, there has been no change in the aforementioned credit rating.

The Company has no financial assets that are either past due or impaired.

Credit risk exposure

The table below shows the Company's maximum exposure to credit risk as at statement of financial position date without taking account of any collateral held or any other credit enhancements. Certain off-balance sheet instruments which expose the Company to a risk of loss due to default by the parties underlying these contracts are also disclosed.

	As of	
	March 2011	March 2010
	Thousands of JPY	Thousands of JPY
Derivative financial assets	524,546,695	609,917,612
Commitments to extend credit	-	283,052
Cash and cash equivalents	74,061,211	41,324,235
Other debtors	2,181,200,235	2,029,566,631
Total exposure to credit risk	2,779,808,141	2,681,091,530

NOMURA EUROPE FINANCE N.V.**NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS**

As mentioned previously, the Company enters into netting arrangements to mitigate its exposure to credit loss. The impact of offsetting financial assets and financial liabilities which are subject to netting arrangements is not reflected in the statement of financial position.

Impaired financial assets

The Company assesses whether there is any objective evidence that a financial asset is impaired at each statement of financial position date as described in Note 2.2 e) above.

For the years ended 31 March 2011 and 31 March 2010, no impairment loss on financial assets has been recognised.

Liquidity Risk*Liquidity Risk Management*

The Nomura Group defines liquidity risk as the potential inability to meet financial obligations as they become due. This risk could arise from an inability to access the secured or unsecured debt markets, deterioration in credit ratings, a failure to manage unplanned changes in funding requirements, a failure to liquidate assets quickly and with minimal loss in value, or changes in regulatory capital restrictions which may prevent the free flow of funds between different Nomura Group entities. Liquidity risk could be due both to Nomura-specific and market wide events. Its primary liquidity objective is to ensure continuous liquidity across market cycles and periods of stress, and to ensure that all funding requirements and unsecured debt obligations that fall due within one year can be met without additional unsecured funding or forced liquidation of trading assets. Nomura Group has in place a number of liquidity policies designed to achieve its primary liquidity objective. The Company's liquidity profile is an integral part to the overall management of liquidity risk across the Nomura Group given its primary role as funding vehicle.

The EMB of NHI is responsible for managing Nomura Group's liquidity risk. The Chief Financial Officer (CFO) has operational authority and delegated responsibility over Nomura Group's liquidity risk management based on decisions. Reporting to the CFO, Global Treasury is responsible for monitoring and managing the Company's liquidity in accordance with policies determined by the Executive Management Board of NHI or other decision making bodies. Global Treasury is a global business support line in charge of funding and liquidity risk management of the Nomura Group, composed of Treasury departments in Japan, United States, Europe and the rest of Asia. The Company is fully integrated within Global Treasury given its primary role as a funding vehicle and as the Company's liquidity risk management is incorporated into the global framework.

The maturity profile and sources of funding are actively monitored and managed by Global Treasury to avoid any concentration of funding by maturity and source. The distribution of sources of funding and their maturity profile are actively managed in order to ensure access to funds and to avoid a concentration of funding at any one time or from any one source.

In the same manner as the Nomura Group, the Company defines liquidity risk as the potential inability to meet financial obligations as they become due. We therefore seek to ensure adequate liquidity across market cycles and through periods of stress. This is achieved through a controlled process which ensures that cumulative financing requirements are restricted to pre-set levels.

Contractual Maturity Table

The tables below do not reconcile to the statement of financial position as it is based on discounted cash flows. Where the amount to be paid or the amount to be received is not fixed, the amount disclosed is determined by reference to the conditions existing at the end of the reporting period.

The embedded derivatives which are recorded under *Derivative financial assets and Derivative financial liabilities* are not separated from the hybrid financial instrument for the purpose of presenting the contractual maturity of the financial instruments.

NOMURA EUROPE FINANCE N.V.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

Financial liabilities

At 31 March 2011	On demand JPY mil	Less than 30 days JPY mil	31 – 90 days JPY mil	91 days – 1 year JPY mil	1 – 5 years JPY mil	Later than 5 years JPY mil	Total JPY mil
Debt issued and other borrowed funds	-	22,042	60,695	257,680	736,259	1,839,591	2,916,267
Other commitments	-	-	-	-	-	-	-
Total undiscounted financial liabilities	-	22,042	60,695	257,680	736,259	1,839,591	2,916,267
Total exposure to liquidity risk	-	22,042	60,695	257,680	736,259	1,839,591	2,916,267

At 31 March 2010	On demand JPY mil	Less than 30 days JPY mil	31 – 90 days JPY mil	91 days – 1 year JPY mil	1 – 5 years JPY mil	Later than 5 years JPY mil	Total JPY mil
Debt issued and other borrowed funds	-	12,920	23,866	89,225	555,125	1,513,047	2,194,183
Other commitments	283	-	-	-	-	-	283
Total undiscounted financial liabilities	283	12,920	23,866	89,225	555,125	1,513,047	2,194,466
Total exposure to liquidity risk	283	12,920	23,866	89,225	555,125	1,513,047	2,194,466

Approximately 63% (2010: 70%) of the above mentioned financial liabilities have the feature of either early termination or redemption.

NOMURA EUROPE FINANCE N.V.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

The table below shows the maturity profile of the Company's financial derivatives. The analysis into maturity groupings is based on the remaining period to the contractual maturity date.

Financial derivatives

At 31 March 2011

	On demand JPY mil	Less than 30 days JPY mil	31 – 90 days JPY mil	91 days – 1 year JPY mil	1 – 5 years JPY mil	Later than 5 years JPY mil	Total JPY mil
Net-settled financial derivatives							
Net-settled derivatives held for trading	-	2,241	4,317	19,047	92,589	402,272	520,466
Net-settled hedging derivatives	-	328	657	3,022	12,975	1,489	18,481
Total undiscounted net-settled financial derivatives	-	2,569	4,974	22,069	105,564	403,771	538,947
Gross settled financial derivatives							
Contractual amounts receivable	-	131,175	127,913	18,335	475,281	342,798	1,095,482
Contractual amounts payable	-	(132,860)	(125,955)	(15,476)	(426,572)	(307,120)	(1,007,963)
Total undiscounted gross settled financial derivatives	-	(1,685)	1,958	2,859	48,689	35,678	87,499
Total undiscounted financial derivative	-	884	6,932	24,928	154,253	439,449	626,446

NOMURA EUROPE FINANCE N.V.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

At 31 March 2010	On demand JPY mil	Less than 30 days JPY mil	31 – 90 days JPY mil	91 days – 1 year JPY mil	1 – 5 years JPY mil	Later than 5 years JPY mil	Total JPY mil
Net-settled financial derivatives							
Net-settled derivatives held for trading	-	1,613	5,185	22,658	100,963	469,868	599,287
Net-settled hedging derivatives	-	397	794	3,639	18,391	3,487	26,708
Total undiscounted net-settled financial derivatives	-	2,010	5,979	26,297	119,354	472,355	625,995
Gross settled financial derivatives							
Contractual amounts receivable	-	320,016	21,132	217,914	341,546	297,803	1,198,411
Contractual amounts payable	-	(293,872)	(21,754)	(193,394)	(249,635)	(294,551)	(1,053,206)
Total undiscounted gross settled financial derivatives	-	26,144	(622)	24,520	91,911	3,252	145,205
Total undiscounted financial derivative	-	28,154	5,357	50,817	211,265	475,607	771,200

NOMURA EUROPE FINANCE N.V.**NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS****Operational Risk**

The Company defines operational risk as the risk of loss resulting from inadequate or failed internal processes, people and systems or from external events. This definition includes legal risk, but excludes strategic and reputational risk. The loss event types which fall under this definition are as follows: (1) Internal Fraud (2) External Fraud (3) Employment Practices and Workplace Safety (4) Clients, Products & Business Practices (5) Damage to Physical Assets (6) Business Disruption and System Failures (7) Execution, Delivery & Process Management.

The Company uses the framework for the management of Nomura Group's operational risk that is outlined in the Operational Risk Management (ORM) Policy of the Nomura Group. The policy has been approved by the Group Integrated Risk Management Committee.

Operational risk is managed on a day-to-day basis by the Company and its service support counterparties through the assistance of the Operational Risk Coordinator for the Netherlands.

The ORM framework consists of four elements: Identification, Assessment, Control and Monitoring of the risk. The Company identifies the risk by capturing and analysing internal and external loss data. Together with the Regional ORM, the Company assesses and controls risk appropriately through the analysis of losses and through the implementation of self-assessment. The ORM monitors and reports operational risk to the Company's senior management. The Operational Risk Coordinator for the Netherlands continually informs and trains the Company's employees in awareness of operational risk and the potential impact to the organisation.

Fair value of financial assets and financial liabilities*Financial instruments at amortised cost*

The carrying value of financial assets and financial liabilities fairly approximates its fair value, except for non-current debt issued and other borrowed funds.

The non-current debt issued and borrowed fund's carrying value amounted to JPY 1,993,094 million as of 31 March 2011 (2010: JPY 2,071,306 million) and its fair value amounted to JPY 1,712,921 million as of 31 March 2011 (2010: JPY 1,833,089 million).

Financial liabilities carried at amortised cost having a maturity of more than one year from the statement of financial position date, fair value is determined based on price quotations.

Fair Value Hierarchy

Level 1: quoted (unadjusted) prices in active markets for identical assets or liabilities;

Level 2: other techniques for which all inputs which have a significant effect on the recorded fair value are observable, either directly or indirectly; and

Level 3: techniques which use inputs which have a significant effect on the recorded fair value that are not based on observable market data.

OTC derivatives, including bifurcated embedded derivatives, are classified within Level 2 of the fair value hierarchy when all of the significant inputs can be corroborated to market evidence. Derivatives that are valued using models with significant unobservable inputs such as correlation, long-dated volatility, or other unobservable inputs are classified within Level 3. Examples of derivatives classified as Level 3 by the Company include exotic interest rate derivatives, exotic foreign exchange derivatives, exotic equity derivatives, exotic derivatives including a combination of interest rate, foreign exchange and equity risks and certain other transactions including long-dated or exotic credit derivatives.

NOMURA EUROPE FINANCE N.V.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

	As of							
	March 2011				March 2010			
	Carrying Value Millions of JPY	Level 1 Millions of JPY	Level 2 Millions of JPY	Level 3 Millions of JPY	Carrying Value Millions of JPY	Level 1 Millions of JPY	Level 2 Millions of JPY	Level 3 Millions of JPY
Financial assets measured at fair value								
Derivative financial assets								
Foreign exchange related derivatives	1,882	-	1,882	-	3,142	-	3,142	-
Interest rate derivatives								
- held for trading	339,396	-	24,545	314,851	311,718	-	7,010	304,708
- with hedging relationship	1,676	-	1,676	-	5,214	-	5,214	-
Currency derivatives	78,000	-	76,666	1,334	159,967	-	158,438	1,529
Equity derivatives	103,593	-	80,388	23,205	129,877	-	61,288	68,589
	524,547	-	185,157	339,390	609,918	-	235,092	374,826
Financial liabilities measured at fair value								
Derivative financial liabilities								
Foreign exchange related derivatives	1,810	-	1,810	-	6,329	-	6,329	-
Interest rate derivatives								
- held for trading	340,734	-	25,787	314,947	311,790	-	7,024	304,766
- with hedging relationship	3,756	-	3,756	-	358	-	358	-
Currency derivatives	2,967	-	1,633	1,334	5,860	-	4,331	1,529
Equity derivatives	103,593	-	80,388	23,205	129,877	-	61,288	68,589
	452,860	-	113,374	339,486	454,214	-	79,330	374,884

NOMURA EUROPE FINANCE N.V.**NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS****Transfers between categories**

There are no financial assets and financial liabilities recognised at fair value under Level 1. Thus, no transfers occurred between Level 1 and Level 2.

Level 3 reconciliation

The following table shows a reconciliation of all movements in the fair value of financial instruments categorised within Level 3 between the beginning balances and the ending balances as of the reporting period.

	For the year ended			
	March 2011		March 2010	
	Derivatives		Derivatives	
	Financial assets In Millions of JPY	Financial liabilities In Millions of JPY	Financial assets In Millions of JPY	Financial liabilities In Millions of JPY
Beginning balance	374,826	374,884	485,708	485,757
Net trading income	40,928	40,928	(15,397)	(15,476)
Issues	2,231	2,326	2,709	2,753
Settlements	(43,078)	(43,079)	(80,230)	(80,230)
Change in fair value	(613)	(613)	(8,268)	(8,268)
Transfer in	1,142	1,142	6,783	6,875
Transfer out	(36,046)	(36,102)	(16,479)	(16,527)
Ending balance	339,390	339,486	374,826	374,884
Total gains and (losses) for the period included in the statement of comprehensive income for instruments held at the end of the reporting period				
	(87,948)	83,674	64,056	(66,448)

During the year, the Company transferred out certain financial derivatives from Level 3 due to the stress test, which affected the impact on valuation by the unobservable input parameters being less significant. The above transfers do not have a significant effect in the Company's profit and equity as the Company enters into derivative transactions to hedge its exposures in loans and medium term notes.

Certain financial assets and liabilities are valued using valuation techniques which rely on parameters which are not observable in the market due to an absence of equivalent, current, market transactions or observable market data. These valuation techniques are based on assumptions. As a result, the fair value calculated using these valuation techniques will change if the underlying assumptions change.

Level 3 sensitivity information

As discussed above, the fair value of financial instruments are, in certain circumstances, measured using valuation techniques incorporating assumptions that are not evidenced by prices from observable current market transaction in the same market instrument.

In case economic conditions do not change significantly, management does not anticipate a material difference between the overall fair value of Level 3 financial instruments and their total net settlement amounts in the future. Given that the valuation of these instruments fluctuate in response to a variety of factors, including, but not limited to general market sentiment, credit, interest rate, foreign exchange and correlation risk, current values may continue to decrease if conditions deteriorate further. Conversely, should conditions improved, an increase in the value of the Level 3 portfolio would be expected. The increase or decrease in the value of the Level 3 portfolio will not significantly impact its profit and equity as the Company enters into derivative transactions to hedge its exposures in loans and medium term notes.

NOMURA EUROPE FINANCE N.V.**NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS****Day 1 gains and losses**

Gains or loss generated from the use of valuation techniques with significant unobservable parameters is deferred over the life of the contract until parameters become observable or when the instrument is derecognised. Changes in fair value after inception are recognised in the profit or loss account. The total fair value attributable to these financial instruments that is yet to be recognised in the profit or loss account as of the statement of financial position date is JPY 41.4 million loss (2010: JPY 51.7 million loss).

22. Capital management policy

The objective of the Company's capital management policy is to ensure that the Company has an appropriate level of capital, being issued capital and issued medium term notes.

The Company reviews the appropriate level of capital - the determination of the level of appropriate capital will take into consideration the financing needs and liquidity position of the Nomura Group.

No changes were made in the objectives, policies or processes for managing capital during the year.

	As of	
	March 2011	March 2010
	Thousands of JPY	Thousands of JPY
Issued and paid-up capital	6,030,419	6,460,461
Share premium	1,320,860	1,320,860
Reserve	2,371,956	1,941,914
Total issued capital	9,723,235	9,723,235
Debt issued and other borrowed funds		
- on-current	1,993,094,408	2,071,306,014
- current	289,205,435	121,577,013
Total medium term notes	2,282,299,843	2,192,883,027
Total issued capital and medium term notes	2,292,023,078	2,202,606,262

23. Related parties

The Company enters into transactions with the Nomura Group which are at arm's length basis.

a. Transactions with the parents

- i. The Company entered into loan agreement with NHI where interest income is earned (Refer to Note 5). As of 31 March 2011, the outstanding loan to NHI is JPY 200,000,000 thousand (2010: nil). The outstanding balance is unsecured. For the years ended 31 March 2011 and 31 March 2010, no impairment loss on the loans and advances to NHI has been recognised.
- ii. The Company entered into a dealer agreement with NHI, as one of the guarantors of the Company notes (Refer to Note 19), whereby it has agreed to pay a fee (Refer to Note 6) based on the average outstanding amount of the notes during the relevant calculation period. As of 31 March 2011, guarantee fee payable to NHI is JPY 653,235 thousand (2010: JPY 594,200 thousand).
- iii. Due to the APA that has been recently concluded for avoidance of double taxation, the Company agreed to pay the adjustment amount resulting from APA to NHI (Refer to Note 12). The adjustment amount is aligned with the concluded APA. As of 31 March 2011, JPY 9,889,440 thousand is accrued under *Other liabilities* (2010: nil).

NOMURA EUROPE FINANCE N.V.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

b. Transactions with the Managing Directors

As of 31 March 2011, the Company had three managing directors who were seconded within the Nomura Group. The remuneration for the year ended 31 March 2011 amounted to JPY 9,553 thousand (2010: JPY 12,531 thousand) and is recorded under *General and administrative expenses*. Remuneration of the managing directors is under the cost sharing agreement with one of the related parties in the Nomura Group.

c. Transactions with other related parties

- i. The Company entered into loan agreements with related parties where interest income is earned (Refer to Note 5). All outstanding balances are unsecured. For the years ended 31 March 2011 and 31 March 2010, no impairment loss on the loans and advances to affiliates has been recognised.
- ii. The Company entered into derivative agreements with related parties whereby the Company has cash collateral deposited at one of its derivative counterparties (Refer to Note 17). Interest is earned based on the monthly outstanding balance (Refer to Note 5).
- iii. The Company entered into derivative agreements with related parties to hedge the exposures in its loans and medium term notes. As of 31 March 2011, derivative financial assets and derivative financial liabilities with related parties amounted to JPY 93,253,437 thousand and JPY 438,796,292 thousand, respectively. (2010: derivative financial assets – JPY 184,537,253 thousand and derivative financial liabilities – JPY 437,113,584 thousand).
- iv. The Company has a current account with a related party bank where it also earns interest based on outstanding balance (Refer to Note 5). As of 31 March 2011, outstanding balance deposited with the related party bank is JPY 74,039,169 thousand (2010: JPY 41,245,044 thousand).
- v. The Nomura Group may acquire notes issued by the Company from third parties as part of its market making or capital management activities. As of 31 March 2011, the outstanding balance of debt issued held within the Nomura Group is JPY 92,840,447 thousand (2010: JPY 120,267,862 thousand).
- vi. The Company entered into a dealer agreement with NHI and one of the related parties in the Nomura Group, as guarantors of the Company notes (Refer to Note 19), whereby it has agreed to pay a fee (Refer to Note 6) based on the average outstanding amount of the notes during the relevant calculation period. As of 31 March 2011, guarantee fee payable is PY 873,334 thousand (2010: JPY 871,800 thousand).
- vii. The Company earns commitment fees from the extension option on the loan agreements (Refer to Note 6).
- viii. The operations of the Company are mainly supported by certain members of the Nomura Group. Thus, several expenses are incurred from those members (Refer to Note 12).

NOMURA EUROPE FINANCE N.V.**NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS****24. Events after the reporting period****Substitution of debts - Deeds poll**

On 13 May 2011, the Company entered into deeds poll with NGF and NHI whereby the Company has become the substituted debtor of the following NHI guaranteed notes: a) AUD 216 million 6.45% fixed rate note due on 17 June 2013 b) AUD 1,011 million 6.55% fixed rate note due on 12 June 2014 and c) New Zealand Dollars (NZD) 280 million 6.35% fixed rate notes due on 12 June 2014, which were originally issued by NGF.

Novation of loans - Deed of novation

On 13 May 2011, the Company entered into a deed of novation with NGF, Nomura International plc, and NHI whereby the Company is the transferee and has become the new creditor to the following loans to NIP:

- AUD 216 million dated 9 June 2009
- AUD 1,011 million dated 3 June 2010
- NZD 280 million dated 3 June 2010

The above subrogated notes and loans were transacted at arm's length basis.

25. Other information**Auditor's report**

The report of the auditors, Ernst & Young Accountants LLP, is presented on page 6.

Appropriation of result - Provision in the Company's articles of association

In accordance with Article 20 of the Company's articles of association, the net result shall be free at the disposal of the General Meeting.

Appropriation of result - Management proposal

The management proposes to distribute JPY 19,990,491 thousand from the JPY 1,962,627 thousand profit for the year ended 31 March 2011 and retained earnings. This proposal has not been reflected in the accounts.

2【主な資産・負債及び収支の内容】

「第3 事業の状況－7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」および上記「1 財務書類」を参照のこと。

3【その他】

(1) 後発事象

債務の継承

2011年5月13日に、当社はノムラ・グローバル・ファンディング・ピー・エル・シーおよび野村ホールディングスと捺印証書を締結しており、以下の野村ホールディングスに保証されている社債の継承債務者となった。すなわち、a) 2013年6月17日を償還期日とする固定利率6.45%の豪ドル建債216百万豪ドル、b) 2014年6月12日を償還期日とする固定利率6.55%の豪ドル建債1,011百万豪ドルおよび、c) 2014年6月12日を償還期日とする固定利率6.35%のニュージーランド・ドル建債280百万ニュージーランド・ドルであり、当初ノムラ・グローバル・ファンディング・ピー・エル・シーにより発行された。

貸付金の代替

2011年5月13日に、当社はノムラ・グローバル・ファンディング・ピー・エル・シー、ノムラ・インターナショナル・ピー・エル・シーおよび野村ホールディングスと当事者代替契約を締結しており、当社は譲受人となり、以下のノムラ・インターナショナル・ピー・エル・シーへの貸付金の新たな債権者となった。

- ・ 2009年6月9日付の216百万豪ドル
- ・ 2010年6月3日付の1,011百万豪ドル
- ・ 2010年6月3日付の280百万ニュージーランド・ドル

上記の債務の継承および貸付金の代替は、独立第三者間の条件で取引が行われた。

当社が2011年4月1日から2011年8月31日までの間にユーロ・ノート・プログラム（「第3 事業の状況－5 経営上の重要な契約等」を参照のこと。）に基づいて発行した社債残高は、円貨建債計30,263百万円、豪ドル建債計45百万豪ドル、米ドル建債計231百万米ドル、ユーロ建債計1百万ユーロ、南アフリカランド建債計30百万ランド、ニュージーランド・ドル建債計3百万ニュージーランド・ドル、カナダ・ドル建債計5.5百万カナダ・ドル、ブラジル・レアル建債計29百万ブラジル・レアル、韓国・ウォン建債計1,500百万韓国・ウォン、メキシコ・ペソ建債計45百万メキシコ・ペソ、トルコ・リラ建債計10百万トルコ・リラとなっている。

2011年6月29日付で、ノムラ・グローバル・ファンディング・ピー・エル・シーが保有していた当社の全株式が野村ホールディングスに譲渡されたことに伴い、当社は野村ホールディングスの子会社となった。

(2) 訴訟

重要な訴訟等はない。

(3) 本国と日本における会計原則および会計慣行の主要な相違

添付の財務書類は、IFRSに準拠して作成されているが、これらは日本における会計処理の原則および手続ならびに財務書類の表示方法（以下「日本の会計原則」という。）と以下の重要な分野で相違している。

1. 公正価値評価

IAS第39号では、トレーディング目的の金融資産および金融負債（デリバティブを含む。）は公正価値で測定し、公正価値の変動を包括利益計算書で認識する。評価モデルへのインプットが市場で観察不能な場合、そ

の取引に係る当初の認識は、一般に公正価値の最良の指標となる取引価格で行う。取引価格とモデル評価の差額は、インプットが観察可能となった時点、または金融商品の認識が中止された時点で認識される。

日本の会計原則では、トレーディング目的の金融資産および金融負債（デリバティブを含む。）は時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の損益として処理する。なお、IFRSのような取引の当初損益を規定する基準はない。

2. ヘッジ会計

IAS第39号では、デリバティブ金融商品は、会計基準により定められたヘッジ会計に指定されかつその要件を満たす場合には、ヘッジ会計が適用され、公正価値ヘッジ、キャッシュ・フロー・ヘッジ、または在外営業活動体に対する純投資のヘッジについて、ヘッジ会計による処理が認められている。公正価値ヘッジの場合は、ヘッジ対象の特定のリスクに係る公正価値の変動と、ヘッジ手段の公正価値の変動を、ともに損益として認識・計上する。

一方、日本の会計原則では、ヘッジ目的で保有するデリバティブに関する評価差額は、純資産の部に計上され、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで繰り延べることとなっている。ただし、一定の要件を満たす金利スワップの特例処理が認められた場合については、金利スワップを時価評価せず金銭の受払の純額等を当該資産または負債に係る利息に加減することが認められている。

3. 複合金融商品

IAS第39号では、組込デリバティブは以下の全ての条件を満たしたとき、区分処理が必要となる。

- ・組込デリバティブの経済的特性やリスクが主契約のそれらと密接に関連していない。
- ・それが同一条件の独立の金融商品ならばデリバティブの要件を充足する。
- ・デリバティブが組み込まれた複合金融商品が、損益を通じて公正価値で計上される金融商品として分類されていない。

一方、日本の会計原則では、以下の全ての要件を満たす複合金融商品については、組込デリバティブを組込対象である金融資産または金融負債とは区分して時価評価し、評価差額を当期の損益として処理する。

- ・組込デリバティブのリスクが現物の金融資産または金融負債に及ぶ可能性があること。
- ・組込デリバティブと同一条件の独立したデリバティブが、デリバティブの特徴を満たすこと。
- ・当該複合金融商品について、時価の変動による評価差額が当期の損益に反映されないこと。

4. 金融商品の開示

IFRS第7号では、金融商品の種類ごとに公正価値測定に用いられたインプットの源泉別ごとに3つのレベルの階層に従って、公正価値測定額について開示することが求められている。

一方、日本の会計原則では、公正価値の階層の開示は求められていない。

5. 過年度の財務書類の修正再表示

IAS第8号では、会計方針の変更は、表示されている最も古い年度の資本項目のうち影響を受ける期首残高および各過年度に開示されているその他の比較可能額に遡及的に適用し、新しい会計方針が過去からすでに適用されていたかのように修正する。重要な誤謬は、その期間的影響額または累積的影響額の算定が実務上不可能な場合を除き、以下のいずれかの方法により遡及的に修正する。

- ・誤謬が発生した過年度の比較情報を修正再表示する。
- ・表示する最初の期間より前に誤謬が発生している場合には、表示対象となる最も古い期間の資産、負債および資本の期首残高を修正再表示する。

一方、日本の会計原則では、会計方針の変更は、その影響額が注記されるのみであり、重大な誤謬の訂正については、判明した年度の損益計算書に計上される。なお、新しい会計基準が公表され、会計方針の変更および誤謬の訂正による影響額は、原則として遡及的に反映することとなり、2011年4月1日以後開始する事業年度の期首以後に行われる会計上の変更および過去の誤謬の訂正から適用される。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項なし。

第8【本邦における提出会社の株式事務等の概要】

該当事項なし。

第9【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社の発行する有価証券は金融商品取引法第24条第1項第1号および第2号のいずれにも該当しないため、該当事項はない。

2【その他の参考情報】

平成22年4月1日以降、本書提出日までの間において提出された書類および提出日は以下のとおりである。

(1) 有価証券届出書およびその添付書類

平成22年8月30日 関東財務局長に提出

(2) 訂正届出書

平成22年9月9日 上記(1)記載の平成22年8月30日提出の有価証券届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出

(3) 訂正届出書

平成22年9月14日 上記(1)記載の平成22年8月30日提出の有価証券届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出

(4) 半期報告書

平成22年12月27日 関東財務局長に提出

(5) 臨時報告書

平成23年2月16日 関東財務局長に提出（提出理由：第19条第2項第12号）

(6) 有価証券届出書およびその添付書類

平成23年2月23日 関東財務局長に提出

(7) 訂正届出書

平成23年3月10日 上記(6)記載の平成23年2月23日提出の有価証券届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出

(8) 臨時報告書

平成23年6月30日 関東財務局長に提出（提出理由：第19条第2項第3号および第4号）

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

1【保証の対象となっている社債】

社債の名称	発行年月日	売出券面額の 総額又は振替 社債の総額	償 還 額	2011年3月31日 現在の未償還額	上 場
野村ホールディングス株式会社保証ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ2014年9月満期豪ドル建社債(注1)	2010年9月29日	9億7,600万豪ドル	0豪ドル	9億7,600万豪ドル	該当事項なし
野村ホールディングス株式会社保証ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ2014年9月満期米ドル建社債(注1)	2010年9月29日	3億9,200万米ドル		0米ドル 3億9,200万米ドル	該当事項なし
野村ホールディングス株式会社保証ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ2014年3月満期豪ドル建社債(注1)	2011年3月22日	7億3,100万豪ドル		0豪ドル 7億3,100万豪ドル	該当事項なし
野村ホールディングス株式会社保証ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ2015年3月満期米ドル建社債(注1)	2011年3月22日	3億6,800万米ドル		0米ドル 3億6,800万米ドル	該当事項なし
野村ホールディングス株式会社保証ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ2013年6月満期ユーロ豪ドル建社債(注2)	2009年6月17日	2億1,600万豪ドル		0豪ドル 2億1,600万豪ドル	該当事項なし
野村ホールディングス株式会社保証ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ2014年6月満期ユーロ豪ドル建社債(注2)	2010年6月14日	10億1,100万豪ドル	0豪ドル	10億1,100万豪ドル	該当事項なし
野村ホールディングス株式会社保証ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ2014年6月満期ユーロニュージーランドドル建社債(注2)	2010年6月14日	2億8,000万ニュージーランド・ドル	0ニュージーランド・ドル	2億8,000万ニュージーランド・ドル	該当事項なし

(注1) 提出会社のユーロ・ノート・プログラム（「第一部 企業情報－第3 事業の状況－5 経営上の重要な契約等」を参照のこと。）に基づき発行された社債のうち、日本国内で募集または売出しが行われた社債である。

(注2) ノムラ・グローバル・ファンディング・ピー・エル・シーの2009年7月31日に設定されたユーロ・ノート・プログラムおよび1998年1月30日に設定されたユーロ・ノート・プログラムに基づき、ノムラ・グローバル・ファンディング・ピー・エル・シーにより発行された社債のうち、日本国内で募集または売出しが行われた社債であり、2011年5月13日付の捺印証書により、提出会社がその債務を承継したものである。

2【継続開示会社たる保証会社に関する事項】

保証会社である野村ホールディングス株式会社は、継続開示会社である。

(1)【保証会社が提出した書類】

①【有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書】

イ. 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第107期）（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

平成23年6月30日 関東財務局長に提出

ロ. 四半期報告書又は半期報告書

事業年度（第108期第1四半期）（自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日）

平成23年8月15日 関東財務局長に提出

②【臨時報告書】

該当事項なし。

③【訂正報告書】

該当事項なし。

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

名 称	所 在 地
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号
株式会社大阪証券取引所	大阪市中央区北浜一丁目8番16号
株式会社名古屋証券取引所	名古屋市中区栄三丁目8番20号

3 【継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項】

該当事項なし。

第2【保証会社以外の会社の情報】

該当事項なし。

第3【指数等の情報】

該当事項なし。

独立監査人の監査報告書

ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・バイの執行取締役会 御中

私どもは、ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・バイ（オランダのアムステルダム）の関東財務局に提出される2011年9月9日付有価証券報告書（以下、「有価証券報告書」という。）に含まれる財務書類、すなわち、2011年3月31日および2010年3月31日現在の財政状態計算書、関連する同日に終了した事業年度の包括利益計算書、持分変動計算書およびキャッシュ・フロー計算書ならびに重要な会計方針の要約およびその他の情報から成る財務書類に関する注記について監査を行った。

執行取締役会の責任

執行取締役会の責任は、欧州連合が採用した国際財務報告基準およびオランダ民法典第2編第9章に準拠した財務書類の作成および公正な表示をすることにある。さらに、経営者は、不正または誤謬による重要な虚偽の表示がない財務書類の作成に必要と判断した内部統制にも責任を有している。

監査人の責任

私どもの責任は、自らの監査に基づき財務書類に対する意見を表明することにある。私どもは、オランダの監査基準を含むオランダの法律に準拠して監査を実施した。この法律は、私どもが職業倫理規定に準拠し、また、財務書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、監査を計画し実施することを求めている。

監査は、財務書類における金額および開示に関する監査証拠を得るための手続を実施することを含んでいる。選択された手続は、監査人の判断に基づいており、財務書類の不正または誤謬による重要な虚偽表示のリスクの評価が含まれる。

これらのリスク評価を行うにあたり、監査人は、会社の内部統制の有効性に対する意見表明のためではなく、状況に応じた適切な監査手続の策定のために、財務書類の作成および公正な表示に係る内部統制を考慮に入れている。また、監査は、経営者により採用された会計方針の適正性および経営者によって行われた見積の合理性の評価も含め全体としての財務書類の表示を検討することを含んでいる。

私どもは、監査意見表明のための十分かつ適切な監査証拠を得たと判断している。

意見

私どもの意見では、2011年9月9日付有価証券報告書に含まれる目的において、財務書類が、欧州連合が採用した国際財務報告基準およびオランダ民法典第2編第9章に準拠して、2011年3月31日および2010年3月31日現在のノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・バイの財政状態ならびに同日に終了した事業年度の経営成績およびキャッシュ・フローの状況について、真実かつ公正な概観を提供しているものと認める。

アムステルダム 2011年9月9日

アーンスト・アンド・ヤング・アカウンタンツ・エルエルピー

署名 W.J.スミット (W.J. Smit)

[次へ](#)

INDEPENDENT AUDITOR'S REPORT

To: The Board of Managing Directors of Nomura Europe Finance N.V.

We have audited the accompanying financial statements of Nomura Europe Finance N.V., Amsterdam, the Netherlands, to be included in the annual securities report dated September 9, 2011 to be filed with Kanto Local Finance Bureau of Japan (the 'Annual Securities Report'), which comprise the statements of financial position as at March 31, 2011 and March 31, 2010 and the related statements of comprehensive income, the statements of changes in equity and the statements of cash flows for the years then ended and the notes to the financial statements, comprising a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Board of Managing Directors' responsibility

The Board of Managing Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with International Financial Reporting Standards as adopted by the European Union and with Part 9 of Book 2 of the Dutch Civil Code. Furthermore management is responsible for such internal control as it determines is necessary to enable the preparation of the financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Auditor's responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with Dutch law, including the Dutch Standards on Auditing. This requires that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the auditor's judgement, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error.

In making those risk assessments, the auditor considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by management, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of Nomura Europe Finance N.V. as at March 31, 2011 and March 31, 2010, and of its result and its cash flows for the years then ended in accordance with International Financial Reporting Standards as adopted by the European Union and with Part 9 of Book 2 of the Dutch Civil Code, for the purpose of inclusion in the Annual Securities Report dated September 9, 2011.

Amsterdam, September 9, 2011

Ernst & Young Accountants LLP

Signed by W.J. Smit

※ 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出会社が別途保管しております。